

令和 5 年 度

多摩市特別職報酬等審議会資料

令和 5 年 8 月 2 9 日

多摩市特別職報酬等審議会

＜ 資料一覧 ＞

資料番号	資料名
1	多摩市特別職報酬等審議会条例
2	多摩市特別職等の報酬について(平成30年度の答申)
3	令和5年度東京都26市の概要
4	東京都26市特別職・議員等給料・報酬・期末手当支給月数等調べ
5	特別職報酬額の推移
6-1	令和4年度 多摩市長の公務状況
6-2	市長委員報酬
7-1	下水道事業管理者について
7-2	全国の下水道事業管理者の給料月額等の状況
8-1	東京都26市市議会概要
8-2	多摩市議会1年の動き
8-3	定例会開催状況
8-4	本会議の開催状況及び種別議決件数等
8-5	委員会の開会状況
8-6	委員会の審査状況
8-7	請願・陳情等委員会別審査事件数
8-8	議案等の種類別議決件数
9	特別職並びに議員の年間報酬総額及び減額措置の状況について(推計)
10	一般職と常勤特別職給与比較
11	職員支給手当一覧
12	職員平均年齢推移
13	一般職給料のラスパイレース指数推移
14	給与勧告の骨子(令和5年人事院勧告)
15	令和4年度多摩市の決算概況について
16	令和4年度多摩市の財政状況(決算の概要)

改正

平成19年3月30日条例第1号

平成20年9月9日条例第24号

平成27年3月31日条例第11号

平成27年12月22日条例第65号

平成28年12月26日条例第47号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、多摩市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育委員会教育長、多摩市特別職の指定等に関する条例（平成27年多摩市条例第65号）に規定する特別職の職員及び下水道事業管理者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は多摩市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年条例第65号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第47号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年11月16日

多摩市長 阿部 裕 行 殿

多摩市特別職報酬等審議会
会 長 小 坂 一 郎

多摩市特別職の報酬等について（答申）

現在の日本の社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復が続くことが期待されている。しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響並びに、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に留意する必要がある状況である。

一方、多摩市においては、歳入面では固定資産税等市税の一部に明るい兆しが見えるが、歳出面では増加が続く社会保障関係費のほか、公共施設や都市基盤の老朽化への対応による財政負担の増大が見込まれ、「多摩市行財政刷新計画」及び「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の着実な実施により、効率的な財政運営を図っていかねばならない状況にある。

以上のことを踏まえ、本審議会として国や東京都、都内自治体の報酬等の状況や最近の社会経済情勢、市長並びに市議会議員の活動状況、本市における財政状況、職員給与など本市の特別職の報酬等に関連する諸情勢について、委員としての様々な立場から意見を述べ協議した結果、委員の総意として、一定の結論を得たので下記のとおり答申する。

記

1. 報酬等の額について

市長、副市長、教育長、下水道事業管理者の給料及び議員の報酬については、平成29年度及び平成30年度給与に関する東京都人事委員会勧告の内容を参考の1つとして0.5%相当分を増額する。なお、多摩市特別職の指定等に関する条例に規定する特別職の職員（以下「政策監」という。）については据え置きが妥当であるとの結論に至った。

(1)常勤特別職給料

区分	現行月額	改定後月額	改定額
市長	950,600 円	955,400 円	4,800 円
副市長	830,800 円	835,000 円	4,200 円
教育長	789,300 円	793,200 円	3,900 円
政策監 (H28.4 月設置)	608,100 円	608,100 円	0 円
政策監 (H29.4 月設置)	691,900 円	691,900 円	0 円
下水道事業 管理者	706,000 円	709,500 円	3,500 円

(2)議員報酬

区分	現行月額	改定後月額	改定額
議長	579,600 円	582,500 円	2,900 円
副議長	529,100 円	531,700 円	2,600 円
常任委員長	499,400 円	501,900 円	2,500 円
議運委員長	499,400 円	501,900 円	2,500 円
議員	494,500 円	497,000 円	2,500 円

2. 実施時期について

平成31年4月1日から実施するものとする。

なお、平成31年10月から消費税の税率が引き上げられる予定であることから、市民の生活状況に目を向け、十分に配慮した対応を要請する。

3. 報酬額等の改定にあたって

今回の審議に際し、平成29年4月から下水道事業管理者が特別職として設置されたことから、下水道事業管理者も含め市長から諮問を受けた。

審議においては、市の財政の見通しや市民の生活状況を念頭に置き、特別職の報酬等も原則民間賃金水準均衡が重要であることを旨に、特別職の報酬等に関連する様々な情勢を検討し協議を行った。

経済状況の緩やかな回復基調や、多摩市の財政状況及び他市の状況、東京都人事委員会勧告の内容などを総合的に勘案し、上記の表のとおり給料及び報酬の引き上げを行うことが適当であるとの結論に至った。



資料3

令和5年度 東京都26市の概要

令和5年4月1日現在

区分 市名	面積 (km ²)	住民基本台帳人口 (人)	職員数 (一般職)	職員1人当人口 (人)	議員数 (人)	議員1人当人口 (人)	令和5年度 総額 (千円)	市税			議会費			人件費		
								(千円)	割合 %	人口1人当 当(千円)	(千円)	割合 %	人口1人当 当(千円)	(千円)	割合 %	人口1人当 当(千円)
八王子市	186.38	561,034	2,911	193	40	14,026	217,300,000	93,046,616	42.8	165.8	751,497	0.3	1.3	28,942,690	13.3	51.6
立川市	24.36	185,552	1,072	173	28	6,627	85,392,000	41,318,745	48.4	222.7	466,374	0.5	2.5	11,256,090	13.2	60.7
武蔵野市	10.98	148,196	952	156	26	5,700	72,922,000	43,207,500	59.3	291.6	472,964	0.6	3.2	8,586,669	11.8	57.9
三鷹市	16.42	190,173	1,046	182	28	6,792	77,843,099	40,225,335	51.7	211.5	552,561	0.7	2.9	11,284,614	14.5	59.3
青梅市	103.31	129,918	725	179	24	5,413	54,400,000	20,259,254	37.2	155.9	398,365	0.7	3.1	7,034,463	12.9	54.1
府中市	29.43	259,572	1,345	193	30	8,652	119,400,000	51,856,289	43.4	199.8	525,952	0.4	2.0	13,501,351	11.3	52.0
昭島市	17.34	114,279	648	176	22	5,195	49,100,000	20,772,200	42.3	181.8	361,094	0.7	3.2	4,909,551	10.0	43.0
調布市	21.58	238,952	1,315	182	28 ※	8,534	99,770,000	47,722,566	47.8	199.7	515,292	0.5	2.2	10,593,971	10.6	44.3
町田市	71.55	431,018	2,904	148	36	11,973	168,426,481	70,711,640	42.0	164.1	652,524	0.4	1.5	22,650,987	13.4	52.6
小金井市	11.30	124,713	658	190	24	5,422	48,645,000	22,577,922	46.4	181.0	371,889	0.8	3.0	5,263,330	10.8	42.2
小平市	20.51	196,543	955	206	28	7,019	77,990,000	32,387,000	41.5	164.8	476,883	0.6	2.4	10,634,200	13.6	54.1
日野市	27.55	187,180	1,471	127	24	7,799	68,651,000	31,041,892	45.2	165.8	423,632	0.6	2.3	11,005,450	16.0	58.8
東村山市	17.14	151,598	788	192	25	6,064	64,257,669	21,558,010	33.5	142.2	369,900	0.6	2.4	9,158,488	14.3	60.4
国分寺市	11.46	128,691	672	192	22	5,850	56,092,621	24,672,553	44.0	191.7	320,387	0.6	2.5	7,866,046	14.0	61.1
国立市	8.15	76,182	502	152	21	3,628	35,723,000	15,832,217	44.3	207.8	310,244	0.9	4.1	5,878,111	16.5	77.2
福生市	10.16	56,055	395	142	19	2,950	27,280,000	8,092,244	29.7	144.4	285,487	1.0	5.1	4,067,195	14.9	72.6
狛江市	6.39	82,723	442	187	22	3,760	31,620,000	13,119,189	41.5	158.6	317,469	1.0	3.8	5,026,029	15.9	60.8
東大和市	13.42	84,920	453	187	22	3,860	34,008,000	12,741,432	37.5	150.0	308,241	0.9	3.6	3,778,033	11.1	44.5
清瀬市	10.23	74,590	438	170	20	3,730	32,382,000	9,723,849	30.0	130.4	307,695	1.0	4.1	4,920,306	15.2	66.0
東久留米市	12.88	116,760	594	197	22	5,307	45,656,000	17,573,967	38.5	150.5	317,746	0.7	2.7	6,632,811	14.5	56.8
武蔵村山市	15.37	71,975	391	184	20	3,599	31,133,826	10,475,630	33.6	145.5	269,454	0.9	3.7	3,048,826	9.8	42.4
稲城市	17.97	93,486	444	211	22	4,249	39,195,000	16,671,924	42.5	178.3	302,902	0.8	3.2	4,845,843	12.4	51.8
羽村市	9.90	54,386	366	149	18	3,021	23,697,000	10,220,942	43.1	187.9	250,968	1.1	4.6	3,314,442	14.0	60.9
あきる野市	73.47	79,648	479	166	21	3,793	33,106,500	11,397,497	34.4	143.1	287,277	0.9	3.6	5,094,761	15.4	64.0
西東京市	15.75	205,943	1,046	197	28	7,355	77,490,000	33,918,168	43.8	164.7	451,470	0.6	2.2	8,529,576	11.0	41.4
多摩市	21.01	148,107	841	176	26	5,696	58,730,000	29,606,795	50.4	199.9	394,283	0.7	2.7	8,691,981	14.8	58.6
26市中順位	9	12	11	17	9	13	12	11	3	5	12	15	16	10	7	12
26市平均	29.37	161,238	917	177	25	6,001	66,546,584	28,874,284	42.1	176.9	402,406	0.7	3.0	8,711,762	13.3	55.7

※調布市の議員数実数は令和5年6月15日時点

東京都26市 特別職・議員等

給料・報酬・期末手当支給月数調べ

令和5年度 東京都26市の概要

市長等給料調

令和5年4月1日現在

資料4-1

区分 市名	市長				副市長				教育長				事業管理者	
	改 定 月	前 定 月	改 定 後 月	引上 率	改 定 月	前 定 月	改 定 後 月	引上 率	改 定 月	前 定 月	改 定 後 月	引上 率	改 定 後 月	引上 率
八王子市	H15. 7. 1	H28. 4. 1	1,100,000	10.00%	960,000	940,000	960,000	2.08%	-	850,000	810,000	-40,000	-4.71%	-
立川市	H22. 4. 1	H25. 4. 1	1,050,000	-9,000	909,000	901,000	909,000	-0.86%	-	806,000	799,000	-7,000	-0.87%	-
武蔵野市	H23. 4. 1	H27. 4. 1	1,070,000	-40,000	900,000	865,000	900,000	-3.74%	-	780,000	810,000	30,000	3.85%	-
三鷹市	H7. 12. 1	H25. 1. 1	1,050,000	-20,000	890,000	870,000	890,000	-1.90%	-	830,000	810,000	-20,000	-2.41%	-
青梅市	H5. 1. 1	H9. 1. 1	960,000	50,000	830,000	880,000	830,000	5.21%	-	760,000	805,000	45,000	5.92%	-
府中市	H23. 4. 1	H27. 4. 1	1,050,000	30,000	910,000	930,000	910,000	2.86%	-	810,000	830,000	20,000	2.47%	-
昭島市	H7. 10. 1	H10. 4. 1	970,000	30,000	850,000	880,000	850,000	3.09%	-	780,000	810,000	30,000	3.85%	-
調布市	H24. 4. 1	H27. 10. 1	1,050,000	-15,000	910,000	895,000	910,000	-1.43%	-	800,000	830,000	30,000	3.75%	-
町田市	H7. 4. 1	H9. 1. 1	993,000	1,060,000	867,000	900,000	867,000	6.75%	-	804,000	820,000	16,000	1.99%	-
小金井市	H3. 10. 1	H5. 10. 1	870,000	965,000	745,000	825,000	745,000	10.92%	-	690,000	765,000	75,000	10.87%	-
小平市	H6. 7. 1	H8. 4. 1	990,000	1,050,000	850,000	900,000	850,000	6.06%	-	770,000	810,000	40,000	5.19%	-
日野市	H5. 11. 1	H8. 1. 1	960,000	990,000	820,000	845,000	820,000	3.13%	有	760,000	785,000	25,000	3.29%	-
東村山市	H15. 1. 1	H16. 1. 1	945,000	943,000	803,000	801,000	803,000	-0.21%	-	742,000	740,000	-2,000	-0.27%	-
国分寺市	H3. 10. 1	H5. 12. 1	820,000	900,000	700,000	770,000	700,000	9.76%	-	660,000	710,000	50,000	7.58%	-
国立市	H5. 12. 1	H8. 12. 1	895,000	950,000	770,000	815,000	770,000	6.15%	有	710,000	750,000	40,000	5.63%	-
福生市	H18. 4. 1	H31. 4. 1	858,000	900,000	737,000	774,000	737,000	4.90%	-	692,000	727,000	35,000	5.06%	-
狛江市	H19. 4. 1	H22. 4. 1	916,000	898,000	788,000	774,000	788,000	-1.97%	-	734,000	721,000	-13,000	-1.77%	-
東大和市	H8. 10. 1	H27. 6. 1	835,000	895,000	719,000	766,000	719,000	7.19%	-	672,000	710,000	38,000	5.65%	-
清瀬市	H6. 4. 1	H28. 4. 1	839,000	963,000	717,000	829,000	717,000	14.78%	-	648,000	761,000	113,000	17.44%	-
東久留米市	H7. 4. 1	H10. 10. 1	920,000	960,000	805,000	840,000	805,000	4.35%	-	740,000	770,000	30,000	4.05%	-
武蔵村山市	H6. 4. 1	H8. 4. 1	833,000	853,000	723,000	740,000	723,000	2.40%	-	675,000	691,000	16,000	2.37%	-
稲城市	H15. 4. 1	H30. 4. 1	854,000	897,000	740,000	777,000	740,000	5.04%	-	695,000	730,000	35,000	5.04%	-
羽村市	H4. 10. 1	H7. 7. 1	795,000	885,000	690,000	765,000	690,000	11.32%	-	645,000	715,000	70,000	10.85%	-
あきる野市	-	H7. 9. 1	-	860,000	-	740,000	-	-	-	-	695,000	-	-	-
西東京市	H27. 10. 1	R4. 4. 1	990,000	970,000	877,000	860,000	877,000	-2.02%	-	778,000	763,000	-15,000	-1.93%	-
多摩市	H29. 4. 1	R2. 4. 1	950,600	955,400	830,800	835,000	830,800	0.50%	-	789,300	793,200	3,900	0.49%	-
26市中順位			13	16	18	18	11	14	17	7	11	19	19	4
26市平均			942,544	970,400	32,272	3,42%	813,632	835,269	25,448	3.13%	744,812	767,700	25,796	3.46%

※上記の適用年月日については、八王子市については市長及び教育長のみの改定であり、

副市長については適用前年H17.10.1・適用後年H15. 7. 1である。

※上記の適用年月日については、武蔵野市・調布市については教育長のみの改定年月日である。市長及び副市長については

武蔵野市(改定前適用年月日H8.9.1・改定後適用年月日H23.4.1)・調布市(改定前適用年月日H7.12.1・改定後適用年月日H24.4.1)である。

※あきる野市はH7. 9. 1に合併により新設した。

※上記の事業管理者については、青梅市・町田市・稲城市は病院事業管理者(医師の場合月額額は別途設定)、

多摩市は下水道事業管理者である。

※給与減額措置の内容

・日野市 (給料)市長:R4.11.1~R7.4.26:35%減

副市長:R4.11.1~R5.4.30:30%減

(期末手当)市長:R4.11.1~R7.4.26:

支給月数各1.0月減(現行1.975月⇒減後0.975月)

・国立市 R3.4.1~R6.12.24、市長15%、副市長7%、教育長4%引下げ

(引下げ後の給料月額を期末手当に反映)

令和5年度 東京都26市の概要

議員報酬調

令和5年4月1日現在

資料4-2

市名	区分				議長				副議長				常任委員長等				議員			
	適用 年月	改定 年月	前適用 年月	後適用 年月	改定 月額	前改定 月額	後改定 月額	引上 率	改定 月額	前改定 月額	後改定 月額	引上 率	改定 月額	前改定 月額	後改定 月額	引上 率	改定 月額	前改定 月額	後改定 月額	引上 率
八王子市	H15. 7. 1	H28. 4. 1	730,000	750,000	660,000	680,000	20,000	3.03%	610,000	630,000	20,000	3.28%	590,000	610,000	20,000	3.39%				
立川市	H22. 4. 1	H25. 4. 1	668,000	662,000	604,000	599,000	-5,000	-0.83%	-	-	-	-	560,000	555,000	-5,000	-0.89%				
武蔵野市	H6. 9. 1	H8. 9. 1	650,000	670,000	580,000	600,000	20,000	3.08%	580,000	600,000	-	-	530,000	550,000	20,000	3.77%				
三鷹市	H4. 6. 1	H7. 12. 1	590,000	640,000	540,000	580,000	40,000	7.41%	-	-	-	-	510,000	550,000	40,000	7.84%				
青梅市	H5. 1. 1	H9. 1. 1	590,000	625,000	530,000	560,000	30,000	5.66%	-	-	-	-	500,000	530,000	30,000	6.00%				
府中市	H4. 4. 1	H7. 9. 1	590,000	650,000	520,000	570,000	50,000	9.62%	550,000	560,000	10,000	1.82%	500,000	550,000	50,000	10.00%				
昭島市	H7. 10. 1	H10. 4. 1	590,000	610,000	530,000	550,000	20,000	3.77%	520,000	540,000	20,000	3.85%	510,000	530,000	20,000	3.92%				
調布市	H3. 10. 1	H7. 12. 1	572,000	640,000	516,000	580,000	64,000	12.40%	-	-	-	-	493,000	550,000	57,000	11.56%				
町田市	H7. 4. 1	H9. 1. 1	596,000	640,000	549,000	580,000	31,000	5.65%	-	-	-	-	523,000	550,000	27,000	5.16%				
小金井市	H3. 10. 1	H5. 10. 1	515,000	575,000	465,000	520,000	55,000	11.83%	453,000	505,000	52,000	11.48%	440,000	490,000	50,000	11.36%				
小平市	H6. 7. 1	H8. 4. 1	610,000	650,000	550,000	580,000	30,000	5.45%	530,000	560,000	30,000	5.66%	520,000	550,000	30,000	5.77%				
日野市	H5. 11. 1	H8. 1. 1	605,000	625,000	545,000	560,000	15,000	2.75%	535,000	550,000	15,000	2.80%	530,000	545,000	15,000	2.83%				
東村山市	H15. 1. 1	H16. 1. 1	559,000	558,000	507,000	506,000	-1,000	-0.20%	496,000	495,000	-1,000	-0.20%	486,000	485,000	-1,000	-0.21%				
国分寺市	H3. 10. 1	H5. 12. 1	490,000	540,000	445,000	490,000	45,000	10.11%	440,000	480,000	40,000	9.09%	430,000	470,000	40,000	9.30%				
国立市	H5. 12. 1	H8. 12. 1	540,000	575,000	485,000	515,000	30,000	6.19%	475,000	500,000	25,000	5.26%	465,000	490,000	25,000	5.38%				
福生市	H5. 4. 1	H7. 4. 1	507,000	527,000	453,000	471,000	18,000	3.97%	437,000	454,000	17,000	3.89%	430,000	447,000	17,000	3.95%				
狛江市	H19. 4. 1	H22. 4. 1	558,000	547,000	498,000	489,000	-9,000	-1.81%	482,000	473,000	-9,000	-1.87%	474,000	465,000	-9,000	-1.90%				
東大和市	H5. 4. 1	H8. 10. 1	490,000	529,000	448,000	484,000	36,000	8.04%	437,000	472,000	35,000	8.01%	424,000	458,000	34,000	8.02%				
清瀬市	H6. 4. 1	H28. 1. 1	477,000	570,000	439,000	525,000	86,000	19.59%	429,000	508,000	79,000	18.41%	418,000	500,000	82,000	19.62%				
東久留米市	H7. 4. 1	H10. 10. 1	530,000	550,000	490,000	510,000	20,000	4.08%	470,000	490,000	20,000	4.26%	460,000	480,000	20,000	4.35%				
武蔵村山市	H6. 4. 1	H8. 4. 1	493,000	505,000	447,000	458,000	11,000	2.46%	435,000	445,000	10,000	2.30%	425,000	435,000	10,000	2.35%				
稲城市	H15. 4. 1	H30. 4. 1	498,000	523,000	454,000	477,000	23,000	5.07%	432,000	454,000	22,000	5.09%	424,000	445,000	21,000	4.95%				
羽村市	H7. 7. 1	R5. 4. 1	520,000	530,000	450,000	470,000	20,000	4.44%	440,000	460,000	20,000	4.55%	430,000	450,000	20,000	4.65%				
あきる野市	-	H7. 9. 1	-	510,000	-	456,000	-	-	-	441,000	-	-	-	433,000	-	-				
西東京市	H27. 10. 1	R4. 4. 1	627,000	614,000	561,000	549,000	-12,000	-2.14%	544,000	533,000	-11,000	-2.02%	528,000	517,000	-11,000	-2.08%				
多摩市	H27. 4. 1	R2. 4. 1	579,600	582,500	529,100	531,700	2,600	0.49%	499,400	501,900	2,500	0.50%	494,500	497,000	2,500	0.51%				
26市中順位			12	13	11	13	21	21	7	9	16	16	12	14	2	21				
26市平均			566,984	592,212	511,804	534,258	25,584	5.00%	484,968	502,595	20,868	4.30%	483,780	505,077	21,297	4.40%				

※府中市の常任委員長の適用年月日はH27.4.1である。

※あきる野市はH7.9.1に合併により発足した。

区分 市名	市長				副市長				教育長				議会の議員				(参考)一般職職員			
	6月	12月	3月	計	役職 加算	6月	12月	3月	計	役職 加算	6月	12月	3月	計	役職 加算	期末	勤勉	計	役職加算	
八王子市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
立川市	2,125	2,125	-	4,250	20%	2,125	2,125	-	4,250	20%	2,125	2,125	-	4,250	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
武蔵野市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
三鷹市	2,200	2,200	-	4,400	20%	2,200	2,200	-	4,400	20%	2,200	2,200	-	4,400	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
青梅市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
府中市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
昭島市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
調布市	2,150	2,150	0.250	4,550	20%	2,150	2,150	0.250	4,550	20%	2,150	2,150	0.250	4,550	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
町田市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,900	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
小金井市	1,975	1,975	-	3,950	20%	1,975	1,975	-	3,950	20%	1,975	1,975	-	3,950	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
小平市	1,875	1,875	-	3,750	20%	1,875	1,875	-	3,750	20%	1,875	1,875	-	3,850	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
日野市	1,975	1,975	-	3,950	20%	1,975	1,975	-	3,950	20%	1,975	1,975	-	4,400	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
東村山市	1,900	2,050	-	3,950	20%	1,900	2,050	-	3,950	20%	2,000	2,150	-	4,150	0%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
国分寺市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,000	2,150	-	4,150	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
国立市	1,975	2,075	0.250	4,300	20%	1,975	2,075	0.250	4,300	20%	1,800	1,900	0.250	3,950	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
福生市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
狛江市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,000	2,400	-	4,400	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
東大和市	2,275	2,275	-	4,550	20%	2,275	2,275	-	4,550	20%	2,275	2,275	-	4,550	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
清瀬市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
東久留米市	2,125	2,125	0.200	4,450	20%	2,125	2,125	0.200	4,450	20%	2,000	3,000	-	5,000	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
武蔵村山市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,300	2,350	-	4,650	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
稲城市	2,000	2,200	-	4,200	20%	2,000	2,200	-	4,200	20%	2,000	2,500	-	4,500	20%	2,350	2,100	4,450	0～20%	
羽村市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,100	2,300	-	4,400	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
あきる野市	2,200	2,200	-	4,400	20%	2,200	2,200	-	4,400	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
西東京市	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,225	2,225	-	4,450	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
多摩市	2,025	2,175	-	4,200	20%	2,025	2,175	-	4,200	20%	1,975	2,175	-	4,100	20%	2,400	2,050	4,450	0～20%	
26市中順位				22					22					23				1		
26市平均	2,143	2,166	0.233	4,337	20%	2,143	2,166	0.233	4,337	20%	2,143	2,166	0.233	4,392	19%	2,398	2,052	4,450	0～20%	

特別職給料及び報酬額の推移 (減額措置前の金額)

資料5

適用 年月日	市 長			副市長			教育長			議 長			副議長			常任・議運委員長			議 員		
	給料額 千円	引上額 千円	引上率 %	給料額 千円	引上額 千円	引上率 %	給料額 千円	引上額 千円	引上率 %	報酬額 千円	引上額 千円	引上率 %	報酬額 千円	引上額 千円	引上率 %	報酬額 千円	引上額 千円	引上率 %	報酬額 千円	引上額 千円	引上率 %
H11年度	998	0	0	872	0	0	807	0	0	610	0	0	556	0	0	526	0	0	521	0	0
H12年度	998	0	0	872	0	0	807	0	0	610	0	0	556	0	0	526	0	0	521	0	0
H13年度	998	0	0	872	0	0	807	0	0	610	0	0	556	0	0	526	0	0	521	0	0
H14年度	998	0	0	872	0	0	807	0	0	610	0	0	556	0	0	526	0	0	521	0	0
H15年度	982	▲ 16	▲ 1.60	858	▲ 14	▲ 1.61	794	▲ 13	▲ 1.61	600	▲ 10	▲ 1.64	547	▲ 9	▲ 1.62	517	▲ 9	▲ 1.71	512	▲ 9	▲ 1.73
H16年度	982	0	0	858	0	0	794	0	0	600	0	0	547	0	0	517	0	0	512	0	0
H17年度	982	0	0	858	0	0	794	0	0	600	0	0	547	0	0	517	0	0	512	0	0
H18年度	982	0	0	858	0	0	794	0	0	600	0	0	547	0	0	517	0	0	512	0	0
H19年度	971	▲ 11	▲ 1.12	848	▲ 10	▲ 1.17	785	▲ 9	▲ 1.13	593	▲ 7	▲ 1.17	541	▲ 6	▲ 1.10	511	▲ 6	▲ 1.16	506	▲ 6	▲ 1.17
H20年度	971	0	0	848	0	0	785	0	0	593	0	0	541	0	0	511	0	0	506	0	0
H21年度	971	0	0	848	0	0	785	0	0	593	0	0	541	0	0	511	0	0	506	0	0
H22年度	966	▲ 5	▲ 0.51	844	▲ 4	▲ 0.47	781	▲ 4	▲ 0.51	590	▲ 3	▲ 0.51	538	▲ 3	▲ 0.55	508	▲ 3	▲ 0.59	503	▲ 3	▲ 0.59
H23年度	966	0	0	844	0	0	781	0	0	590	0	0	538	0	0	508	0	0	503	0	0
H24年度	960	▲ 6	▲ 0.62	839	▲ 5	▲ 0.59	776	▲ 5	▲ 0.64	586	▲ 4	▲ 0.68	535	▲ 3	▲ 0.56	505	▲ 3	▲ 0.59	500	▲ 3	▲ 0.60
H25年度	960	0	0	839	0	0	776	0	0	586	0	0	535	0	0	505	0	0	500	0	0
H26年度	960	0	0	839	0	0	776	0	0	586	0	0	535	0	0	505	0	0	500	0	0
H27年度	949.5	▲ 10.5	▲ 1.09	829.8	▲ 9.2	▲ 1.10	788.4	12.4	1.60	579.6	▲ 6.4	▲ 1.09	529.1	▲ 5.9	▲ 1.10	499.4	▲ 5.6	▲ 1.11	494.5	▲ 5.5	▲ 1.10
H28年度	949.5	0	0	829.8	0	0	788.4	0	0	579.6	0	0	529.1	0	0	499.4	0	0	494.5	0	0
H29年度	950.6	1.1	0.12	830.8	1.0	0.12	789.3	0.9	0.11	579.6	0.0	0	529.1	0	0	499.4	0	0	494.5	0	0
H30年度	950.6	0	0	830.8	0	0	789.3	0	0	579.6	0	0	529.1	0	0	499.4	0	0	494.5	0	0
R元年度	950.6	0	0	830.8	0	0	789.3	0	0	579.6	0	0	529.1	0	0	499.4	0	0	494.5	0	0
R 2 年度	955.4	4.8	0.50	835	4.2	0.51	793.2	3.9	0.49	582.5	2.9	0.50	531.7	2.6	0.49	501.9	2.5	0.50	497	2.5	0.51
R 3 年度	955.4	0	0	835	0	0	793.2	0	0	582.5	0	0	531.7	0	0	501.9	0	0	497	0	0
R 4 年度	955.4	0	0	835	0	0	793.2	0	0	582.5	0	0	531.7	0	0	501.9	0	0	497	0	0

令和4年度 多摩市長の公務状況

市長は、常勤特別職としての勤務があるほか、平日の夜間、土曜日及び日曜日は市内各団体などの行事へ参加する職務があり、令和4年度における就業状況は以下のような状況であった。

【市長の就業状況】

令和4年度	就業日	休養日
4月	20日	10日 ※
5月	26日	5日
6月	28日	2日
7月	29日	2日
8月	26日	5日
9月	28日	2日
10月	31日	0日
11月	29日	1日
12月	27日	4日
1月	27日	4日
2月	26日	2日
3月	30日	1日
合計	327日	38日

※休養日には、年末年始の休日を含む。

※4月の休養日には、選挙告示日4月3日から4月10日までの8日間を含む。

資料6-2

市長・委員報酬等(令和4年1月～12月)

項目	年	令和4年
多摩ニュータウン環境組合		660,000
東京たま広域資源循環組合		480,000
南多摩斎場組合		360,000
東京都三市収益事業組合		516,000
東京都		23,200
東京都市町村職員退職手当組合		28,000
東京都市町村総合事務組合		144,000
計		2,211,200

下水道事業管理者について

平成 29 年 4 月 1 日から、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、下水道事業管理者（以下「管理者」という。）を設置した。管理者の設置概要は、以降のとおりである。

公営企業とは

公営企業とは、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業をいう。水道、病院、下水道等、地域住民に必要不可欠なサービスを提供し、地域にとって重要な役割を果たしている。

一般行政事務に要する経費が租税によって賄われているのに対して、公営企業では、経営に要する経費は、租税を財源とする一般財源において負担すべきとされる経費（例：雨水処理に要する経費）を除き、企業の経営に伴う使用料等の収入をもって充てなければならないとされている（独立採算の原則）。そのため、一般行政とは性質が異なるものであり、公営企業を効率的に経営するためには、一般行政組織から独立した経営組織を設ける必要があるとされている。

地方公営企業法とは

公営企業は、地方公共団体の事務の一部であり、原則として、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法が適用される。しかし、一般行政事務を規律することを目的とした規定を一律に適用しては、企業に求められる効率的・機動的な事業運営体制を十分に確保できない。

そこで、公営企業が、より経済性を発揮できるよう、これらの法律に対する特例として、組織、財務及び企業に従事する職員の身分取扱い等に関する規定を定めたのが地方公営企業法（以下「法」という。）である。

法の適用に当たっては、財務規定等の一部のみを適用することもできるが、本市では、より企業としての経済性を発揮できるよう、規定の全部を適用した。管理者の設置は、規定の全部を適用することで可能となる。

管理者設置の意義及び職務内容

管理者には、公営企業の事業経営に関する業務全般の権限が付与され、管理者が下水道事業の業務の執行に関して、多摩市の代表者となる。そのため、管理者が下水道事業の最終意思決定者となるほか、職員の任免や契約手続等も管理者の名で行うこととなる。公営企業では、各事業及び企業経営に精通した管理者を設置することで、管理者判断による機動的かつ効率的な事業運営の実現が可能になるとされている。

ただし、以下に掲げる事項については、市長の権限として留保されている。

- ☐ 予算を調製すること。
- ☐ 議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- ☐ 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- ☐ 過料を科すること。

管理者の主な職務内容は、以下のとおりである。

- ◇ 事業認可計画、施設維持管理計画、財政計画等の策定及び執行管理
- ◇ 予算原案の作成、決算の調製、経営状況把握及び財務分析
- ◇ 台風、各種警報発令、水質事故発生時等の緊急対応指揮
- ◇ 経営会議、議会、特別委員会等への出席及び下水道事業関連団体との調整

給料・手当 年額

給料及び手当の年額は、以下のとおりである。

内容	金額	備考
給料	8,514,000 円	給料月額 709,500 円×12 ヶ月
期末手当	3,575,880 円	給料月額 709,500 円×4.2 ヶ月×1.2（役職加算 20%）
年収	12,089,880 円	給料＋期末手当

勤務概要

勤務日 : 土日（祝日）を除く週 5 日

勤務時間 : 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで

ただし、夜間、休日等において大雨警報等が発令された場合は、職員への現場対応指揮を執るため、職場に待機する（振替休日取得なし）。

資料7-2

区分 市名	下水道事業管理者	
	給料月額	その他事業
岩手県 盛岡市	721,000円	水道
福島県 郡山市	760,000円	水道
栃木県 宇都宮市	755,000円	水道
千葉県 佐倉市	700,000円	水道
神奈川県 横須賀市	663,000円	水道
愛知県 岡崎市	742,000円	水道
愛知県 一宮市	721,000円	水道
愛知県 豊田市	763,000円	水道
滋賀県 大津市	794,000円	水道、ガス
大阪府 箕面市	714,000円	水道
兵庫県 加古川市	745,000円	水道
奈良県 奈良市	733,000円	水道、簡水
広島県 呉市	740,000円	水道、工水
愛媛県 松山市	737,000円	水道、簡水、工水
高知県 高知市	719,000円	水道
長崎県 長崎市	710,000円	水道
大分県 大分市	793,000円	水道
鹿児島県 鹿児島市	813,000円	水道、工水
沖縄県 浦添市	674,000円	水道
多摩市	709,500円	なし
20市中順位	17位	
20市平均	735,325円	

※その他事業の事業種別の記載がある自治体は、
記載された事業種別を通じて1人の管理者を設置
各事業種別の具体事業名は、以下のとおり

ガス	ガス事業
水道	水道事業
工水	工業用水道事業
発電	発電事業
軌道	軌道事業
農水	農業集落排水事業
簡水	簡易水道事業

東京 26 市市議会概要

資料 8 - 1

区分 市名	議会構成 (令 5. 6. 1 現在) ※			会議状況 (令和 4 年)				
	条 例 定 数	現員数 (男・女)	欠員	本会議日数		本会議時間数	全員 協議会 日数	公聴会 開催の 有無
				定例会	臨時会			
八 王 子 市	40	40(27・13)	—	25	—	79 時間 22 分	2	無
立 川 市	28	28(17・11)	—	24	2	127 時間 32 分	5	無
武 蔵 野 市	26	26(13・13)	—	20	—	91 時間 53 分	2	無
三 鷹 市	28	28(16・12)	—	20	4	96 時間 12 分	3	無
青 梅 市	24	24(18・6)	—	25	—	70 時間 20 分	5	無
府 中 市	30	30(22・8)	—	22	1	65 時間 30 分	1	無
昭 島 市	22	22(18・4)	—	22	—	64 時間 45 分	3	無
調 布 市	28	28(17・11)	—	24	2	61 時間 27 分	3	無
町 田 市	36	36(25・11)	—	32	—	138 時間 37 分	2	無
小 金 井 市	24	23(14・9)	1	26	1	108 時間 47 分	15	無
小 平 市	28	28(19・9)	—	22	—	123 時間 49 分	3	無
日 野 市	24	24(14・10)	—	27	3	132 時間 37 分	4	無
東 村 山 市	25	25(15・10)	—	22	—	120 時間 42 分	6	無
国 分 寺 市	22	22(14・8)	—	21	—	72 時間 25 分	3	無
国 立 市	21	21(12・9)	—	25	1	116 時間 51 分	—	無
福 生 市	19	19(17・2)	—	20	2	66 時間 22 分	9	無
狛 江 市	22	22(13・9)	—	23	1	106 時間 42 分	—	無
東 大 和 市	22	22(17・5)	—	23	1	86 時間 24 分	5	無
清 瀬 市	20	20(11・9)	—	20	1	77 時間 8 分	—	無
東久留米市	22	22(15・7)	—	25	1	118 時間 41 分	—	無
武蔵村山市	20	20(15・5)	—	25	1	92 時間 20 分	6	無
多 摩 市	26	26(15・11)	—	29	3	120 時間 16 分	—	無

東京 26 市市議会概要

資料 8 - 1

区分 市名	議会構成 (令 5. 6. 1 現在)			会議状況 (令和 4 年)				
				本会議日数		本会議時間数	全員 協議会 日数	公聴会 開催の 有無
	条 例 定 数	現員数 (男・女)	欠員	定例会	臨時会			
稲 城 市	22	22(16・6)	—	29	—	84 時間 38 分	—	無
羽 村 市	18	18(15・3)	—	20	2	86 時間 24 分	8	無
あきる野市	21	21(15・6)	—	28	1	108 時間 01 分	11	無
西 東 京 市	28	28(19・9)	—	26	5	113 時間 33 分	—	無

※調布市 令和 5 年 6 月 15 日現在

出典「令和 5 年度東京都市議会議長会資料」

市議会の動き（令和４年中）

資料８－２

月 日	主 な 動 き
1. 13	議会だより編集会議を開催
1. 17	議会災害対策連絡会を開催
1. 18	議会だより編集会議を開催
1. 24	議会災害対策連絡会を開催
1. 27	ICT化推進プロジェクトチームを開催
1. 31	議会災害対策連絡会、議会運営委員会を開催
2. 2	議会だより編集会議を開催
2. 4	東京都市議会議員研修会（オンライン）に参加
2. 7	議会災害対策連絡会、議会運営委員会を開催
2. 15	議会だより編集会議、ICT化推進プロジェクトチームを開催
2. 18	議長が議員辞職を許可
2. 21	議会だより編集会議、議会災害対策連絡会、代表者会議を開催
2. 25	議会運営委員会を開催
3. 1～3. 30	第１回定例会を開催 ○議会運営に関する新型コロナウイルス感染症対策として、議員は登庁前に検温、議場入室前に手指消毒、傍聴は自粛要請、傍聴席も活用して議員間の密を避ける議員席配置、発言時もマスク着用のままとするなどを継続するほか、全席に飛散防止用パネルを設置 ○令和３年度一般会計補正予算３件・３特別会計補正予算・下水道事業会計補正予算を可決 ○令和４年度一般会計予算・３特別会計予算・下水道事業会計予算を可決 ○令和４年度一般会計補正予算を可決 ○その他の市長提出議案では、「多摩市みどりの基金条例の一部改正」など２５件を可決または同意 ○委員会提出議案では、「多摩市議会委員会条例の一部改正」を可決 ○議員提出議案では、「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」など３件を可決 ○会期中に、議会運営委員会、代表者会議、予算決算特別委員会理事会、ICT化推進プロジェクトチーム、議会だより編集会議を開催
3. 31	議長が辞職
4. 10	市議会議員補欠選挙執行

月 日	主 な 動 き
4. 12	議会だより編集会議を開催
4. 18	議会だより編集会議を開催
4. 19	代表者会議を開催
4. 25	議会運営委員会、議会災害対策連絡会を開催
4. 27	第 1 回臨時会を開催 ○議会運営に関して第 1 回定例会と同様の感染症対策を実施 ○臨時会開会前に、議長選挙に係る所信表明会を開催 ○多摩市議会議長選挙、補欠選挙を受けた常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任、一部事務組合議会議員の選挙等を実施 ○市長提出議案では、「多摩市市税条例の一部を改正する条例の専決処分」など専決処分 3 件を承認 ○会期中に代表者会議、議会運営委員会、予算決算特別委員会、閉会後に予算決算特別委員会理事会、総務常任委員会、子ども教育常任委員会を開催
5. 9	春の議会報告会をオンライン配信、ICT 化推進プロジェクトチームを開催
5. 11	議会だより編集会議を開催
5. 13	総務常任委員会行政視察を実施（清瀬市）
5. 16	議会災害対策連絡会を開催
5. 17	子ども教育常任委員会行政視察を実施（荒川区立尾久宮前小学校）
5. 20	議会運営委員会を開催
5. 26	議会だより編集会議を開催
5. 30	議会災害対策連絡会、議会だより編集会議を開催
6. 8	予算決算特別委員会理事会、議会運営委員会を開催
6. 10～6. 30	第 2 回定例会を開催 ○議会運営に関して第 1 回臨時会と同様の感染症対策を実施 ○令和 4 年度一般会計補正予算 3 件を可決 ○その他の市長提出議案では、「多摩市介護保険条例の一部改正」など 12 件を可決または同意 ○委員会提出議案では、「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を可決 ○議員提出議案では、「船舶免許の厳格化と海上交通安全の推進を求める意見書」、「環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の ZEB 化のさらなる推進を求める意見書」を可決 ○会期中に、代表者会議、議会運営委員会、議会災害対策連絡会、議会だより編集会議を開催

月 日	主 な 動 き
7.13	議会だより編集会議を開催
7.20	議会だより編集会議を開催
7.27	議会運営委員会を開催
7.28	第2回臨時会を開催 ○議会運営に関して第2回定例会と同様の感染症対策を実施 ○令和4年度一般会計補正予算を可決 ○同日、オンラインも併用した訓練を兼ねての議会災害対策連絡会を開催
8.3	議会だより編集会議を開催
8.8	議会災害対策連絡会を開催
8.10	議会運営委員会、予算決算特別委員会理事会を開催
8.22	議会災害対策連絡会、議会だより編集会議を開催
8.29	議会だより編集会議を開催
8.30	議会運営委員会を開催
9.1～10.4	第3回定例会を開催 ○議会運営に関して第2回臨時会と同様の感染症対策を実施 ○令和3年度一般会計決算・3特別会計決算・下水道事業会計決算を認定 ○令和4年度一般会計補正予算2件・3特別会計補正予算を可決 ○その他の市長提出議案では、「多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正」など22件を可決または同意 ○会期中に、代表者会議、議会運営委員会、議会だより編集会議を開催
10.12	健康福祉常任委員会行政視察を実施（立川市）
10.17	議会運営委員会、予算決算特別委員会理事会、議会だより編集会議を開催
10.19	議会だより編集会議を開催
10.21	生活環境常任委員会行政視察を実施（神奈川県小田原市）
10.24	第3回臨時会を開催 ○議会運営に関して第3回定例会と同様の感染症対策を実施 ○令和4年度一般会計補正予算を可決 ○同日、議会災害対策連絡会を開催
11.1	子ども教育常任委員会行政視察を実施（南鶴牧小学校・落合中学校）、秋の議会報告会をオンライン配信
11.8	議会運営委員会、予算決算特別委員会理事会、議会だより編集会議を開催
11.9	全議員研修会を開催
11.10	子ども教育常任委員会行政視察を実施（文部科学省）
11.17	議会だより編集会議を開催
11.29	議会運営委員会、予算決算特別委員会理事会、議会だより編集会議を開催

月 日	主 な 動 き
12. 1～ 12. 21	第 4 回定例会を開催 ○議会運営に関して第 3 回臨時会と同様の感染症対策を実施 ○令和 4 年度一般会計補正予算 3 件・3 特別会計補正予算・下水道事業会計補正予算を可決 ○その他の市長提出議案では、「多摩市個人情報保護条例の一部改正」など 1 2 件を可決 ○議員提出議案では、「多摩市議会個人情報保護条例の制定」、「知的障がい者・知的障害行政の国の対応拡充を求める意見書」を可決 ○会期中に、代表者会議、議会運営委員会、ICT 化推進プロジェクトチーム、議会だより編集会議を開催
12. 21	○議会災害対策連絡会を開催

定例会中の会議開催状況

資料 8 - 3

令和 4 年 第 1 回 定 例 会			
3 / 1 ～ 3 / 3 0 （ 3 0 日 間 ）			
3 月 1	火	初 日	本会議（諸報告、議会運営委員会委員の選任、行政報告、一部事務組合議会報告、施政方針演説、代表質問等）、議会運営委員会（副委員長の互選等）、代表者会議（予算決算特別委員会の人事について）、予算決算特別委員会（委員長の互選）
2	水	第 2 日	本会議（代表質問、一般質問）
3	木	第 3 日	代表者会議（決議案の調整について）、本会議（一般質問、議員提出議案審議）、議会運営委員会（日程の追加について等）
4	金	第 4 日	本会議（一般質問）
5	土	休 会	
6	日	休 会	
7	月	第 5 日	本会議（一般質問）
8	火	第 6 日	本会議（市長提出議案審議）
9	水	休 会	
1 0	木	休 会	
1 1	金		予算決算特別委員会（予算審査：総括的質疑、歳入、歳出 議会費～総務費）
1 2	土	休 会	
1 3	日	休 会	
1 4	月		予算決算特別委員会（予算審査：歳出 総務費～衛生費）
1 5	火		予算決算特別委員会（予算審査：歳出 衛生費～教育費）
1 6	水		予算決算特別委員会（予算審査：歳出 教育費～予備費、3 特別会計、下水道事業会計、総括的質疑）
1 7	木		予算決算特別委員会理事会（修正案について）、予算決算特別委員会（予算審査：採決）、代表者会議（会派の変更及び設置について等）
1 8	金		総務常任委員会
1 9	土	休 会	
2 0	日	休 会	
2 1	月	休 会	（春分の日）
2 2	火		健康福祉常任委員会
2 3	水		生活環境常任委員会
2 4	木		子ども教育常任委員会
2 5	金		代表者会議（意見書調整等）、予算決算特別委員会理事会（予算審査について等）
2 6	土	休 会	
2 7	日	休 会	
2 8	月		議会運営委員会（最終日の議事運営等）
2 9	火	休 会	
3 0	水	最終日	本会議（諸報告、市長提出議案審議、予算討論、委員会提出議案審議、議員提出議案審議、議長辞職許可等）

令和4年第2回定例会

6/10～6/30（21日間）

6月10	金	初 日	本会議（諸報告、行政報告、一部事務組合議会報告、補正予算審議、所信表明演説、代表質問等）、議会災害対策連絡会（救急救命講習について等）
11	土	休 会	
12	日	休 会	
13	月	第2日	本会議（代表質問、一般質問）
14	火	第3日	本会議（一般質問）
15	水	第4日	本会議（一般質問）
16	木	第5日	本会議（一般質問）
17	金	第6日	本会議（市長提出議案審議）
18	土	休 会	
19	日	休 会	
20	月	休 会	
21	火		総務常任委員会
22	水		健康福祉常任委員会
23	木		生活環境常任委員会
24	金		子ども教育常任委員会
25	土	休 会	
26	日	休 会	
27	月		代表者会議（意見書調整等）
28	火		議会運営委員会（最終日の議事運営等）
29	水	休 会	
30	木	最終日	本会議（諸報告、市長提出議案審議、委員会提出議案審議、議員提出議案審議等）

令和4年第3回定例会

9/1 ～ 10/4 (34日間)

9月 1	木	初 日	本会議（諸報告、行政報告、一部事務組合議会報告、一般質問等）
2	金	第2日	本会議（一般質問）
3	土	休 会	
4	日	休 会	
5	月	第3日	本会議（一般質問）
6	火	第4日	本会議（一般質問）
7	水	第5日	本会議（一般質問）
8	木	第6日	本会議（市長提出議案審議）
9	金	休 会	
10	土	休 会	
11	日	休 会	
12	月		総務常任委員会
13	火		健康福祉常任委員会
14	水		生活環境常任委員会
15	木		子ども教育常任委員会
16	金		予算決算特別委員会（決算審査：総括的質疑、歳入、歳出 議会費～総務費）
17	土	休 会	
18	日	休 会	
19	月	休 会	（敬老の日）
20	火		予算決算特別委員会（決算審査：総務分科会・生活環境分科会）
21	水		予算決算特別委員会（決算審査：健康福祉分科会・子ども教育分科会）
22	木		予算決算特別委員会（決算審査：歳出 総務費～民生費）
23	金	休 会	（秋分の日）
24	土	休 会	
25	日	休 会	
26	月		予算決算特別委員会（決算審査：歳出 民生費～土木費）
27	火		予算決算特別委員会（決算審査：歳出 土木費～教育費）
28	水	第7日	本会議（補正予算審議）、予算決算特別委員会（決算審査：教育費～予備費、3特別会計、下水道事業会計、総括的質疑、評価対象事業の評価）
29	木		代表者会議（意見書調整等）
30	金		議会運営委員会（最終日の議事運営等）
10月 1	土	休 会	
2	日	休 会	
3	月	休 会	
4	火	最終日	本会議（諸報告、決算討論、議会の評価の確定、市長提出議案審議等）

令和4年第4回定例会

12/1 ～ 12/21 (21日間)

12月1	木	初日	本会議（諸報告、行政報告、一部事務組合議会報告、一般質問等）
2	金	第2日	本会議（一般質問）
3	土	休会	
4	日	休会	
5	月	第3日	本会議（一般質問）
6	火	第4日	本会議（一般質問）
7	水	第5日	本会議（一般質問）
8	木	第6日	本会議（市長提出議案審議）、代表者会議（議会個人情報保護条例について）
9	金	休会	
10	土	休会	
11	日	休会	
12	月		総務常任委員会
13	火		健康福祉常任委員会
14	水		生活環境常任委員会
15	木		子ども教育常任委員会
16	金		代表者会議（意見書調整等）
17	土		
18	日		
19	月		議会運営委員会（最終日の議事運営等）
20	火	休会	
21	水	最終日	本会議（諸報告、市長提出議案審議、議員提出議案審議、所管事務調査最終報告等）

ア 年別一覧（平成30年～令和4年）

		平成 30 年	平成 31 年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
会 期 (日間)	定例会	102	101	95	104	106
	臨時会	1	1	4	3	3
	計	103	102	99	107	109
会議日数 (日)	定例会	28	29	25	29	29
	臨時会	1	1	4	3	3
	計	29	30	29	32	32
会議時間 (実働)	定例会	128:15	132:13	105 : 01	120:54	119:17
	臨時会	0:16	1:08	12:33	3:15	0:59
	計	128:31	133:21	117 : 34	124:09	120:16
議 件 内 容	条 例	42	61	52	35	40
	予 算	24	29	34	33	33
	決 算	5	5	5	5	5
	契 約	5	10	25	16	18
	財 産	1	2			
	負担付寄付又は贈与の受領					
	権利の放棄					
	訴えの提起・和解・損害賠償額の決定	1	8	1	1	1
	市道路線の認定・変更・廃止	1	7	4	2	2
	人事の同意等	8	8	17	8	9
	町区域の新設・変更・町名変更			1		
	専決処分	3	5	4	2	3
	意見書	15	16	15	7	6
	決議	1		1		1
	選挙		6	2	5	2
	選任	1	2		2	4
	推薦		1			
	その他	7	4	12	7	4
	計	114	164	173	123	128

イ 会議別一覧（令和４年１２月末現在）

会 議 名		第 1 回 定 例 会	第 1 回 臨 時 会	第 2 回 定 例 会	第 2 回 臨 時 会	第 3 回 定 例 会	第 3 回 臨 時 会	第 4 回 定 例 会	合 計
会 期		3/1～ 3/30 (30日間)	4/27 (1日間)	6/10～ 6/30 (21日間)	7/28 (1日間)	9/1～ 10/4 (34日間)	10/24 (1日間)	12/1～ 12/21 (21日間)	109日間
会 議 日 数		7	1	7	1	8	1	7	32
会議時間(実働)		32:27	0:30	29:41	0:25	30:37	0:04	26:32	120:16
議 件 内 容	条 例	14		2		16		8	40
	予 算	13		3	1	5	1	10	33
	決 算					5			5
	契 約	6		8				4	18
	財 産								
	負担付き寄付又は 贈与の受領								
	権利の放棄								
	訴えの提起・和解・ 損害賠償額の決定	1							1
	市道路線の認定・ 変更・廃止	1				1			2
	人事の同意等	3		2		4			9
	町区域の新設・ 変更・町名変更								
	専 決 処 分		3						3
	意 見 書	2		3				1	6
	決 議	1							1
	選 挙		2						2
	選 任	1	3						4
	推 薦								
	そ の 他	2				1		1	4
	計	44	8	18	1	32	1	24	128
議 決 結 果	原 案 可 決	39		16	1	23	1	24	104
	修 正 可 決								
	附帯決議付き原案可決								
	否 決								
	認 定					5			5
	不 認 定								
	承 認		3						3
	同 意	3		2		4			9
	不 同 意								
	許 可	1							1
	取 下 げ								
	撤 回								
	そ の 他	1	5						6
	計	44	8	18	1	32	1	24	128

ア 常任委員会等の開会状況

開：開会中 閉：閉会中

委員会名	開催数		会議時間	
総 務	開 4	5 回	開 14 時間 32 分	14 時間 35 分
	閉 1		閉 00 時間 03 分	
健康福祉	開 4	4 回	開 12 時間 14 分	12 時間 14 分
	閉 0		閉 00 時間 00 分	
生活環境	開 4	4 回	開 13 時間 53 分	13 時間 53 分
	閉 0		閉 00 時間 00 分	
子ども教育	開 4	5 回	開 12 時間 47 分	12 時間 49 分
	閉 1		閉 00 時間 02 分	
議会運営	開 7	19 回	開 03 時間 30 分	11 時間 12 分
	閉 12		閉 07 時間 42 分	
計	開 23	37 回	開 56 時間 56 分	64 時間 43 分
	閉 14		閉 07 時間 47 分	

イ 特別委員会の開会状況

開：開会中 閉：閉会中

委員会名	開催数		会議時間	
予算決算 (予算審査)	開 6	6 回	開 22 時間 50 分	22 時間 50 分
	閉 0		閉 00 時間 00 分	
予算決算 (決算審査)	開 10	10 回	開 28 時間 41 分 (全体会 6 回 27 時間 07 分) (分科会 4 回 01 時間 34 分)	28 時間 41 分
	閉 0		閉 00 時間 00 分	
計	開 16	16 回	開 51 時間 31 分	51 時間 31 分
	閉 0		閉 00 時間 00 分	

(５) 会議の開会状況（月別回数）

会議名	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
代表者会議		1	4	3		1			1			2	1 2
全員協議会													0
災害対策 連絡会	3	2		1	2	2	1	2		1		1	1 5
予算決算特別委員会 理事会			2	1		1		1		1	2		8
議会だより 編集会議	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2 4
ICT 化推進 PT	1	1	1		1							1	5

委員会の審査状況(令和4年)・100条調査

資料8-6

区分 市名	常 任 委 員 会			特 別 委 員 会			100条調査 委 員 会 設置の有無
	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	
八 王 子 市	総務企画	11 日	13:05	・ 予算等審査(分科会含む)	14 日	47:26	無
	文教経済	11 日	21:15	・ 決算審査(分科会含む)	7 日	27:27	
	厚生	20 日	36:22	・ 長期ビジョン	6 日	6:15	
	都市環境	9 日	15:53				
	計	51 日	86:35	計	27 日	81:08	
立 川 市	総務	5 日	19:22	・ 予算	5 日	33:08	無
	厚生産業	5 日	26:15	・ 決算	4 日	27:18	
	環境建設	6 日	14:55	・ 議会改革	5 日	5:42	
	文教	5 日	18:38				
	計	21 日	79:10	計	14 日	66:08	
武 蔵 野 市	総務	9 日	45:09	・ 外環道路	8 日	11:38	無
	文教	9 日	31:29	・ 予算	6 日	42:13	
	厚生	9 日	22:23	・ 決算	5 日	32:12	
	建設	9 日	18:35				
	計	36 日	117:36	計	19 日	86:03	
三 鷹 市	総務	16 日	36:28	・ 東京外郭環状道路調査	4 日	5:26	無
	文教	12 日	18:10	対策			
	厚生	11 日	29:35	・ 調布飛行場周辺利用及び	4 日	1:52	
	まちづくり環境	7 日	13:24	安全対策			
				・ 三鷹駅前再開発及び市庁舎	4 日	7:45	
				等調査検討			
				・ 国立天文台周辺地域まち	4 日	5:22	
				づくり検討			
				・ 令和4年度予算審査	8 日	28:49	
				・ 令和3年度決算審査	6 日	17:09	
	計	46 日	97:37	計	30 日	66:23	
青 梅 市	総務企画	7 日	15:10	・ 総合病院建替	4 日	2:24	無
	環境建設	4 日	11:23	・ 東青梅1丁目地内諸事業	6 日	5:29	
	福祉文教	8 日	22:00	用地等			
	予算決算	13 日	39:56	・ 新型コロナウイルス対策	2 日	1:22	
	計	32 日	88:29	計	12 日	9:15	
府 中 市	総務	7 日	9:15	・ 基地等跡地対策	5 日	6:13	無
	文教	6 日	4:49	・ 市庁舎建設	7 日	8:47	
	厚生	5 日	11:03	・ 学校施設老朽化対策	5 日	5:15	
	建設環境	5 日	3:31	・ 公契約関係競売入札妨害	15 日	35:15	
				事件に係る再発防止対策			
				・ 予算	6 日	28:23	
				・ 決算	5 日	23:01	
	計	23 日	28:38	計	43 日	106:54	
昭 島 市	総務	7 日	5:32	・ 交通機関改善対策	2 日	0:33	無
	厚生文教	4 日	2:08	・ 基地対策	4 日	6:09	
	建設環境	4 日	2:19	・ 立川基地跡地利用対策	2 日	0:56	
				・ 予算審査	3 日	10:59	
				・ 補正予算審査	2 日	6:54	
				・ 決算審査	3 日	12:27	
				・ 基本構想審査	2 日	6:46	
	計	15 日	9:59	計	18 日	44:44	

委員会の審査状況(令和4年)・100条調査

区分 市名	常 任 委 員 会			特 別 委 員 会			100条調査 委 員 会 設置の有無
	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	
調 布 市	総務	16 日	35:25	・ 広域交通問題等対策 ・ 調布飛行場等対策 ・ 中心市街地基盤整備等	2 日	4:37	無
	文教	11 日	39:55		2 日	2:17	
	厚生	14 日	38:04		1 日	1:56	無
	建設	13 日	32:20				
	計	54 日	145:44	計	5 日	8:50	
町 田 市	総務	9 日	27:18	・ 第 17 期町田市議会改革調 査特別委員会	6 日	2:29	無
	健康福祉	11 日	23:10				
	文教社会	13 日	58:43				無
	建設	6 日	19:46				
	計	39 日	128:57	計	6 日	2:29	
小 金 井 市	総務企画	10 日	27:51	・ 予算 ・ 決算 ・ 庁舎等建設及び公共施設 マネジメント推進調査 ・ 行財政改革推進調査 ・ 基本構想審査	16 日	63:18	無
	厚生文教	16 日	87:18		4 日	2:03	
	建設環境	10 日	28:44		9 日	21:00	
					7 日	22:55	
					4 日	9:56	
	計	36 日	143:53	計	40 日	119:12	
小 平 市	総務	13 日	28:50	・ 広聴広報 ・ 市内認可保育園開園時園 庭縮小問題調査 ・ スマートシティ小平推進 調査 ・ まちづくり調査 ・ 一般会計予算 ・ 特別会計・下水道事業会 計予算 ・ 一般会計決算 ・ 特別会計・下水道事業会 計決算	12 日	2:53	有
	生活文教	8 日	17:52		15 日	36:09	
	厚生	11 日	16:12				
	環境建設	8 日	10:14		3 日	7:44	
					3 日	10:00	
					3 日	28:35	
					1 日	5:50	
					4 日	33:25	
					1 日	6:03	
	計	40 日	73:08	計	42 日	130:39	
日 野 市	企画総務	4 日	12:12	・ 一般会計予算 ・ 特別会計予算 ・ 一般会計決算 ・ 特別会計決算 ・ 債権放棄等審査	3 日	19:56	無
	民生文教	4 日	17:46		1 日	5:43	
	環境まちづくり	4 日	5:08		3 日	21:48	
					1 日	7:09	
					1 日	9:13	
	計	12 日	35:06	計	9 日	63:49	
東 村 山 市	政策総務	5 日	18:41	・ 決算 ・ 予算 ・ 議会改革調査	5 日	31:28	無
	厚生	5 日	6:21		5 日	27:22	
	まちづくり環境	4 日	9:07		14 日	23:01	
	生活文教	7 日	5:01				
	計	21 日	39:10	計	24 日	81:51	
国 分 寺 市	総務	16 日	39:04	・ 予算 ・ 決算 ・ 補正予算審査 ・ 公共施設等総合管理 ・ 新庁舎建設等	6 日	28:52	無
	厚生文教	15 日	27:21		3 日	17:31	
	建設環境	10 日	21:42		12 日	16:52	
					4 日	7:20	
					8 日	14:56	
	計	41 日	88:07	計	33 日	85:31	

委員会の審査状況(令和4年)・100条調査

区分 市名	常 任 委 員 会			特 別 委 員 会			100条調査 委 員 会 設置の有無
	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	
国 立 市	総務文教 建設環境 福祉保険	5 日 4 日 4 日	34:04 13:30 17:04	・ 予算 ・ 決算	4 日 4 日	16:10 16:09	無
	計	13 日	64:38	計	8 日	32:19	
福 生 市	総務文教 建設環境 市民厚生	4 日 5 日 5 日	8:36 3:02 5:47	・ 横田基地対策 ・ 新型コロナウイルス感染症 対策 ・ 令和4年度福生市一般会計 予算審査 ・ 令和3年度福生市一般会計 決算審査	5 日 7 日 5 日 4 日	3:20 11:33 14:34 14:19	無
	計	14 日	17:25	計	21 日	43:46	
狛 江 市	総務文教 社会 建設環境	8 日 6 日 8 日	6:26 4:37 4:29	・ 予算 ・ 決算	3 日 3 日	18:21 17:04	無
	計	22 日	15:32	計	6 日	35:25	
東 大 和 市	総務 厚生文教 建設環境	6 日 6 日 4 日	7:40 5:30 1:41	・ 予算 ・ 決算	2 日 2 日	8:21 9:49	無
	計	16 日	14:51	計	4 日	18:10	
清 瀬 市	総務文教 福祉保健 建設環境	4 日 4 日 4 日	9:13 15:37 7:38	・ 予算 ・ 決算	3 日 4 日	12:29 15:44	無
	計	12 日	32:28	計	7 日	28:13	
東久留米市	総務文教 厚生 環境建設	4 日 4 日 4 日	11:07 11:31 2:47	・ 予算 ・ 決算	7 日 3 日	29:51 15:59	無
	計	12 日	25:25	計	10 日	45:50	
武蔵村山市	総務文教 厚生産業 建設環境	4 日 3 日 3 日	3:49 1:39 0:29	・ 予算 ・ 決算 ・ 交通対策 ・ 横田基地の民間機利用 促進等に関する調査	5 日 4 日 1 日 1 日	16:31 13:50 0:46 0:27	無
	計	10 日	5:57	計	11 日	31:34	
多 摩 市	総務 健康福祉 生活環境 子ども教育	5 日 4 日 4 日 5 日	14:35 12:14 13:53 12:49	・ 予算決算 (予算審査) (決算審査)	5 日 7 日	22:46 28:38	無
	計	18 日	53:31	計	12 日	51:24	
稲 城 市	総務 福祉文教 建設環境	11 日 10 日 10 日	3:57 6:38 5:23	・ 予算 ・ 決算 ・ 補正予算	9 日 4 日 8 日	16:36 11:08 6:22	無
	計	31 日	15:58	計	21 日	34:06	

委員会の審査状況(令和4年)・100条調査

区分 市名	常 任 委 員 会			特 別 委 員 会			100条調査 委 員 会 設置の有無
	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	委員会名	会議 日数	会議時間 (実時間)	
羽 村 市	総務	4 日	1:46	・一般会計等予算審査	3 日	13:26	無
	経済	5 日	0:07	・一般会計等決算審査	4 日	11:59	
	厚生	10 日	2:01	・一般会計等予算審査(補正等)	5 日	5:12	
				・羽村市多摩都市モノレール建設促進及び公共交通対策特別委員会	4 日	0:52	
				・羽村市基地対策特別委員会	1 日	0:02	
	計	19 日	3:54	計	17 日	31:31	
あきる野市	総務	6 日	5:21	・予算	2 日	10:58	無
	環境建設	5 日	3:59	・決算	2 日	10:15	
	福祉文教	4 日	4:31	・公共交通等調査	8 日	7:40	
				・介護老人福祉施設の創設に関する調査	7 日	6:25	
	計	15 日	13:51	計	19 日	35:18	
西 東 京 市	企画総務	4 日	11:11	・予算	23 日	64:06	無
	文教厚生	5 日	10:21	・決算	6 日	21:31	
	建設環境	5 日	7:34				
	計	14 日	29:06	計	29 日	85:37	

請願・陳情・政策提案の委員会別審査件数（令和4年中の審査分）

資料8-7

付託委員会	種別	審査件数	処理内容（本会議結果）						
			採択	趣旨採択	不採択	継続審査	取り下げ	審議未了	その他
総務	請願								
	陳情	1		1					
	郵送陳情	1				1			
	政策提案								
	計	2		1		1			
健康福祉	請願								
	陳情	4		3				1	
	郵送陳情								
	政策提案								
	計	4		3				1	
生活環境	請願								
	陳情	1	1						
	郵送陳情								
	政策提案								
	計	1	1						
子ども教育	請願								
	陳情	9	1	2	5			1	
	郵送陳情								
	政策提案								
	計	9	1	2	5			1	
議会運営	請願								
	陳情	1	1						
	郵送陳情								
	政策提案								
	計	1	1						
合 計	請願								
	陳情	16	3	6	5			2	
	郵送陳情	1				1			
	政策提案								
	計	17	3	6	5	1		2	

議案等の種類別議決件数(令和4年)

資料8-8

市名	条 例 の 制 定 改 廃	予算及び決算		契約及び財産		負担付寄 附又は贈 与の受領	権利の 放棄	公の施設 の長期か つ独占的 利 用	訴 え の 提 起 ・ 和 解 ・ 損害賠償額 の 決 定	市道路線 の認定変 更 ・ 廃 止	選 挙
		予算	決算	契約	財産						
八 王 子 市	53(1) ※2	33	10	6	9	—	—	—	—	3	2
立 川 市	46(1) ※1	31	7	12	2	—	—	—	—	2	5
武 蔵 野 市	47	18	3	5	—	—	—	—	2	—	2
三 鷹 市	31(1) ※1	21	6	4	—	—	—	—	1	—	—
青 梅 市	41	38	7	—	1	—	—	—	16	20	—
府 中 市	30	21	7	23	11	—	—	—	—	2	—
昭 島 市	21	25	7	7	—	—	—	—	—	4	—
調 布 市	35	27	6	5	1	—	1	—	—	5	2
町 田 市	53(1) ※1	25	3	11	2	—	1	—	1	4	10
小 金 井 市	32(2) ※1 (1) ※2	30	—	1	—	—	—	—	2	2	—
小 平 市	25	21	5	—	1	—	—	—	—	19	3
日 野 市	55	37	7	2	1	—	1	—	—	4	9
東 村 山 市	21	19	5	1	1	—	—	—	—	7	2
国 分 寺 市	33	34	5	2	—	—	—	—	—	9	—
国 立 市	23	26	5	5	—	—	—	—	—	—	—
福 生 市	26	21	5	5	2	—	—	—	—	2	—
狛 江 市	27	18	6	1	—	—	—	—	—	—	—
東 大 和 市	39(4) ※1	31	7	—	—	—	—	—	—	7	—
清 瀬 市	39(2) ※1	29	6	5	—	—	—	—	—	5	1
東 久 留 米 市	23	29	5	5	—	—	—	—	—	2	—
武 蔵 村 山 市	31	32	6	4	—	—	—	—	2	3	—
多 摩 市	43	33	5	18	—	—	—	—	1	2	2
稲 城 市	27	23	7	—	1	—	—	—	—	7	—
羽 村 市	27	30	7	1	—	—	—	—	—	—	—
あ き る 野 市	27	29	8	1	—	—	—	—	1	13	6
西 東 京 市	40	26	6	3	—	—	—	—	—	20	—

※1 八王子市、立川市、三鷹市、調布市、町田市、小金井市、国立市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、西東京市
() 内は否決件数で内数

※2 八王子市、小金井市 () 内は議決不要件数で内数

議案等の種類別議決件数(令和4年)

特別職の 任免の 同意等	町区域の 新設・変更・ 町名変更	市区町村の事務に関する検査			意見書及び決議		懲罰	不信任	その他	計	
		検査検閲	監査請求	事務調査	意見書	決議					
20	—	—	—	—	5(2)※ ¹	1	—	—	46	188(2)※ ¹	八王子
8	—	—	—	—	2	1	—	—	11	127(1)※ ¹	立川
5	—	—	—	—	5	2	—	—	12	101	武蔵野
7	—	—	—	—	36(24)※ ¹	3(2)※ ¹	—	—	5	114(27)※ ¹	三鷹
7	—	—	—	—	2	—	—	—	4	136	青梅
10	—	—	—	—	3	1	—	—	6	114	府中
4	—	—	—	—	1	1	—	—	12	82	昭島
21	—	—	—	—	21(6)※ ¹	1	—	—	3	128	調布
10	—	—	—	—	28(17)※ ¹	3	—	—	11	162(18)※ ¹	町田
6	—	—	1(1)※ ¹	—	44(3)※ ¹	6(1)※ ¹	—	—	21	145(7)※ ¹	小金井
5	—	—	—	—	—	6	—	—	6	91	小平
9	—	—	—	—	2	3	—	—	6	136	日野
2	—	—	—	—	7	1	—	—	17	83	東村山
3	—	—	—	—	—	—	—	—	36	122	国分寺
5	—	—	—	—	12(2)※ ¹	—	—	—	5	81	国立
1	—	—	—	—	2	1	—	—	11	76	福生
—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	58	狹江
3	—	—	—	—	10(2)※ ¹	4	—	—	5	106	東大和
9	—	—	—	—	19(10)※ ¹	2	—	—	9	124(12)※ ¹	清瀬
3	—	—	—	—	9	1	—	—	6	83	東久留米
3	—	—	—	—	11(10)※ ¹	—	—	—	13	105	武蔵村山
9	—	—	—	—	6	1	—	—	8	128	多摩
1	—	—	—	—	—	1	—	—	1	68	稲城
3	—	—	—	—	4	1	—	—	36	109	羽村
4	—	—	—	—	2	—	—	2	9	102	あきる野
23	—	—	—	—	6(2)※ ¹	2	—	—	5	131	西東京

議案等の種類別議決件数(令和4年)

市名	請 願						陳 情					
	採択	不採択	審査 継続	取下げ	審議未了 その他	合計	採択	不採択	審査 継続	取下げ	審議未了 その他	合計
八王子市	—	2	1	—	—	3	—	—	—	—	2	2
立川市	1	—	—	—	1	2	2	12	—	—	9 (参考配付)	23
武蔵野市	—	—	—	—	—	—	6(3) ^{※2}	10	—	—	—	16
三鷹市	—	1	1	—	—	2	—	1	—	—	7 (議場配付)	8
青梅市	—	—	—	—	—	—	3(3) ^{※1}	7	2	1	4 (参考配付)	17
府中市	—	—	—	—	—	—	3	8	1	—	—	12
昭島市	—	—	—	—	—	—	8	8	2	1	—	19
調布市	—	—	—	—	—	—	10(5) ^{※1}	10	1	1	2	24(1) ^{※4}
町田市	1	9	1	—	—	11	—	—	—	—	12 (参考送付)	12
小金井市	—	—	—	—	—	—	10	36	45	17	4	112
小平市	6	—	—	1	—	7	—	—	—	—	7 (配付のみ)	7
日野市	1	10	1	—	1	13	—	—	—	—	6 (参考送付)	6
東村山市	1	—	—	—	—	1	4	10	—	—	1	15
国分寺市	—	—	1	—	—	1	3	3	4	1	2	13
国立市	—	—	—	—	—	—	12(1) ^{※3}	16	2	1	—	31
福生市	—	—	—	—	—	—	2	16	—	—	—	18
狛江市	—	—	—	—	—	—	1	3	—	1	—	5
東大和市	—	—	—	—	—	—	3(1) ^{※1}	21	7	—	—	31
清瀬市	—	5	—	—	—	5	4	13	—	—	—	17
東久留米市	1(1) ^{※1}	27	1	—	—	29	—	—	—	—	9 (配付のみ)	9
武蔵村山市	—	—	—	—	—	—	5(4) ^{※1}	16	—	—	10	31
多摩市	—	—	—	—	—	—	9(6) ^{※1}	5	1	—	2	17
稲城市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5 (周知のみ)	5
羽村市	—	—	—	—	—	—	3(1) ^{※1}	8	—	—	—	11
あきる野市	—	—	—	—	—	—	2(1) ^{※1}	11	—	—	—	13
西東京市	—	1	—	—	—	1	6(4) ^{※1}	6	—	1	—	13

※「6. 請願・陳情」内は「配付」の表記に統一しています。以後、他の調査項目内の表記については統一にしています。

※1 青梅市、調布市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市、西東京市 請願・陳情の採択欄の()内は、採択のうち趣旨採択の件数

※2 武蔵野市 陳情の採択欄の()内は、採択のうち、意見付き採択の件数

※3 国立市 ()内は採択のうち一部採択の件数

※4 調布市 ()内は同年の継続分で内数

特別職並びに議員の年間給与及び報酬総額及び減額措置の状況について（推計）

①年間報酬総額、給与総額（令和5年度）

（単位 円）

多摩市からの報酬等					
	給料・報酬月額	給料・報酬支給総額	手当支給総額	月例給合計	年間収入合計
市長	955,400	11,464,800	---	11,464,800	16,280,016
副市長	835,000	10,020,000	---	10,020,000	14,228,400
教育長	793,200	9,518,400	---	9,518,400	13,516,128
下水道事業管理者	709,500	8,514,000	---	8,514,000	12,089,880
議長	582,500	6,990,000	---	6,990,000	9,855,900
副議長	531,700	6,380,400	---	6,380,400	8,996,364
議運・委員会委員長	501,900	6,022,800	---	6,022,800	8,492,148
議員	497,000	5,964,000	---	5,964,000	8,409,240

②特別職及び議員の給与等削減措置の状況について

※平成14年4月からの減額措置状況

区分	給料・報酬	手当
市長・副市長	平成15年10月～平成18年3月まで給料月額10%削減	平成14年6月、平成15年6月期の期末手当20/100の削減
	平成18年7月～平成19年3月まで給料月額10%削減	平成15年12月、平成16年6・12月期、平成17年6・12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減
	平成19年4月～平成22年3月まで給料月額10%削減	平成18年12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減
	平成24年1月～平成24年3月まで給与月額10%削減	平成19年6・12月期、平成20年6・12月期の期末手当10/100の削減
	平成24年4月～平成26年4月まで給料月額20%（副市長12%）削減 （平成26年2月及び3月は、給料月額30%（副市長22%）削減）	平成21年6月期の期末手当0.2ヶ月凍結 ⇒ 削減
	平成26年2月及び3月は、給料月額30%（副市長22%）削減	平成22年3月期の期末手当0.15ヶ月凍結 ⇒ 削減
	令和2年7月～令和2年9月まで給料月額20%（副市長10%）削減	平成22年12月期の期末手当0.2ヶ月分の削減
教育長	平成15年10月～平成18年3月まで給料月額10%削減	平成14年6月、平成15年6月期の期末手当20/100の削減
	平成18年7月～平成19年3月まで給料月額10%削減	平成15年12月、平成16年6・12月期、平成17年6・12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減
	平成19年4月～平成20年9月まで給料月額10%削減	平成18年12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減
	平成24年1月～平成24年3月まで給料月額5%削減	平成19年6・12月期、平成20年6・12月期の期末手当10/100の削減
	平成24年4月～平成26年4月まで給料月額8%削減	平成21年6月期の期末手当0.2ヶ月凍結 ⇒ 削減
		平成22年3月期の期末手当0.15ヶ月凍結 ⇒ 削減
議員	平成24年4月～平成25年3月まで報酬月額5%削減	平成15年3月期の期末手当の不支給
	平成25年4月～平成26年3月まで報酬月額5%削減	平成16年3月期の期末手当の不支給
	平成26年4月～平成27年3月まで報酬月額5%削減	平成17年3月期の期末手当の不支給
		平成21年6月期の期末手当0.2ヶ月凍結 ⇒ 削減
		平成22年3月期の期末手当0.15ヶ月凍結 ⇒ 削減

一般職と常勤特別職給与比較

1 給与支給対象一覧

区分	一般職	議員	市長	副市長	教育長	下水道事業 管理者
給料	○	○（報酬）	○	○	○	○
期末・勤勉手当	○	○（期末）	○（期末）	○（期末）	○（期末）	○（期末）
扶養手当	○	×	×	×	×	×
住居手当	○	×	×	×	×	×
時間外手当	○	×	×	×	×	×
地域手当	○	×	×	×	×	×
管理職手当	○	×	×	×	×	×
通勤手当	○	×	×	×	×	×
旅費	○	○	○	○	○	○

※扶養手当・・・部長職については支給対象外

※住居手当・・・35歳未満の職員で、月額15,000円以上の賃貸借契約している者のみ支給。

2 職員給与等の推移

年度	給料月額	諸手当	合計 (平均月額)	前年度対比 (平均月額)	ラスパイレ ス指数	人事院勧告		東京都人事委員会勧告		平均 年齢
						例月給	賞与	例月給	賞与	
30	310,000	116,500	426,500	△ 9900	100.4	0.16%	0.05月	0.03%	0.10月	42.5
元	302,000	123,800	425,800	△ 700	100.1	0.09%	0.05月	改定見送り	0.05月	41.7
2	299,400	115,500	414,900	△ 10900	100.0	改定見送り	△0.05月	改定見送り	△0.10月	41.5
3	299,500	110,400	409,900	△ 5000	99.8	改定見送り	△0.15月	改定見送り	△0.10月	41.3
4	297,300	110,400	407,700	△ 2200	99.7	0.23%	0.10月	0.20%	0.10月	41.4

※給料月額及び諸手当は、総務省が公表する給与実態調査に基づく、各年度4月時点における支給額。

3 期末・勤勉手当支給月数推移

年度	一般職			議員	市長	副市長	教育長
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	期末手当	期末手当	期末手当
30	① 2.60	2.00	4.60	4.10	4.20	4.20	4.20
	② 2.20	2.40					
	③ 2.00	2.60					
元	① 2.60	2.05	4.65	4.10	4.20	4.20	4.20
	② 2.20	2.45					
	③ 2.00	2.65					
2	① 2.50	2.05	4.55	4.10	4.20	4.20	4.20
	② 2.10	2.45					
	③ 1.90	2.65					
3	① 2.40	2.05	4.45	4.10	4.20	4.20	4.20
	② 2.00	2.45					
	③ 1.80	2.65					
4	① 2.40	2.15	4.55	4.10	4.20	4.20	4.20
	② 2.00	2.55					
	③ 1.80	2.75					

※①係長職以下に適用。②課長・統括課長職に適用。③部長職に適用

※令和4年度の役職加算率は、主任3%、係長職6%、課長・統括課長職15%、部長・特別職20%

職員支給手当一覧

資料11

令和5年4月1日現在

手当名称	支給要件等	支給対象	
		一般職	特別職
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものがある場合に支給する手当 課長級配偶者・父母等3,000円、係長以下配偶者・父母等6,000円、子9,000円、特定期加算(15歳から22歳までが対象)4,000円、部長級は対象外	○	×
地域手当*	民間賃金や物価等の地域間格差を適切に反映するための調整額。給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16(国基準)を乗じて得た額を支給する手当	○	×
住居手当	下記全てに該当する場合、月額15,000円 ①世帯主②年齢34歳以下③賃貸家賃15,000円以上④管理職でないこと	○	×
管理職手当	管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき支給する手当(H23.4.1から定額化) ①部長 115,000円 ②統括課長 106,500円 ③課長 80,000円	○	×
通勤手当	通勤のために支給する手当	○	×
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない勤務に従事する職員に支給する手当 ①感染症防疫手当 日額1,000円 ②行旅病人等取扱手当 1件 1,000円または5,000円 ③指導手当 日額150円	○	×
時間外勤務手当*	週休日の勤務及び正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給する手当	○	×
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する手当。 勤務1回につき 1万2,000円	○	×
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当 ①部長 12,000円 ②統括課長 11,000円 ③課長 10,000円 ただし、勤務時間が6時間を超えた場合は、上記の額に100分の150を乗じて得た額	○	×
夜間勤務手当*	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する手当	○	×
休日勤務手当*	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき100分の135を乗じて得た額を支給する手当	○	×
期末手当*	期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する手当	○	○
勤勉手当*	勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する手当	○	×
退職手当*	職員退職時に、勤続年数、退職事由、役職等により支給額を決定し、支給する手当 最高支給月数43.00月	○	○

※表中「手当名称」欄の*については、給料月額の影響を受ける手当である。

資料12

職員平均年齢推移(給与実態調査集計)

市名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八王子市	42.9	43.1	43.0	43.1	43.2
立川市	42.9	43.2	43.3	43.8	43.8
武蔵野市	42.7	42.8	42.4	42.1	42.0
三鷹市	42.6	42.5	42.3	42.3	42.1
青梅市	41.3	41.4	41.3	41.3	41.2
府中市	38.8	38.9	39.3	39.8	39.9
昭島市	44.2	43.7	43.2	43.0	43.0
調布市	40.8	40.9	41.0	41.3	41.8
町田市	41.2	41.6	41.9	42.3	42.5
小金井市	40.7	41.1	41.6	42.4	42.8
小平市	39.1	39.3	39.4	39.4	39.8
日野市	42.9	42.8	42.5	42.6	42.6
東村山市	41.6	42.1	42.1	42.3	42.3
国分寺市	42.3	41.9	42.3	42.6	42.8
国立市	40.6	40.8	40.8	40.8	41.3
福生市	38.9	38.8	38.8	39.0	39.4
狛江市	41.2	41.4	41.3	41.8	42.5
東大和市	41.0	41.3	41.4	41.8	41.5
清瀬市	41.6	41.3	41.5	41.8	41.6
東久留米市	41.0	41.3	41.9	42.0	41.8
武蔵村山市	42.3	42.2	42.1	42.3	42.1
稲城市	40.3	40.7	41.3	41.5	41.8
羽村市	42.0	42.3	42.5	42.4	42.7
あきる野市	42.0	41.8	41.2	40.8	40.6
西東京市	42.5	41.9	41.9	41.9	41.7
多摩市	42.5	41.7	41.5	41.3	41.4
26市中順位	7	13	15	19	20
26市平均	41.5	41.6	41.6	41.8	41.9

資料13

一般職給料のラスパイレス指数推移(給与実態調査集計)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

単位: %

年度 市名	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
八王子市	107.8	96.7	97.8	98.4	98.7	98.7	98.2	97.9	97.9	97.5
立川市	109.1	100.0	99.5	99.4	99.2	99.9	99.5	98.7	98.6	98.7
武蔵野市	111.8	103.6	104.0	103.6	103.2	102.0	101.1	101.0	100.8	100.4
三鷹市	109.1	100.3	99.2	99.8	99.6	99.6	99.6	100.2	99.7	99.4
青梅市	109.3	102.8	100.4	100.6	100.2	100.3	100.3	100.2	99.7	99.0
府中市	108.9	101.2	98.3	100.1	99.8	100.2	99.9	98.7	99.2	99.3
昭島市	107.4	99.2	99.8	99.8	99.7	99.9	99.7	100.2	100.1	99.7
調布市	110.8	102.2	100.7	101.3	100.9	100.9	100.5	100.0	99.4	99.0
町田市	111.3	102.6	101.0	100.9	101.0	100.8	99.2	99.6	99.3	99.4
小金井市	111.1	102.7	101.0	101.6	101.3	100.5	99.3	99.3	99.3	98.3
小平市	107.8	100.2	99.2	100.4	100.0	100.2	99.5	99.7	101.0	100.1
日野市	107.8	99.1	99.0	98.5	99.0	99.0	98.4	98.3	98.5	97.8
東村山市	108.8	100.6	100.1	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	100.4	100.2
国分寺市	110.4	101.8	101.5	101.0	101.9	101.4	100.4	99.3	99.1	99.5
国立市	108.3	101.0	101.1	100.7	101.5	100.1	100.7	100.7	100.2	100.6
福生市	111.3	103.3	103.7	102.4	102.1	102.5	101.1	100.8	100.4	100.1
狛江市	110.4	99.5	101.4	101.8	102.4	101.2	100.4	99.5	99.0	98.8
東大和市	109.6	101.6	99.5	99.7	100.4	100.6	100.6	100.8	99.9	99.8
清瀬市	108.6	100.8	99.8	100.3	100.7	101.2	100.9	101.1	101.1	100.3
東久留米市	109.2	98.8	98.4	99.5	101.7	100.8	99.4	100.3	99.6	98.5
武蔵村山市	107.9	99.2	99.1	99.4	100.0	98.9	98.2	98.2	96.8	98.3
稲城市	111.2	101.5	101.3	102.4	102.0	100.7	101.3	100.4	99.9	98.6
羽村市	110.4	100.9	99.6	101.1	101.8	102.4	101.3	100.5	101.0	101.0
あきる野市	106.5	98.5	98.7	99.1	99.4	99.1	99.4	99.6	99.1	99.2
西東京市	107.2	99.5	98.5	99.7	99.4	100.2	100.0	98.9	99.5	98.8
多摩市	109.4	100.5	100.8	100.7	100.6	100.4	100.1	100.0	99.8	99.7
26市中順位	11	15	9	11	14	14	13	13	11	9
26市平均	109.4	100.6	100.0	100.3	100.3	100.2	99.7	99.5	99.3	99.0

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

- 1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期：令和5年4月1日（ボーナスは、法律の公布日）]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定〔内訳：俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円〕

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ

◇一般職試験(高卒者) 7.8%〔12,000円〕 ◇一般職試験(大卒程度) 5.9%〔11,000円〕 ◇総合職試験(大卒程度) 5.8%〔11,000円〕

・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定

(平均改定率：全体 1.1%〔1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%〕)

・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率〔0.3%〕と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
	勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度	期末手当	1.225月	1.225月
	以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

・ 初任給調整手当：医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

・ 委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与（行政職俸給表（一））月額 407,884円（+3,869円、+0.96%）、年間給与 6,731,000円（+105,000円、+1.6%）
- ◇ 勧告後の初任給（行政職俸給表（一））総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、

分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系

行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大

② 円滑な配置等への対応

- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ・ 地域手当の大きくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

令和 4 年度多摩市の決算概況について

1. 令和 4 年度決算及び繰越金

一般会計の実質収支 2,485,054 千円

2. 令和 4 年度決算の主な財政指標（令和 3 年度との比較）

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------------------|
| (1) 経常収支比率 | 87.2% | (85.5%、+1.7 ポイント) |
| (2) 公債費負担比率 | 5.6% | (4.6%、+1.0 ポイント) |
| (3) 地方債現在高 | 16,038,098 千円 | (15,561,318 千円、+476,780 千円) |
| (4) 財政調整基金現在高 | 3,976,046 千円 | (4,033,548 千円、△57,502 千円) |
| (5) 健全化 4 指標 | | |
| ①実質赤字比率 | 【 - (-)】 | ②連結実質赤字比率 【 - (-)】 |
| ③実質公債費比率 | 【 3.0 (2.9)】 | ④将来負担比率 【 - (-)】 |

3. 令和 5 年度普通交付税算定結果（令和 4 年度当初算定との比較）

- | | | |
|----------------------|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 基準財政需要額 | 22,048,793 千円 | (21,735,884 千円、 +312,909 千円) |
| (2) 基準財政収入額 | 25,897,615 千円 | (24,836,570 千円、 +1,061,045 千円) |
| (3) 交付基準額【(1) - (2)】 | △3,848,822 千円 | (△3,100,686 千円、△748,136 千円) |
| (4) 標準財政規模 | 33,366,803 千円 | (32,000,535 千円、 +1,366,268 千円) |
| (5) 財政力指数 | 単年度 1.175 (1.130、+0.045) | 3 年平均 1.128 (1.117、+0.011) |

R5 も不交付団体。昭和 62 年以降 37 年連続。

都内 26 市の不交付団体は昨年度から減少し 9 団体※となった。

※9 団体：立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・国立市・多摩市
 (R4 不交付→R5 交付となった団体：昭島市)

令和 4 年度

多摩市の財政状況

決算の概要

※この冊子は、令和 4 年度多摩市の財政白書（令和 6 年 3 月発行予定）の「第 3 部
決算状況の推移と他市との比較」を令和 5 年 9 月定例市議会にあわせて、発行し
たものです。

目次

はじめに.....	4
1 決算の概要.....	5
2 歳入.....	6
2.1 歳入の状況.....	6
2.1.1 前年度からの増減.....	6
2.1.2 歳入構成の推移.....	7
2.1.3 歳入構成の他市との比較.....	8
2.2 地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費.....	9
2.3 収入未済額の状況.....	10
2.4 市税.....	11
2.4.1 市税の推移.....	11
2.4.2 都市計画税の収入額と充当事業.....	12
2.4.3 東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業について（復興増税の使途）.....	13
2.4.4 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道.....	14
〔コラム〕 ふるさとTAMA応援寄附金について.....	15
3 歳出.....	17
3.1 目的別経費の状況.....	17
3.1.1 目的別経費の増減等.....	17
3.1.2 目的別経費の推移.....	18
3.1.3 主な目的別経費の推移.....	19
3.2 性質別経費の状況.....	20
3.2.1 性質別経費の増減等.....	20
3.2.2 性質別経費の推移.....	21
3.2.3 義務的経費の内訳の推移.....	21
3.2.4 性質別構成の他市との比較.....	22
3.2.5 性質別構成の他市との比較 その2.....	22
3.3 性質別経費の分析：人件費.....	23
3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移.....	23
3.3.2 多摩市の職員数の推移.....	23
3.3.3 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合.....	24
3.3.4 26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数.....	24
3.3.5 26市におけるラスパイレス指数.....	25
3.4 性質別経費の分析：扶助費.....	26
3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移.....	26
3.4.2 扶助費の内訳の推移.....	27
3.4.3 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合.....	28
3.4.4 市税と扶助費の変動状況：20年前を100とした場合の指数の推移.....	28
3.5 性質別経費の分析：公債費.....	29
3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移.....	29
3.5.2 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合.....	29
3.6 性質別経費の分析：物件費.....	30
3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移.....	30
3.6.2 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合.....	30

3.7 性質別経費の分析：補助費等	31
3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移	31
3.7.2 26 市における市民 1 人当たりの補助費等と決算総額に占める割合	31
3.7.3 補助費等の内訳	32
3.8 性質別経費の分析：繰出金	33
3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移	33
3.8.2 26 市における市民 1 人当たりの繰出金と決算総額に占める割合	34
4 基金・地方債・債務負担行為	35
4.1 基金の状況	35
4.1.1 基金の積立と取りくずし状況の推移	35
4.1.2 基金の内訳と推移	36
〔コラム〕 決算剰余金と財政調整基金	36
4.1.3 26 市における市民 1 人当たりの基金残高	37
4.1.4 26 市における市民 1 人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合	37
4.2 地方債・債務負担行為の状況	38
4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移	38
〔コラム〕 世代間の公平負担	38
4.2.2 債務負担行為の推移	40
4.2.3 市民 1 人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移	41
4.2.4 26 市における市民 1 人当たりの貯金と借金・分割払い	41
5 財政指標	42
5.1 財政力指数	42
5.1.1 財政力指数の推移	42
5.1.2 26 市の財政力指数	43
5.2 公債費負担比率	44
5.2.1 公債費負担比率の推移	44
5.2.2 26 市の公債費負担比率	44
5.3 経常収支比率	45
5.3.1 経常収支比率の推移	45
5.3.2 26 市の経常収支比率	46
5.3.3 26 市の経常収支比率・財政力指数の関係	46
5.4 健全化判断比率等	47
5.4.1 健全化判断比率	47
5.4.2 資金不足比率	47
5.4.3 健全化判断比率等の概要について	48
〔コラム〕 実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると…	50
（参考） 決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について	51

はじめに

「多摩市は財政力が高いって言うけれど本当なの？」 「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの？」 そんな疑問をお持ちではありませんか？ この冊子では、グラフや表を用いて決算から見る多摩市の財政状況をできる限り分かりやすく説明してみました。

市に入ってくる収入(歳入)の状況や収入をどのようなことに使っているのか(歳出)、また、歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他市との比較等を通して、多摩市の財政状況を見てみます。そして、課題や特徴を浮き彫りにしながら、将来を展望してみます。

多摩市は令和3年に市制施行50周年を迎えましたが、その歴史は多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。昭和46年の第一次入居以来、人口の急激な増加とともに市税収入も伸びたことから、その税金を活用して、様々な市民サービスの充実や都市基盤の整備、公共施設の建設等を行ってきました。近年では、ニュータウン再生などの取り組みにより、今後のまちづくりにおいて大きな転換期に入りました。また、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大やその後の物価高騰により、市民生活や市内経済等に大きな影響が出たことから、令和4年度においても様々な対応策を実施してきました。

今後も新型コロナウイルス感染症や物価高騰の他にも様々な変化や課題に対応していく必要がありますが、市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とし、将来を見据えた行財政運営を行っている多摩市の財政状況をご紹介します。

数値は「普通会計」によるものです

○一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行う場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

○普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なっていますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。普通会計は、総務省のルールに従って処理を行うため、一般会計と普通会計の決算額に差分が生じる場合があります。

○構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は令和5年7月下旬時点の数値を用いています。

○グラフに記載の「市民1人当たりの…」の数値について

特に注釈のない場合、各グラフの数値は、令和5年3月31日現在の人口(148,107人)を、他市との比較のグラフの数値は令和5年1月1日現在の人口(148,210人)を基に算出しています。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行されたことにより、平成24年度以降の人口には、外国人登録とされてきた人口を含んでいます。

1 決算の概要

歳入決算額 **704_億6,167_万3_千円**

前年度比 ▲11.8億円 (▲1.6%)

歳出決算額 **678_億2,590_万5_千円**

前年度比 ▲7.0億円 (▲1.0%)

市税収入額 **298_億6,649_万2_千円**

前年度比 5.8億円 (2.0%)

基金残高 **173_億6,649_万8_千円**

前年度比 ▲2.5億円 (▲1.4%)

地方債残高 **160_億3,809_万8_千円**

前年度比 +4.8億円 (+3.1%)

経常収支比率 **87.2%**

前年度から1.7ポイント増加

2 歳入

2.1 歳入の状況

歳入総額は704億6,167万3千円となり、前年度より11億8,072万3千円（1.6％）減少しました。

市税が5.8億円、その他のうち諸収入が2.4億円、繰越金が1.7億円それぞれ増加したものの、繰入金が13.2億円、地方債が5.0億円減少したためです。

2.1.1 前年度からの増減

単位：千円

科目	R3	R4	増減額	増減率（％）
市税	29,291,044	29,866,492	575,448	2.0
地方譲与税等 ^{*1}	5,085,971	5,180,375	94,404	1.9
国庫支出金	15,794,393	15,342,971	▲451,422	▲2.9
都支出金	8,914,377	8,932,451	18,074	0.2
繰入金	4,460,042	3,142,786	▲1,317,256	▲29.5
繰越金	2,948,302	3,113,417	165,115	5.6
地方債	3,379,400	2,879,800	▲499,600	▲14.8
その他 ^{*2}	1,768,867	2,003,381	234,514	13.3
合計	71,642,396	70,461,673	▲1,180,723	▲1.6

*1 地方譲与税等の内訳：（地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、法人事業税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金）

*2 その他の内訳：（分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入）

市税については、「2.4 市税」で、税目ごとに説明します。

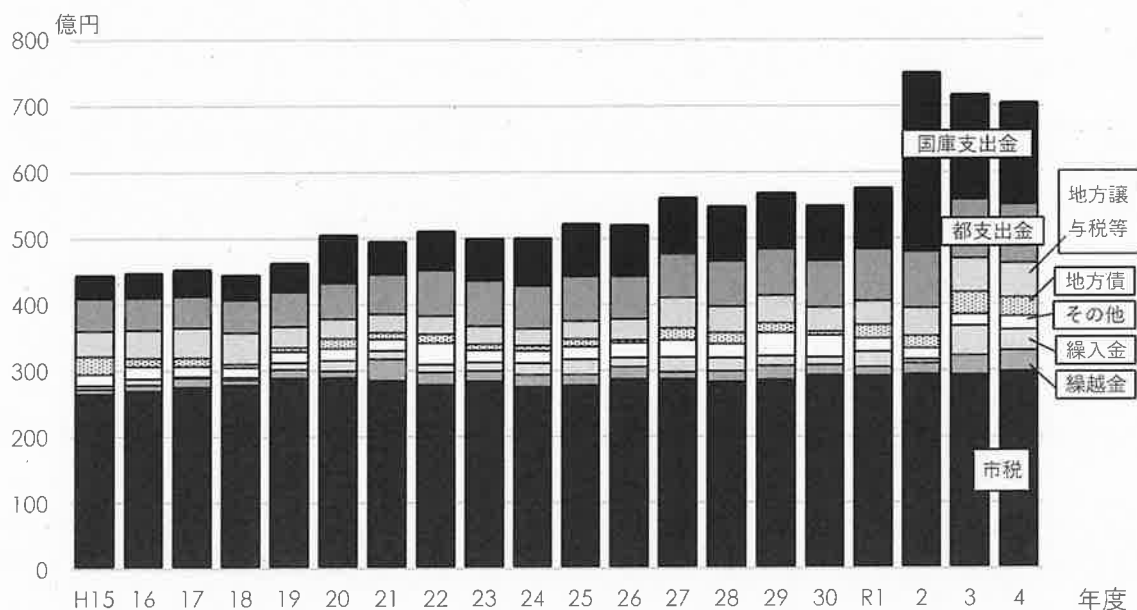
科目	増減理由
地方譲与税等	約0.9億円、1.9％の増加となりました。企業収益が増加したことにより法人事業税交付金が約2.1億円増加したこと及び、個人消費や輸入額の増加により地方消費税交付金が約1.3億円増加したことが要因です。
国庫支出金	約4.5億円、2.9％の減少となりました。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金が12.4億円増加となった一方で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金が約18.4億円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金で約8.2億円減少したことなどが要因です。
都支出金	約0.2億円、0.2％の増加となりました。介護基盤整備事業関係都補助金が約1.2億円増加したことが要因です。
繰入金	約13.2億円、29.5％の減少となりました。パルテノン多摩の大規模改修工事が完了したことにより都市計画基金の取りくずし額が23.8億円減少したことが主な要因です。
繰越金	約1.7億円、5.6％の増加となりました。令和3年度からの繰越金の増加により決算剰余金が約7.4億円増加したことが主な要因です。
地方債	約5.0億円、14.8％の減少となりました。地方債の借入を行って実施していたパルテノン多摩の大規模改修工事や旧北貝取小学校跡地整備事業など大規模な普通建設事業が完了したことが減少要因です。

2 歳入

2.1.2 歳入構成の推移

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した交付金等があったため国庫支出金が大きく増えました。その後、令和3年度も状況は変わらず、令和4年度は新型コロナウイルス感染症に関連した交付金等と併せて、物価高騰に関連した交付金等もあったため引き続き多くなっています。

市税は令和3年度に若干減ったものの令和4年度は増加となり、これまでのピークであった平成11年度を抜いて過去最高となりました。



単位：千円

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
市税	28,317,204	28,629,843	29,237,529	29,148,873	29,446,609	29,291,044	29,866,492
地方譲与税等※1	3,969,945	4,176,122	3,658,357	3,674,427	4,252,524	5,085,971	5,180,375
国庫支出金	8,281,926	8,434,768	8,347,793	9,238,319	27,039,848	15,794,393	15,342,971
都支出金	6,836,744	7,034,915	7,051,530	7,800,381	8,501,401	8,914,377	8,932,451
繰入金	1,998,001	1,457,253	1,169,537	2,302,706	634,178	4,460,042	3,142,786
繰越金	1,582,588	2,088,967	1,567,927	1,345,185	1,589,244	2,948,302	3,113,417
地方債	1,707,800	1,452,300	571,100	2,004,600	1,882,100	3,379,400	2,879,800
その他※2	2,106,055	3,549,917	3,326,041	2,036,444	1,631,830	1,768,867	2,003,381
合計	54,800,263	56,824,085	54,929,814	57,550,935	74,977,734	71,642,396	70,461,673

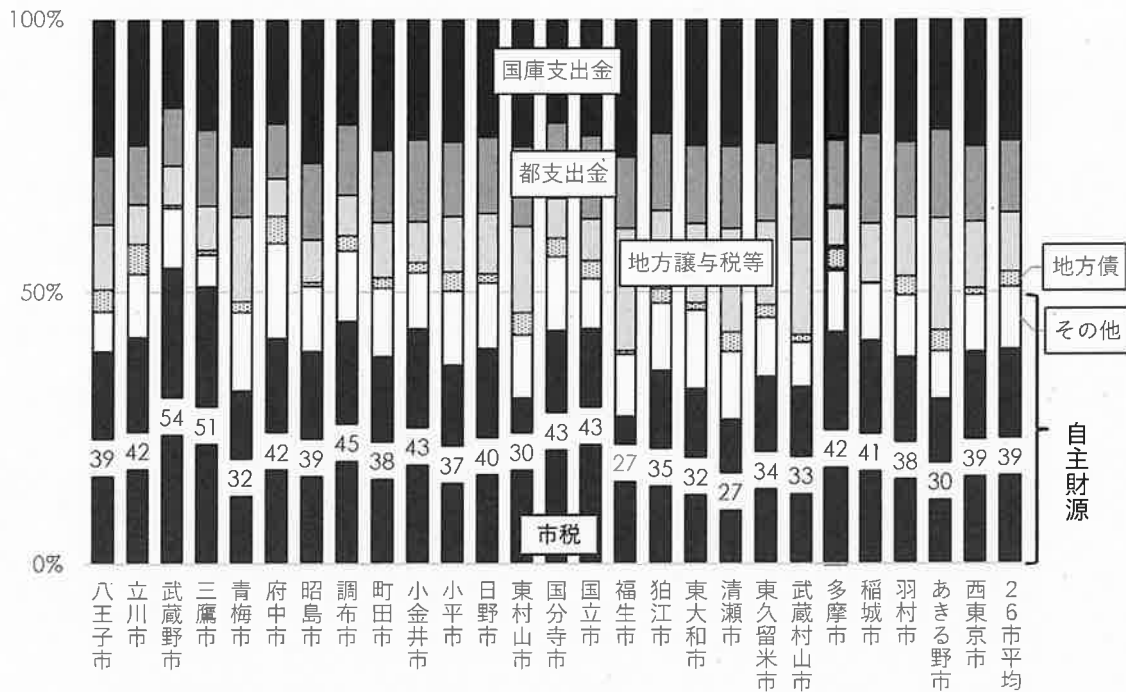
(最終決算年度から7年間)

2 歳入

2.1.3 歳入構成の他市との比較

都内26市の歳入構成をグラフにしました。

多摩市は、市税の割合が42.4%で26市平均と比べると2.9ポイント高く、26市中7番目に高い割合となっています。分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源比率は54.1%と26市の中で6番目に高い割合となっています。



自主財源比率とは

地方公共団体の収入には、市税や手数料など自らが徴収する自主財源と、国などから収入を受ける依存財源とに分けられます。歳入総額に対する自主財源の割合を自主財源比率といい、この比率が高いほど自主性や安定性が確保されます。

2 歳入

2.2 地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げ（平成26年4月1日の税率5%⇒8%、令和元年10月の税率8%⇒10%）は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費その他社会保障施策※」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当しました。

単位：千円

1. 地方消費税交付金収入額	総額	うち一般財源分	うち社会保障財源分
	3,603,234	1,462,812	2,140,422 ①

2. 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

単位：千円

予算科目		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国都支出金	その他	<地方消費税交付金 税率引上げ分充当>	
民生費	社会福祉総務費	4,681,375	1,960,224	10,165	2,710,986	
	障害者福祉費	5,441,820	3,709,143	53,376	1,679,301	
	老人福祉費	4,215,103	608,587	898	3,605,618	
	社会福祉施設費	235,539	0	1,000	234,539	
	計	14,573,837	6,277,954	65,439	8,230,444	
	児童福祉総務費	472,300	59,037	1	413,262	
	児童措置費	9,130,707	5,956,268	205,118	2,969,321	
	母子福祉費	75,976	46,723	169	29,084	
	児童福祉施設費	1,638,956	648,196	153,359	837,401	
	計	11,317,939	6,710,224	358,647	4,249,068	
	生活保護総務費	238,704	8,056	0	230,648	
	扶助費	4,480,198	3,472,094	0	1,008,104	
	計	4,718,902	3,480,150	0	1,238,752	
	国民年金費	国民年金総務費	29,985	29,967	0	18
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	662,045	184,122	1,417	476,506
	予防費	3,599,573	2,428,208	31,842	1,139,523	
	計	4,261,618	2,612,330	33,259	1,616,029	
	合計	34,902,281	19,110,625	457,345	15,334,311	②

対象経費の一般財源総額②15,334,311千円のうち、消費税率引上げ分①2,140,422千円を充当します。
（対象経費の一般財源総額には地方消費税交付金税率引き上げ分を充てられない人件費（1,724,445千円）及び事務費が含まれています。）

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・生活保護・・・児童福祉・・・母子福祉・・・高齢者福祉

・・・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉） など

「社会保険」・・・国民健康保険・・・介護保険・・・年金 など

「保健衛生」・・・医療に係る施策・・・感染症その他の疾病の予防対策・・・健康増進対策 など

※一般会計の決算額で作成しています。

2 歳入

2.3 収入未済額の状況

本来納められるべき市税や各種使用料などのうち、期限を過ぎても納められていないものを収入未済といいます。このほかにも、私費会計で扱う給食費の滞納もあります。

市では納税・納付相談を行うとともに、負担の公平性の観点からも徴収率向上の取り組みを続けています。平成22年度に全庁を挙げての取り組みとして庁内ワーキングチームを立ち上げ、総合的な収入未済の対策を検討しました。その成果のひとつとして平成24年度に制定した多摩市私債権等管理条例に基づき、統一的なルールに沿った適正な管理により収入未済の縮減に努めています。また、平成29年度は生活保護費返納金について法務担当や関係所管課と連携した相続人調査を実施し、平成30年度はこれに基づき不納欠損の取り組みを進めました。

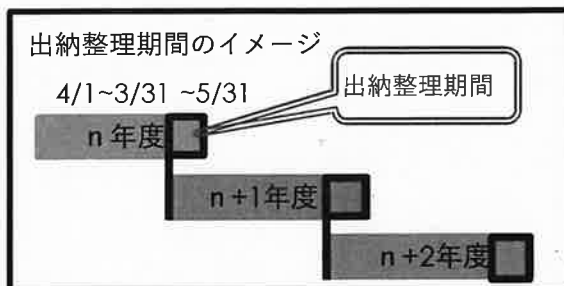
*** 一般会計及び特別会計の状況 ***

令和4年度末の一般会計及び特別会計の収入未済残高は約10.5億円で、前年度末と比べ、約0.6億円減少しました。これは、一般会計において市税の収入未済額が約0.4億円減少したことが主な要因です。また、そのほか3つの特別会計もすべて減少となり、全会計としては取り組みを開始した平成22年度末時点と比べると約14億円減少しています。

会計	項目	金額(千円)
	市税	245,512
	児童福祉費負担金	5,416
	民生使用料	1,003
	住宅使用料	1,633
	清掃手数料	260
	物品売払収入	547
	諸収入	404,224
一般会計		658,595
	国民健康保険税	361,211
	諸収入	4,716
国民健康保険特別会計		365,927
介護保険特別会計	介護保険料	25,576
後期高齢者医療特別会計	医療保険料	3,386
合計		1,053,484

下水道事業会計では、一般会計からの補助金等の一部を次年度の4月1日以降（一般会計及び特別会計における出納整理期間）に収納しており、その全額が収入未済となります。令和4年度は、雨水処理負担金が増加したことなどにより下水道事業会計全体で収入未済額が約0.3億円増加しました。

会計	項目	金額(千円)
	下水道使用料	185,364
	その他収入	212,190
下水道事業会計		397,554



【参考】出納整理期間

市では会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）中に確定した債権や債務を整理する期間として、出納整理期間（5月31日まで）が設けられています。

この期間に収納や支払いを行った額が当該年度の決算に反映され、この期間を過ぎても収納されなかったものが収入未済となります。

下水道事業会計は平成29年度から地方公営企業法を適用したため、出納整理期間がありません。そのため、3月31日までに収納されなかったものが収入未済となります。

2 歳入

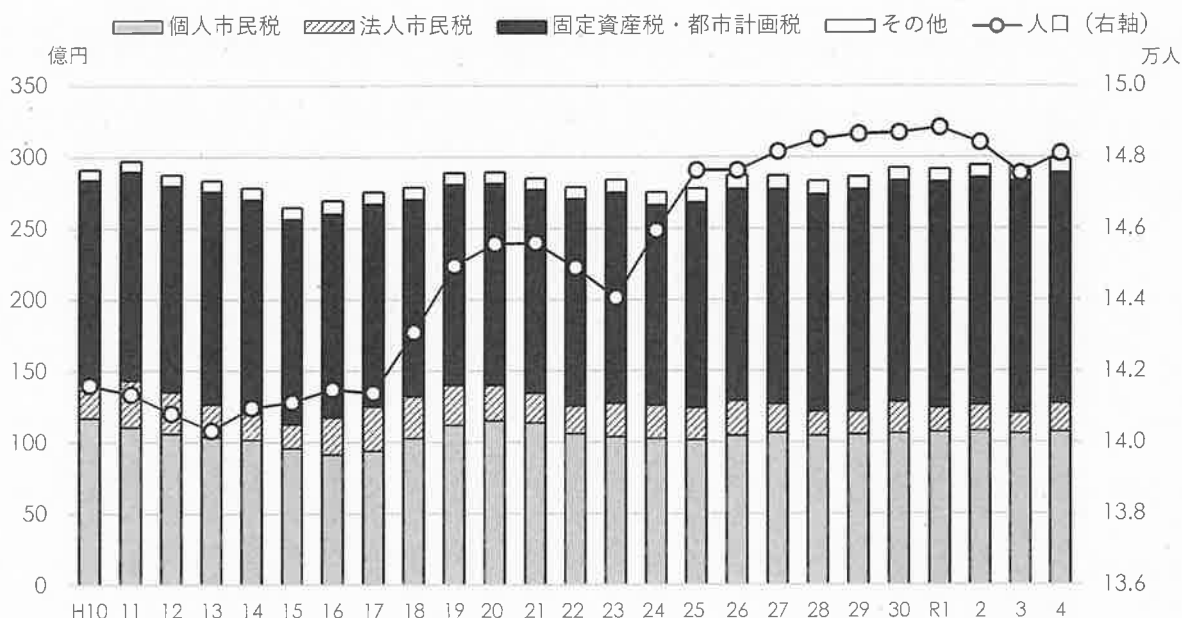
2.4 市税

2.4.1 市税の推移

市税はこれまで平成11年度にピークを迎えたあと平成15年度までは減少を続けました。その後、国からの税源移譲や法人市民税の一部国税化といった税制改正や景気変動の影響を受け、増減を繰り返しながら、ここ数年でピーク時の水準に戻り、令和4年度はこれまでのピークであった平成11年度を上回り過去最高額となりました。

市税の主体は、平成5年度までは個人市民税でしたが、それ以降は固定資産税へと変わっています。

令和4年度の市税収入を前年度と比較すると、法人市民税が一部企業の業績の回復や市内事業所の従業員数の増などで約5.7億円の増収、個人市民税でもふるさと納税による流出額が拡大したものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和で経済活動が再開され、消費や所得が回復してきていることで約1億円の増収となりました。固定資産税・都市計画税は、固定資産税において償却資産の減や減価償却により約1.3億円の減収となりましたが、市税全体では約5.8億円の増収となりました。



単位：千円

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
個人市民税	10,463,702	10,540,760	10,624,891	10,720,236	10,790,163	10,601,037	10,701,961
法人市民税	1,701,875	1,616,466	2,181,601	1,701,544	1,820,656	1,438,929	2,008,096
固定資産税・都市計画税	15,198,836	15,572,079	15,551,213	15,831,188	15,953,977	16,300,680	16,173,187
その他	952,791	900,538	879,824	895,905	881,813	950,398	983,248
合計	28,317,204	28,629,843	29,237,529	29,148,873	29,446,609	29,291,044	29,866,492
人口	148,511	148,654	148,691	148,835	148,411	147,552	148,107

(最終決算年度から7年間)

2 歳入

2.4.2 都市計画税の収入額と充当事業

1. 都市計画税の収入・税率

単位：千円

	H30	R1	2	3	4
都市計画税収入 ①	1,728,154	1,736,380	1,759,306	1,771,304	1,777,610
都市計画税税率	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%

2. 充当事業

単位：千円

		H30	R1	2	3	4	
起債償還額	公園整備事業	原峰公園	23,452	19,853	15,989	12,342	8,114
		多摩東公園			3,521	3,521	3,521
	下水道整備事業	公債費	46,446	44,080	42,520	39,193	34,524
	区画整理事業	東寺方坂下区整用地	10,495	10,495			
		関戸古茂川区整事業	37,205	37,205	37,205	37,205	37,205
	道路整備事業	市道5-35号歩線					168
	道路橋りょう管理経費	既設橋りょうの耐震補強工事			6,221	6,221	6,221
	資源化センター管理運営事業	資源化センタープラント改修			35,509	35,538	45,484
	複合文化施設等大規模改修事業	複合文化施設等大規模改修工事				137	325,806
	武道館及び陸上競技場管理運営経費	武道館・陸上競技場改修			34,904	34,906	34,906
	多摩市立中央図書館整備事業	中央図書館整備					505
	その他	モノレール	94,618	94,618	81,767	62,822	43,711
	小計		212,216	206,251	257,636	231,885	540,165
負担金等	市街地再開発事業	桜ヶ丘ヴィータ保留床買取	283,561	278,259	272,956	267,653	262,365
	廃棄物処理施設整備	資源化センター	83,018	83,021	83,023	83,026	83,029
		たま広域エコセメント	60,925	55,570	21,149	330	
	小計		427,504	416,850	377,128	351,009	345,394
事業費	公園整備事業	宮之下公園					
		大栗橋公園				190,206	4,035
		多摩東公園	39,700	354,042			
		落合南公園				129,907	
		多摩中央公園		35,015		2,887	18,757
		蓮光寺・若葉台里山保全地域拡張				186,901	
	住宅市街地総合整備事業	諏訪北公園				15,754	127,400
	下水道整備事業	雨水管渠更生等補修工事	18,071	39,395			
		雨水排水ポンプ整備事業				1,045	1,240
		雨水管新設・更新事業	137,822	9,284	10,960	98,446	89,244
	道路整備事業	市道5-35号歩線			14,967	170,300	
	道路橋りょう管理経費	既設橋りょうの耐震補強工事	54,534	100,671	21,995		
	複合文化施設等大規模改修事業	複合文化施設等大規模改修工事	71,280	166,320	1,301,684	5,925,953	24,762
		消耗品・備品				80,646	14,182
	資源化センター管理運営事業	資源化センタープラント設備改修工事	167,191	590,253	268,300	216,047	205,799
	武道館及び陸上競技場	武道館改修工事		443,890			
	管理運営経費	陸上競技場改修工事		588,196			
	多摩市立中央図書館整備事業	中央図書館整備			124,043	679,040	3,669,427
	小計		488,598	2,327,066	1,617,906	7,697,132	4,154,846
	充当事業費等合計 ②		1,128,318	2,950,167	2,252,670	8,280,026	5,040,405
	余剰額 ①-②		599,836	-1,213,787	-493,364	-6,508,722	-3,262,795

※ 税収額が充当事業費を上回る場合、今後行われる大規模事業に備えて都市計画基金に積立てを行ってまいります。反対に、税収額が不足する場合は、都市計画基金の取り崩しや地方債の借入れを行います。

2 歳入

2.4.3 東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業について（復興増税の使途）

東日本大震災を踏まえて、市が実施する緊急防災・減災事業に要する費用の財源を確保するため、いわゆる復興増税として、平成26年度から令和5年度までの間に限り、個人市民税均等割の税額に500円が加算されます。

（市民税、都民税を合わせて1,000円の負担となります。）

1 復興特別税の収入額

単位：千円

	調定額	収入額
現年分	38,893	38,603

2 充当事業

単位：千円

	事業費 (D)	特定財源 (E)	一般財源 <市民税均等 割加算額> (F=D-E)	備考
災害対策用資器材整備事業	18,499	0	18,499	避難所設営用資器材等を購入し、各避難所に配備しました。
橋りょう維持管理経費	193,462	27,900	165,562	橋りょうの耐震補強・補修に係る設計及び工事を行いました。
公債費	24,309	0	24,309	平成25～27年度に起債した全国防災事業債、緊急防災・減災事業債に係る元利償還金に充当しました。 (風の橋等橋りょう耐震補強工事及び実施設計、小中学校体育館天井改修工事、多摩中学校高天井耐震改修工事、防災無線デジタル化事業等)
充当事業費等合計	236,270	27,900	208,370	

※充当事業の一般財源 208,370千円のうち、38,603千円がいわゆる復興増税分で賄われています。

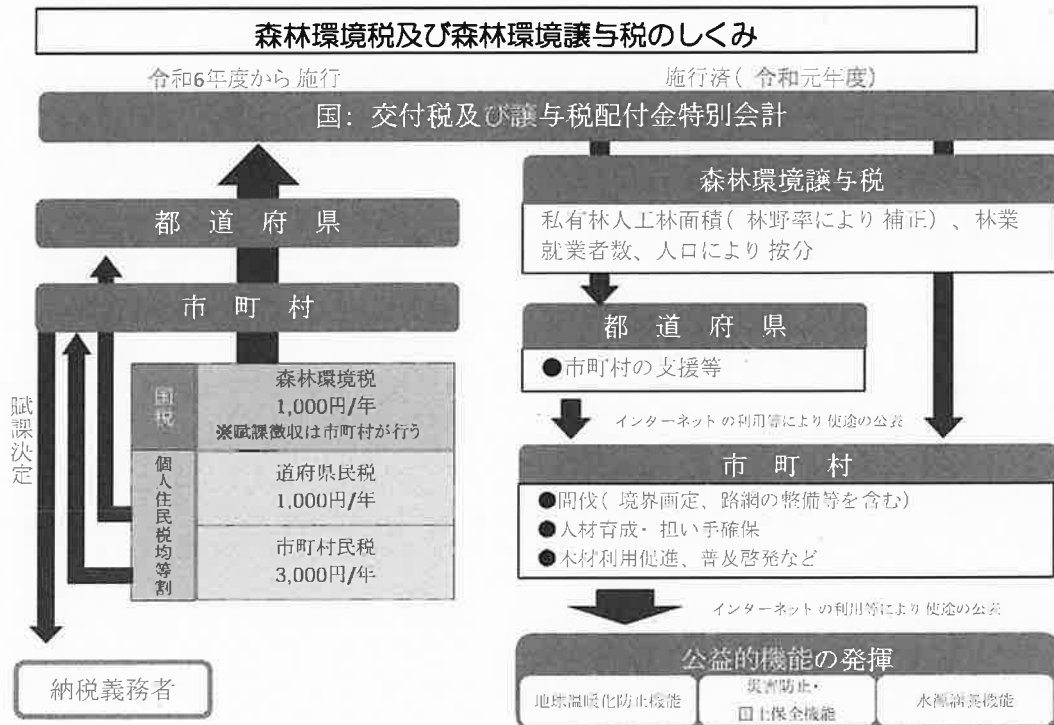
2 歳入

2.4.4 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道

1 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

"森林環境税"は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国税として令和元年度より創設されました。

国民から森林環境税が賦課徴収されるのは令和6(2024)年度からですが、都道府県及び市町村には地方公共団体金融機構の準備金を使って令和元年度より森林環境譲与税が交付されることとなりました。森林現場の課題に早期に対応する観点からです。



2 森林環境譲与税の使い道

多摩市では、公共施設における木材利用促進などに活用しており、令和3年度は、リニューアルオープンしたパルテノン多摩に国産材を用いた造作家具を設置するなどして活用しました。令和4年度は活用事業がなかったため、今後の活用に備えて、全額を「みどりと地球温暖化等対策基金」に積み立てました。

単位：千円

年度	森林環境譲与 税歳入額	事業充当額	使途	基金積立額
令和元年度	5,534	0	みどりの基金へ積立	5,534
令和2年度	11,762	0	みどりの基金へ積立	11,762
令和3年度	11,820	11,820	複合文化施設等大規模改修事業	0
令和4年度	15,804	0	みどりと地球温暖化等対策基金(※)へ積立	15,804

※令和4年4月に「みどりの基金」から名称を変更しました。

2 歳入

〔コラム〕 ふるさとTAMA応援寄附金について

多摩市では、寄附文化の醸成を目的に「ふるさとTAMA応援寄附金」を受け付けています。また、ふるさと納税の制度を市の魅力や取り組みをPRする機会と捉え、制度を活用して市外在住者との接点を増やし、応援していただくきっかけやシティセールスに活用していく方針としています。

ふるさとTAMA応援寄附金の推移

単位：件、円

年度	件数	寄附金総額	内訳	
			指定寄附金	一般寄附金
平成28年度	196	12,309,683	9,207,383	3,102,300
平成29年度	274	12,055,000	7,067,000	4,988,000
平成30年度	286	64,453,309	7,937,000	56,516,309
令和元年度	295	15,077,334	9,632,000	5,445,334
令和2年度	340	17,290,103	14,871,103	2,419,000
令和3年度	312	12,817,086	7,160,000	5,657,086
令和4年度	215	10,316,266	6,524,000	3,792,266

※平成30年度の一般寄附金には大口の寄附がありました

一方で、制度を利用して寄附が行われると、現在住んでいる自治体に納めるはずだった税が他自治体に流出する仕組みになっており、近年は毎年約1億円ずつ増加を続けていて、このまま流出額が増えていけば多摩市の財政運営に影響が生じ、住民サービスの低下を招く恐れがあります。

多摩市民のふるさと納税額の推移

単位：人、千円

年度	人数	寄附金額	税額控除額※
平成28年度	2,027	180,204	81,092
平成29年度	3,575	321,930	145,803
平成30年度	4,603	451,710	203,880
令和元年度	6,081	604,129	271,134
令和2年度	5,960	589,048	271,711
令和3年度	8,242	778,676	362,149
令和4年度	10,388	968,500	450,697

※ふるさと納税による減収（流出）額

*****頂いた寄附金の活用例*****
 ↓ 多摩センター レンガ坂のベンチ設置 公立保育園管理運営費 ベビーカーの購入 ↓



↑ 小学生ゴルフ教室の様子 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり事業 ↑ ドッグラン等の様子

2 歳入

令和4年度に頂いた指定寄附金の活用

単位：円

活用年度	寄附金額	事業名	使途
令和4年度	1,120,000	成人保健対策事業	癌検診の充実
	120,000	予防接種事業	子どもたちの定期予防接種
	300,000	街路樹等維持管理経費	歩きやすい街づくりのための設備（ベンチ等）の充実
令和5年度 活用予定 (当初予算)	305,000	図書購入事業	多摩市立図書館の児童向け図書の充実
	180,000	公園整備事業	公園遊具のリニューアル
	260,000	教育指導経費	小・中学校の音楽関係の備品（楽器等）の充実
	415,000	聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり事業	来街につながる地域の活性化や観光振興
	314,000	スポーツ教室運営事業	地域スポーツ環境の充実
	310,000	多摩センター地区活性化事業	多摩センター駅周辺地区の魅力アップにつながる環境整備
	20,000	都市農業推進	都市の農業振興
	2,080,000	民生費	地域子育て支援拠点等の充実
令和6年度 以降活用予定	80,000	教育費	多摩市立図書館の児童向け図書の充実
	75,000	土木費	公園遊具のリニューアル
	85,000	教育費	小・中学校の音楽関係の備品（楽器等）の充実
	400,000	土木費	不登校や特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の充実
	460,000	土木費	多摩センター駅周辺地区の魅力アップにつながる環境整備
合計	6,524,000		

令和4年度に頂いた一般寄附金の活用

令和4年度に頂いた3,792,266円は、令和5年度に以下の事業に活用します。

健幸まちづくり推進事業、心身障がい者支援事業、民間保育所補助事業、
多摩市立中央図書館整備事業等

3 歳出

歳出総額は678億2,590万5千円となり、前年度より7億307万4千円（1.0％）減少しました。

主な減要因としては、パルテノン多摩の大規模改修事業費が約61.8億円減額となったことです。

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。目的別とは、その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもので、性質別とは、その歳出経費がどのような内容に使われたかによって分類するものです。以下、目的別、性質別に分けて分析をしています。

3.1 目的別経費の状況

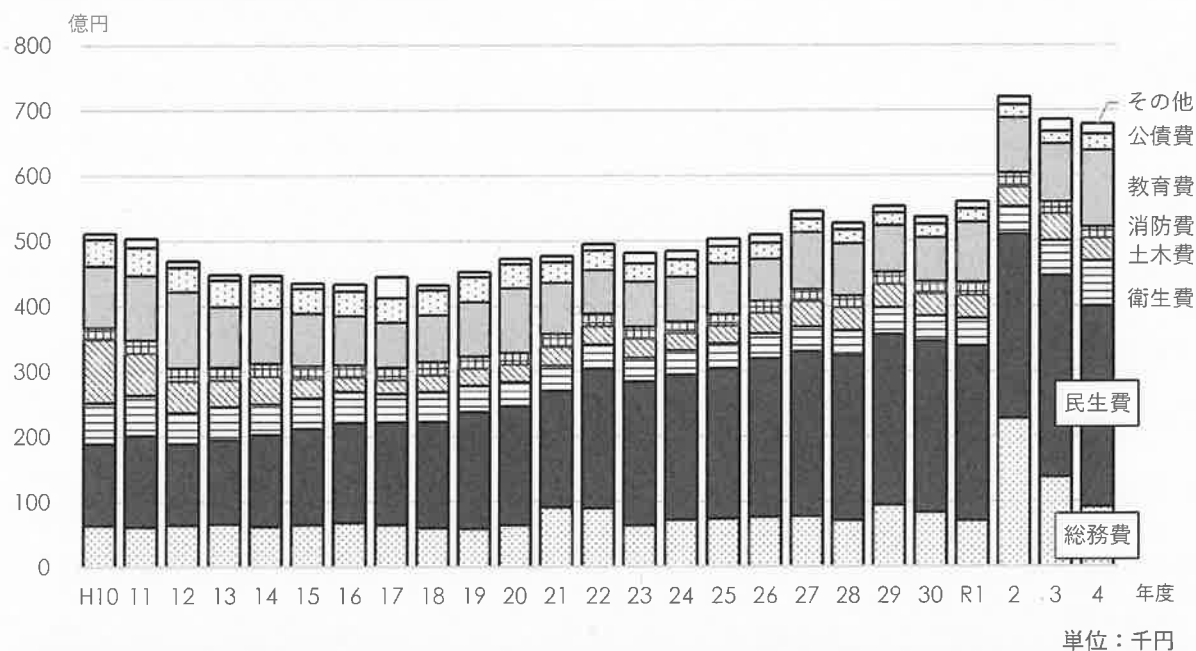
3.1.1 目的別経費の増減等

単位：千円

目的名称	R4 決算額	目的別経費の内容
対前年増減額	対前年増減率	
議会費	376,945	市議会の活動や運営に係る経費です。
1,691	0.5%	
総務費	9,160,663	市の全般的な管理や、戸籍・統計・徴税・選挙など、地方自治体が基本的に行うべき事務に係る経費です。
▲ 4,600,847	▲33.4%	大きく減っているのは、前年度はパルテノン多摩の大規模改修事業があったためです。
民生費	30,768,630	一定水準の安定した生活を保障するための経費です。高齢者・障がい者・子どもなどの福祉に関する経費や、生活保護費などです。
▲ 65,429	▲0.2%	減少となっているのは、前年度は子育て世帯への臨時特別給付金支給事業があったためです。
衛生費	6,919,459	健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。健康に関することや、ごみ処理やごみ減量など広く環境に関することに係る経費です。
1,510,329	27.9%	新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費が増加しました。
労働費	370,933	就労対策などに係る経費です。
35,672	10.6%	シルバー人材センターへの燃料費等高騰対策支援金事業関係業務の委託やシルバー人材センター旧事務所解体工事により増加しました。
農林水産業費	62,569	農林水産業の振興などに使われる経費です。多摩市では、農業費のみとなっています。
2,192	3.6%	
商工費	779,842	商工業の発展や観光事業のために使われる経費です。
▲ 234,050	▲23.1%	キャッシュレス決済ポイント還元事業に係る経費が減少しました。
土木費	3,468,959	街づくりに関わる経費です。通常は道路や橋、公園、住宅などの整備・維持保全に係る経費です。
▲ 613,310	▲15.0%	減っているのは、前年度は公園用地の買収や、みどりの基金（現みどりと地球温暖化等対策基金）への積立てがあったためです。
消防費	1,778,325	消火活動や、風水害・地震などを含む災害を防ぐため、また、生じた場合の被害を軽減させるための活動に係る経費です。
▲ 46,859	▲2.6%	消防事務委託費の減や前年度まで行っていた家具転倒防止器具助成事業が終了したため、減少しました。
教育費	11,691,230	教育・学習に関わる経費です。学校教育はもちろん、公民館、図書館、スポーツ関係などの社会教育や生涯学習に関わる経費も全て含まれています。
2,778,113	31.2%	多摩市立中央図書館整備事業の実施などにより増加しました。
公債費	2,448,350	主に地方債の元利償還金です。
529,424	27.6%	パルテノン多摩の大規模改修工事のために借り入れた地方債の償還が始まったことや多摩第一小学校用地買収で借り入れた地方債の繰上償還を行ったため、増加しました。

3 歳出

3.1.2 目的別経費の推移



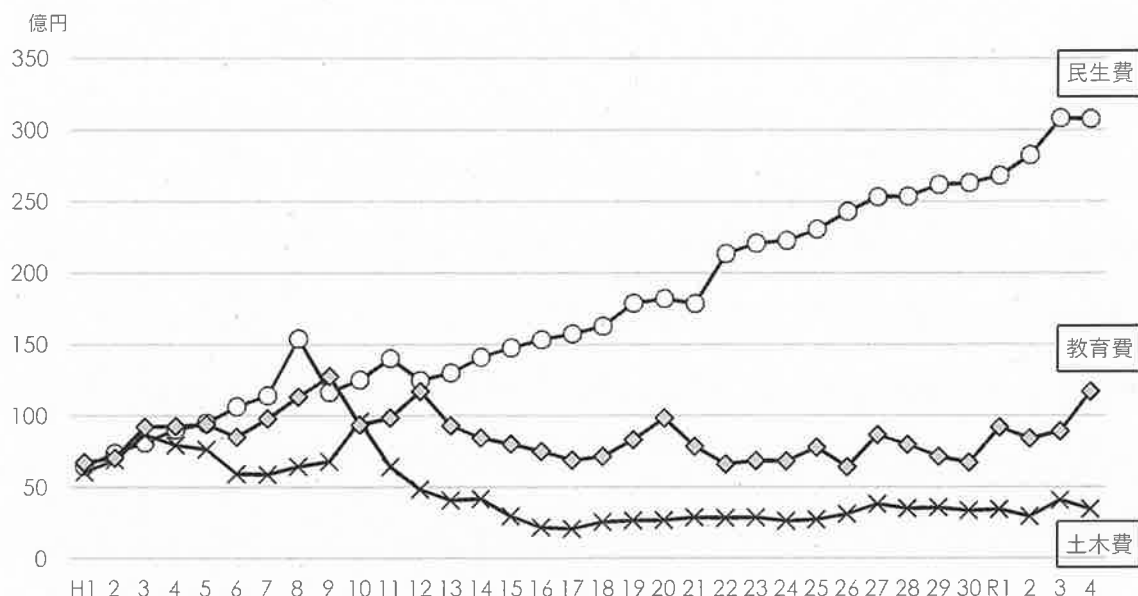
年度	H28	29	30	R1	2	3	4
総 務 費	7,042,256	9,449,193	8,339,985	7,011,530	22,718,990	13,761,510	9,160,663
民 生 費	25,370,186	26,177,904	26,313,475	26,816,425	28,250,693	30,834,059	30,768,630
衛 生 費	3,833,306	4,123,538	3,845,291	4,298,778	4,253,834	5,409,130	6,919,459
土 木 費	3,496,234	3,556,891	3,352,332	3,440,717	2,943,362	4,082,269	3,468,959
消 防 費	1,848,626	1,849,357	1,882,486	2,041,673	2,221,775	1,825,184	1,778,325
教 育 費	7,975,353	7,145,661	6,732,228	9,202,669	8,410,358	8,913,117	11,691,230
公 債 費	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136	1,994,771	1,918,926	2,448,350
そ の 他	1,040,771	1,008,566	1,096,520	1,099,763	1,235,649	1,784,784	1,590,289
決 算 総 額	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691	72,029,432	68,528,979	67,825,905

(最終決算年度から7年間)

3 歳出

3.1.3 主な目的別経費の推移

歳出の中で例年高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



社会保障経費が多くを占める民生費は、引き続き増加しています。これは、子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などによる臨時的な要因もありますが、引き続き障害福祉サービス費や特別会計への繰出金などが増加していることも要因です。そのため、民生費の増加は今後も続くものと考えられます。

ニュータウン開発時には、道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小・中学校などの施設整備も集中して行なったため、土木費と教育費が歳出の中で高い割合を占めていました。現在は整備から、耐震化・老朽化による改修や補修などに移行しています。

なお、前年と比べ急増している年がありますが、民生費の平成8年度は総合福祉センター建設等によるもの、11年度は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもの、22年度は子どものための手当の拡充や生活保護費の増加によるもの、令和3年度は子育て世帯への臨時特別給付金支給事業によるものです。教育費の20年度は多摩第一小学校、27年度は多摩第二小学校の建替え、令和元年度は武道館及び陸上競技場の大規模改修工事等、令和4年度は多摩市立中央図書館整備事業によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

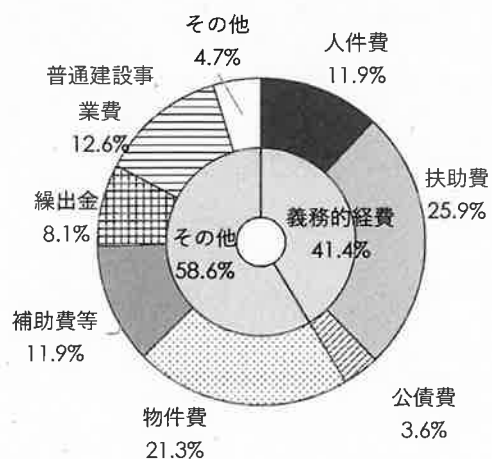
平成元年度ごろは3つの経費が同じくらいの規模でしたが、令和4年度は当時と比べ、土木費は0.6倍、教育費は1.7倍、民生費は4.8倍の規模に変わっています。

3 歳出

3.2 性質別経費の状況

3.2.1 性質別経費の増減等

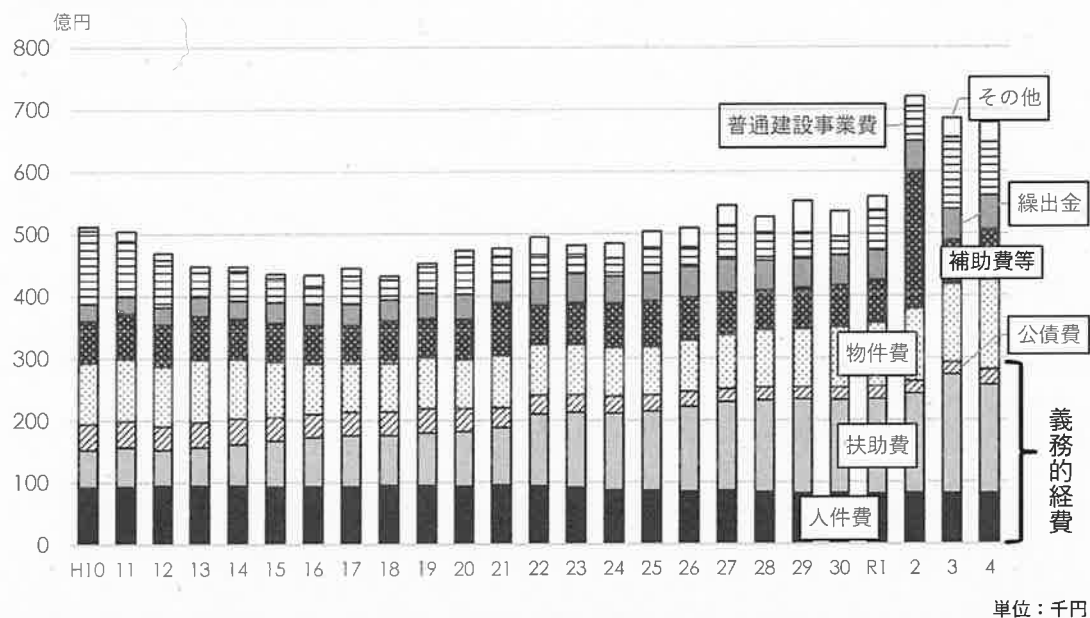
性質名称	R4決算額（千円）	性質別経費の内容
対前年増減額（千円）	対前年増減率	
人件費	8,072,697	職員の給与や議員、委員等の報酬などの経費です。 令和4年度は、組織の新陳代謝や給与支給者数の減等により職員給が減少したため減となりました。
▲ 49,853	▲0.6%	
扶助費	17,558,039	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等各種法令に基づき、被扶助者に対して支出する経費です。 令和4年度は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業で約18.8億円減少しました。
▲ 1,675,476	▲8.7%	
公債費	2,448,198	過去に借り入れた借金の返済にかかる費用です。 令和4年度は、地方債の元金の繰上償還を約2.6億円実施するなどにより増加しました。
529,272	27.6%	
物件費	14,436,346	委託料、使用料、消耗品費、光熱水費などです。 令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で約9.8億円、パルテノン多摩の指定管理料で約3.1億円増加しました。
1,890,408	15.1%	
維持補修費	320,496	施設や道路などを維持するための費用です。（増改築当は含みません） 令和4年度は、コミュニティセンター管理運営事業で約0.2億円減少しました。
▲ 19,386	▲5.7%	
補助費等	8,084,101	補助金や交付金、一部事務組合への負担金などです。 令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる国庫返還金で約5.2億円増加しました。
1,020,829	14.5%	
繰出金	5,523,720	一般会計から特別会計に支出される経費です。 令和4年度は、国民健康保険特別会計繰出金で約2.1億円増加しました。
480,527	9.5%	
普通建設事業費	8,514,393	道路の新設・改良、公共施設の改修などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるものです。 令和4年度は、複合文化施設等大規模改修事業で約59.3億円減少し、中央図書館整備事業で約31.9億円増加しました。
▲ 3,010,129	▲26.1%	
災害復旧事業費	0	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。 令和4年度の執行はありませんでした。
0	-	



性質別経費のうち、制度的に支出することが義務づけられていて、任意には削減できない人件費、扶助費、公債費のことを義務的経費といいます。これらの割合が高いほど財政の硬直度高まるとされており、新しい行政需要に対応することが難しくなります。令和4年度の決算総額に占める義務的経費の割合は約41.4%です。

3 歳出

3.2.2 性質別経費の推移

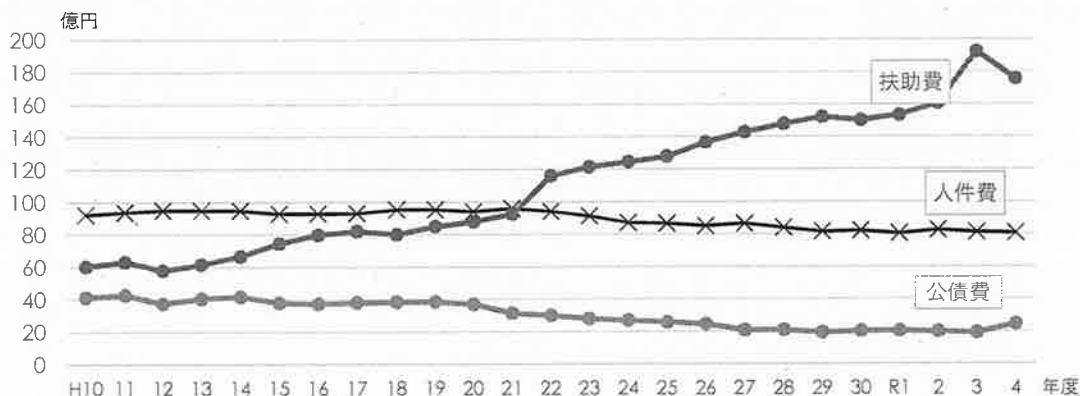


	H28	29	30	R1	2	3	4
人件費	8,406,395	8,165,896	8,213,274	8,051,237	8,242,641	8,122,550	8,072,697
扶助費	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942	16,047,521	19,233,515	17,558,039
公債費	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136	1,994,771	1,918,926	2,448,198
物件費	9,169,969	9,327,162	9,723,838	10,238,862	11,680,297	12,545,938	14,436,346
補助費等	6,386,040	6,664,488	6,692,622	6,810,935	22,058,279	7,063,272	8,084,101
繰出金	4,844,574	4,670,872	4,803,839	4,824,344	4,840,602	5,043,193	5,523,720
普通建設事業	4,481,474	4,166,070	3,071,658	6,457,169	5,562,490	11,524,522	8,514,393
その他	2,520,803	5,102,459	4,028,887	2,184,066	1,602,831	3,077,063	3,188,411
決算総額	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691	72,029,432	68,528,979	67,825,905

(最終決算年度から7年間)

3.2.3 義務的経費の内訳の推移

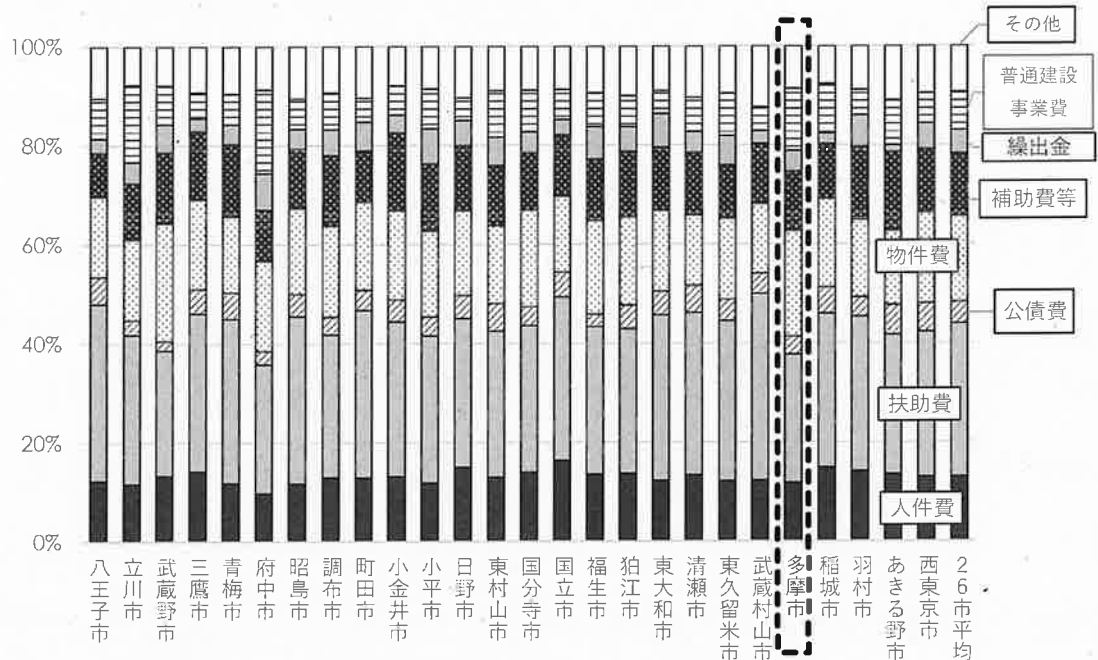
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいです。扶助費は、障がい者福祉や幼児教育・保育の無償化に係る経費の増などにより増加しています。



3 歳出

3.2.4 性質別経費の他市との比較

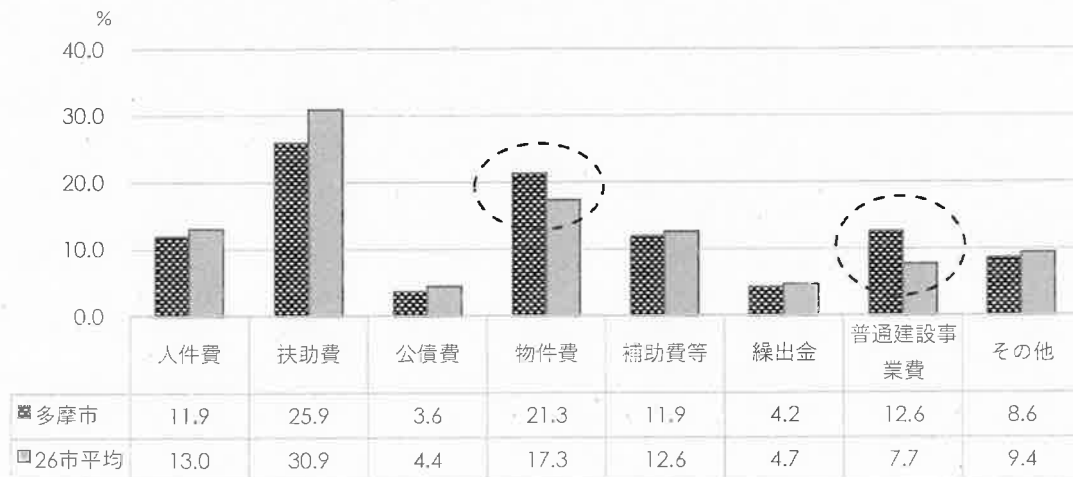
都内26市の性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。



3.2.5 性質別経費の他市との比較 その2

3.2.4で示した性質別経費の決算総額に対する割合を多摩市と26市平均とで並べて示したものです。

他市との比較で、令和4年度の多摩市は物件費と普通建設事業費の割合が大きいです。次ページ以降の性質別経費の分析で、それぞれの経費について説明しています。

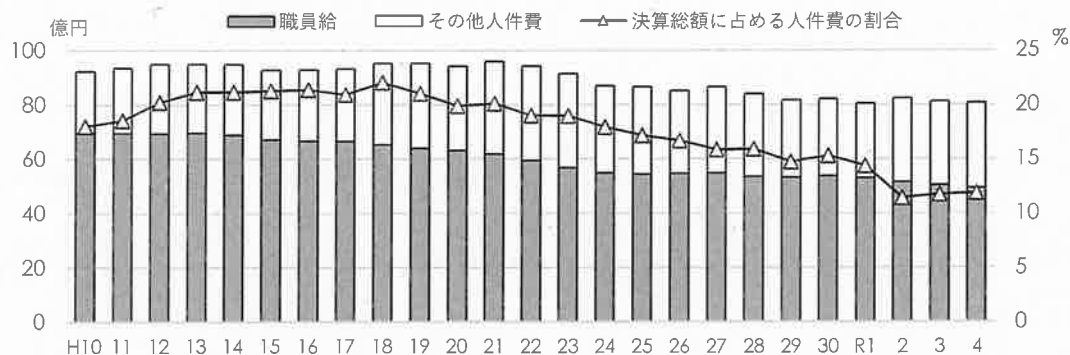


3 歳出

3.3 性質別経費の分析：人件費

3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移

人件費には、市職員の職員給のほか、市議会議員や会計年度任用職員の報酬等が含まれます。
令和4年度は、前年より約0.5億円、0.6%の減少となっています。これは、給与支給者数の減等により職員給が減少したことなどによるものです。
職員給は、過去、市職員の平均年齢の低下により減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。



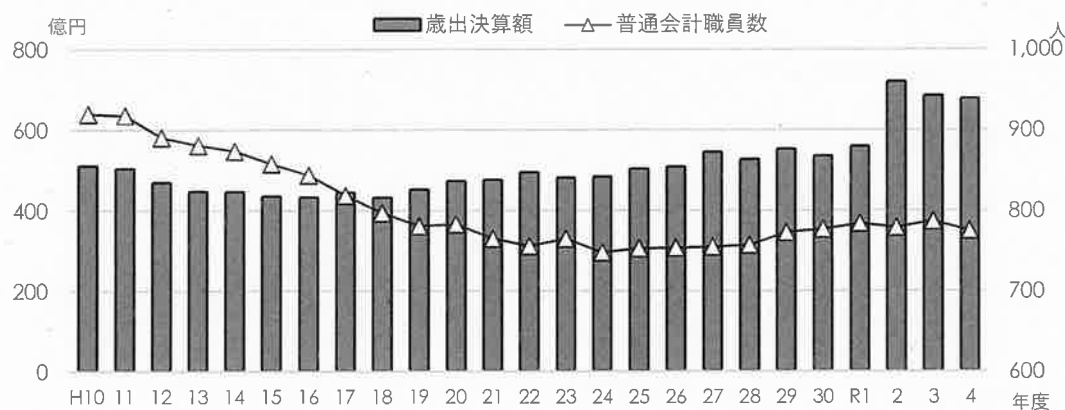
単位：千円、%

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
人件費	8,406,395	8,165,896	8,213,274	8,051,237	8,242,641	8,122,550	8,072,697
人件費のうち職員給	5,357,398	5,324,793	5,377,032	5,303,683	5,157,034	5,029,875	4,941,235
決算総額に占める人件費の割合	15.9	14.8	15.3	14.4	11.4	11.8	11.9

(最終決算年度から7年間)

3.3.2 多摩市の職員数の推移

職員数は、平成24年度を底として、行政需要の増加に伴い増加傾向になっています。



単位：千円、人

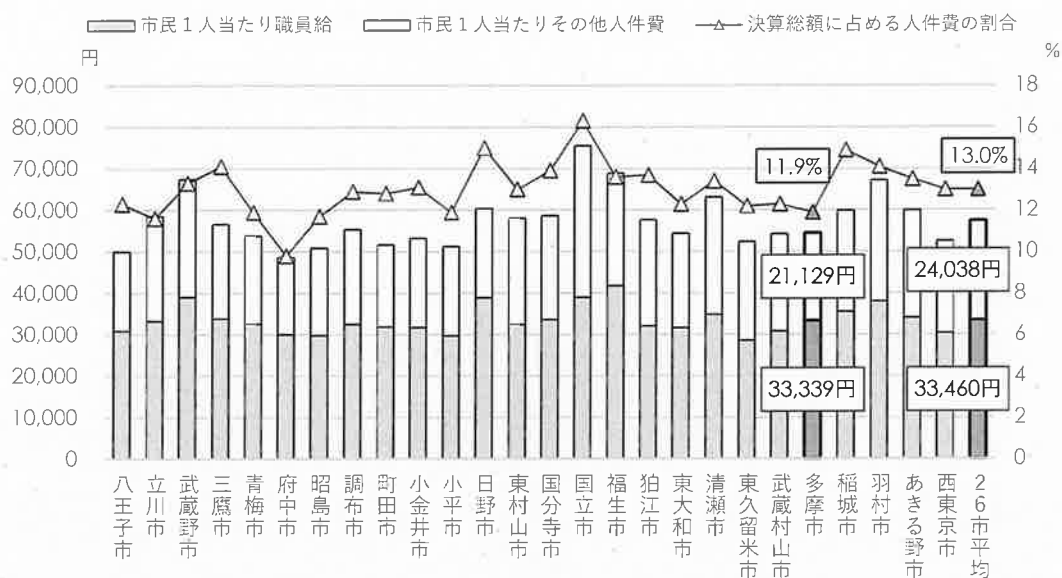
年度	H28	29	30	R1	2	3	4
決算総額	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691	72,029,432	68,528,979	67,825,905
普通会計職員数	757	773	777	784	779	787	775

(最終決算年度から7年間)

3 歳出

3.3.3 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合

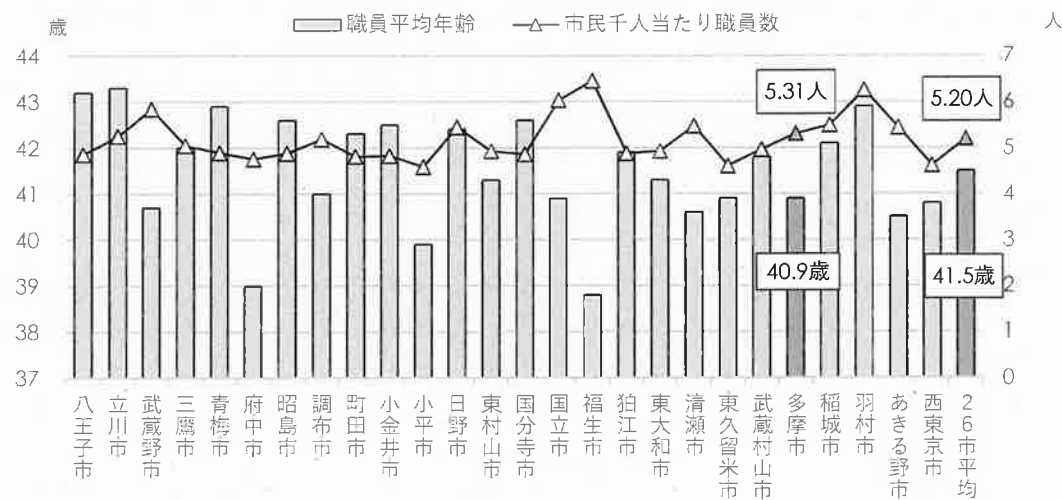
市民1人当たりの人件費は26市中で高い方から16位、市民1人当たりの職員給は、26市中で高い方から8位となっています。新陳代謝が進んできたこと等が要因で、26市平均と比べてほぼ同じとなってきたと考えられます。



3.3.4 26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数

多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、この時期に多くの職員を雇用しましたが、今はその世代が定年を迎えたことにより、急速に平均年齢が下がっており、平均年齢は高い方から26市中で17番目となっています。過去には平均年齢が高かったことにより、平均給与が高水準となっていました、現在は解消されています。

また、市民千人当たりの職員数は、多い方から9位と26市平均よりわずかに多くなっています。

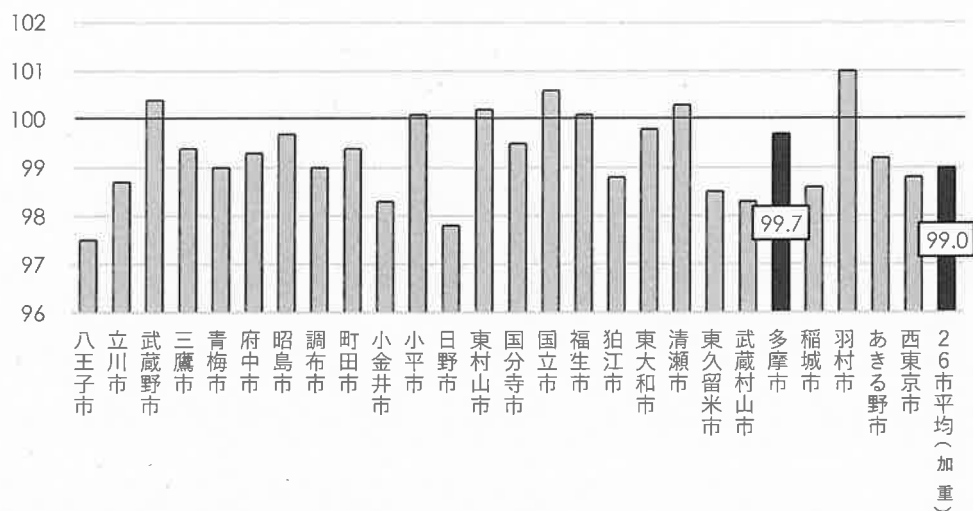


※ 職員数は総務省の「令和4年地方公共団体定員管理調査結果（令和4年4月1日現在）」を基に作成

※ 職員平均年齢数は総務省の「給与・定員等の調査結果」を基に作成

3.3.5 26市におけるラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国の給与水準を100とした場合の当該団体の給与水準を表したものです。
令和4年度は、組織の新陳代謝により前年度から0.1ポイントの減となりました。順位では、26市中で
指数の高い方から9位（昨年度11位）でした。



3 歳出

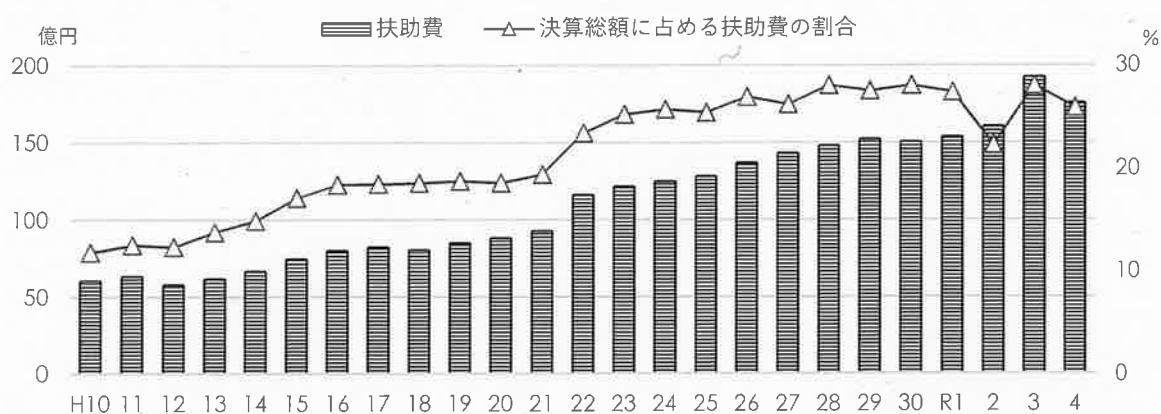
3.4 性質別経費の分析：扶助費

3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移

扶助費とは、生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉、医療に係る経費のことです。

近年急増していますが、令和4年度は約16.8億円減少しました。これは令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症経済対策のための子育て世帯への臨時特別給付金支給事業が18.8億円減少したことによるもので、障害福祉サービス費は引き続き増加しており、障がい者自立支援推進事業は2.2億円増加しています。一方で児童数の減により、児童手当支給事業は1.1億円減少しています。

扶助費の総額は、平成17・18年度に保育所運営費の性質区分を段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、平成22年度以降は、子ども手当制度（現児童手当制度）の開始や生活保護費、障害福祉サービス費の増により再び大きく増加しています。



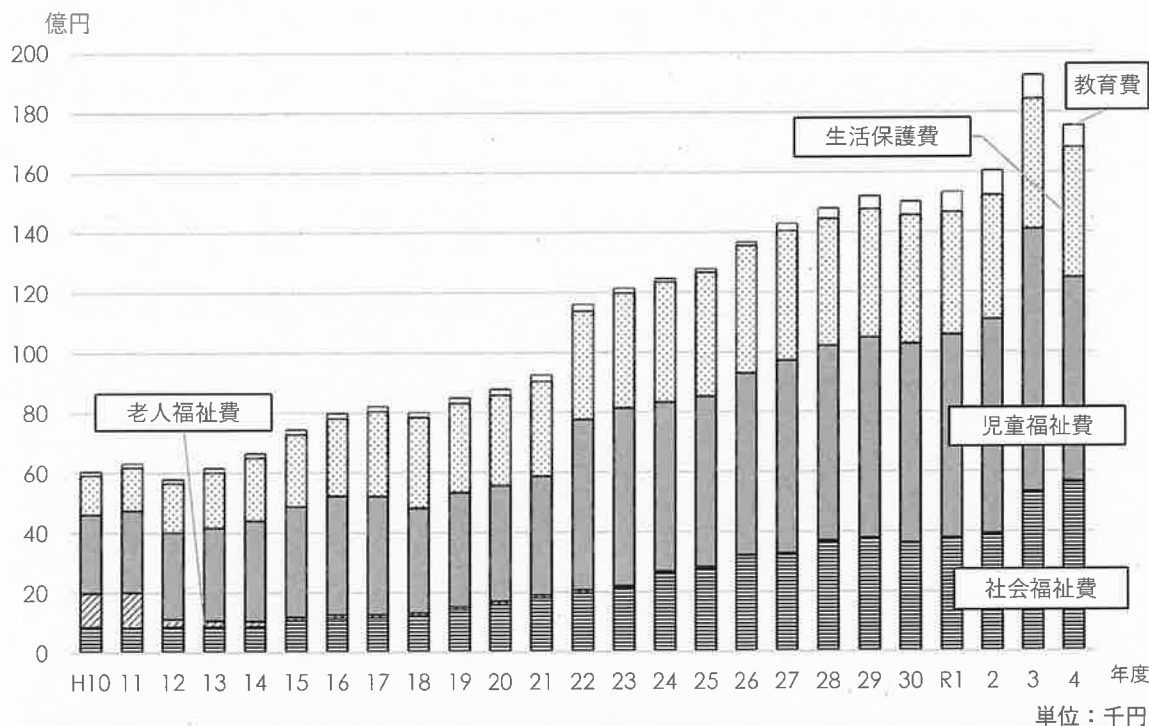
単位：千円、%

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
扶助費	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942	16,047,521	19,233,515	17,558,039
決算総額に占める割合	28.1	27.5	28.0	27.4	22.3	28.1	25.9

(最終決算年度から7年間)

3.4.2 扶助費の内訳の推移

平成12年度の老人福祉費、平成17・18年度の児童福祉費、平成19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、平成22年度の児童福祉費の制度改正に伴う増など、全体的に増加傾向が続いています。令和3年度の児童福祉費は新型コロナウイルス感染症対策である子育て世帯への臨時特別給付金、社会福祉費は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金によりそれぞれ一時的に増加したものです。令和4年度は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は継続して増要因となっていますが、子育て世帯への臨時特別給付金は終了し、大きな減要因となり、全体としては減少しています。



年度	H28	29	30	R1	2	3	4
社会福祉費	3,668,064	3,750,545	3,597,671	3,748,934	3,889,725	5,293,093	5,616,763
老人福祉費	39,786	40,687	39,345	41,381	36,952	41,162	42,368
児童福祉費	6,499,414	6,690,452	6,633,455	6,789,036	7,156,175	8,761,731	6,816,952
生活保護費	4,248,777	4,292,711	4,300,261	4,082,790	4,147,385	4,345,439	4,345,778
教育費	336,652	433,699	449,351	676,534	814,449	787,890	720,996
その他	4,784	6,069	8,116	6,267	2,835	4,200	15,182
計	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942	16,047,521	19,233,515	17,558,039

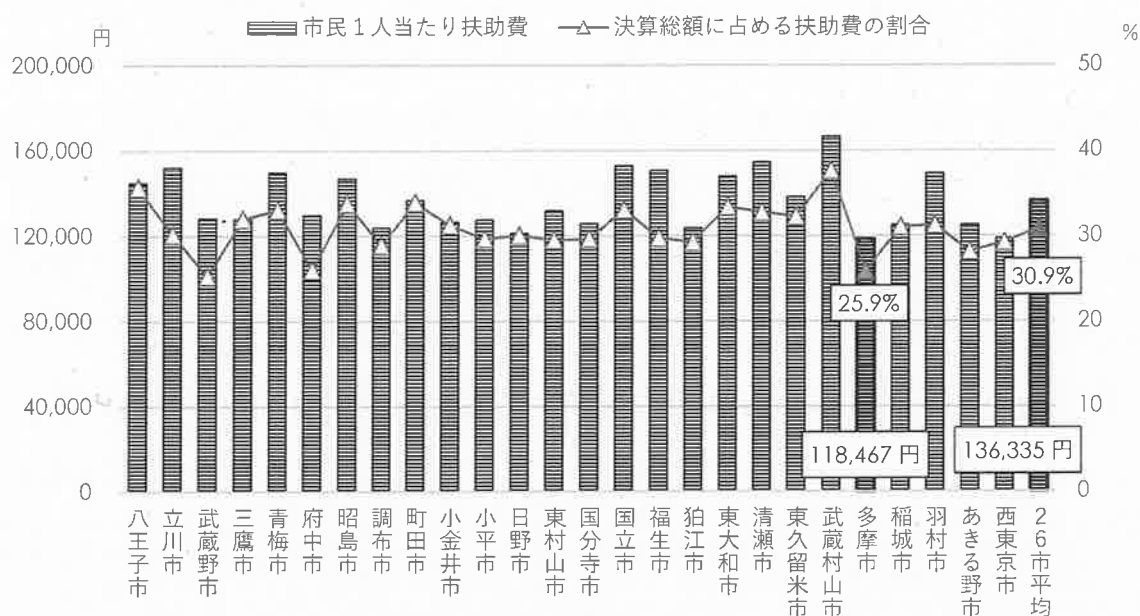
(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費＝ 障害者総合支援法の給付費などの福祉に係る経費
- 老人福祉費＝ 高齢者への生活支援などの高齢者福祉に係る経費
- 児童福祉費＝ 保育に係る給付費や児童手当などの子育てに係る経費
- 生活保護費＝ 生活困窮者に対する保護に係る経費
- 教育費＝ 幼稚園等に係る給付費や給食費援助、就学援助費などの教育に係る経費
- その他＝ 災害救助に係る経費や母子衛生などに係る経費

3 歳出

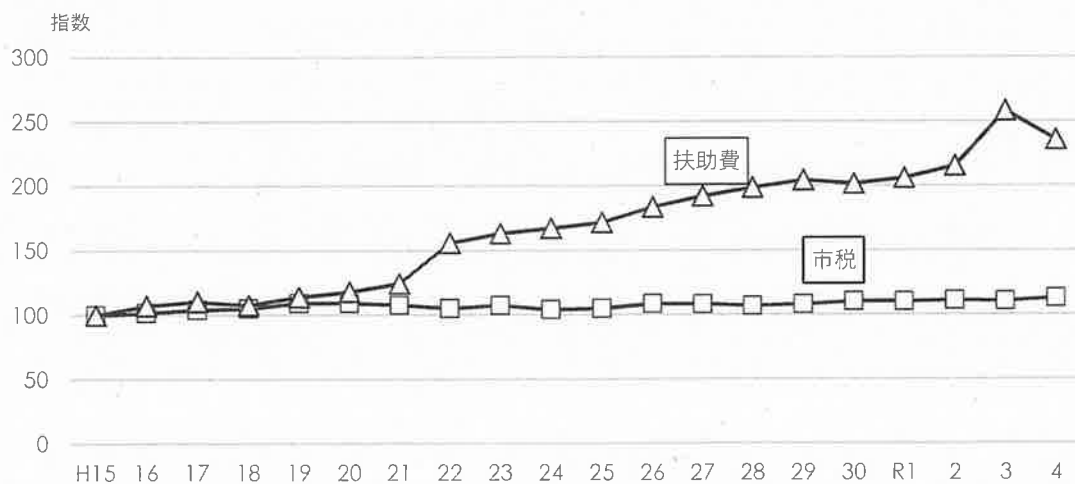
3.4.3 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合

市民1人当たりの扶助費は、26市の中で最も少なくなり、26市平均と比べて約1割以上少ない額となっています。



3.4.4 市税と扶助費の変動状況： 20年前を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、20年前の数値をそれぞれ100として、令和4年度までの20年間の推移を示したものです。市税は概ね横ばいとなっている一方、扶助費の伸びは大きく、約2.4倍になっています。令和3年度に臨時特別給付金があったため、令和4年度で減少していますが、経常的な扶助費は増加を続けています。



年度	H28	29	30	R1	2	3	4
市税	107	108	110	110	111	111	113
扶助費	199	204	202	206	215	258	236

(最終決算年度から7年間)

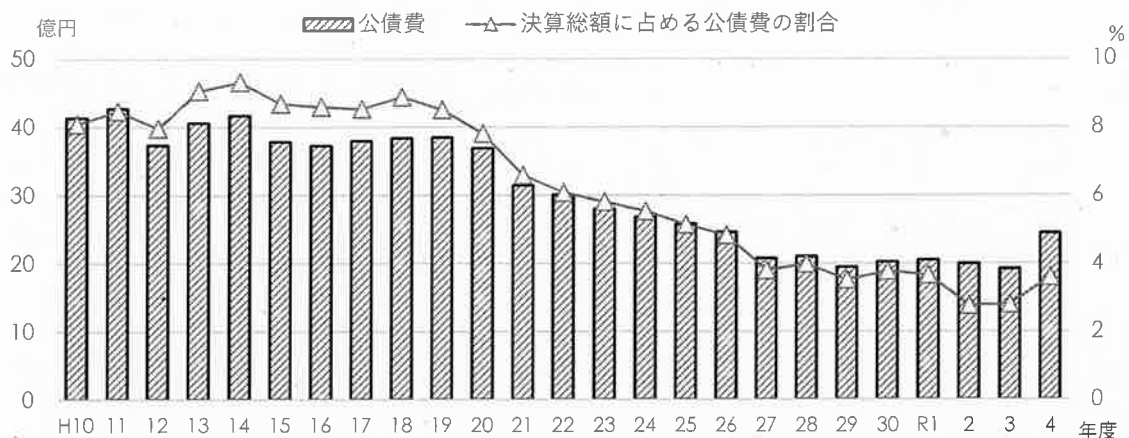
3 歳出

3.5 性質別経費の分析：公債費

3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移

公債費とは、過去に借りた地方債の償還にかかるお金のことです。

ニュータウン整備期に借入れた大規模な債務の償還が進んでいることに加えて、新規の地方債の発行抑制や繰上げ償還を行ったことなどにより減少傾向が続いていましたが、令和4年度は、後年度負担の軽減等のために繰上げ償還を行ったことで、増加しています。今後は、多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。

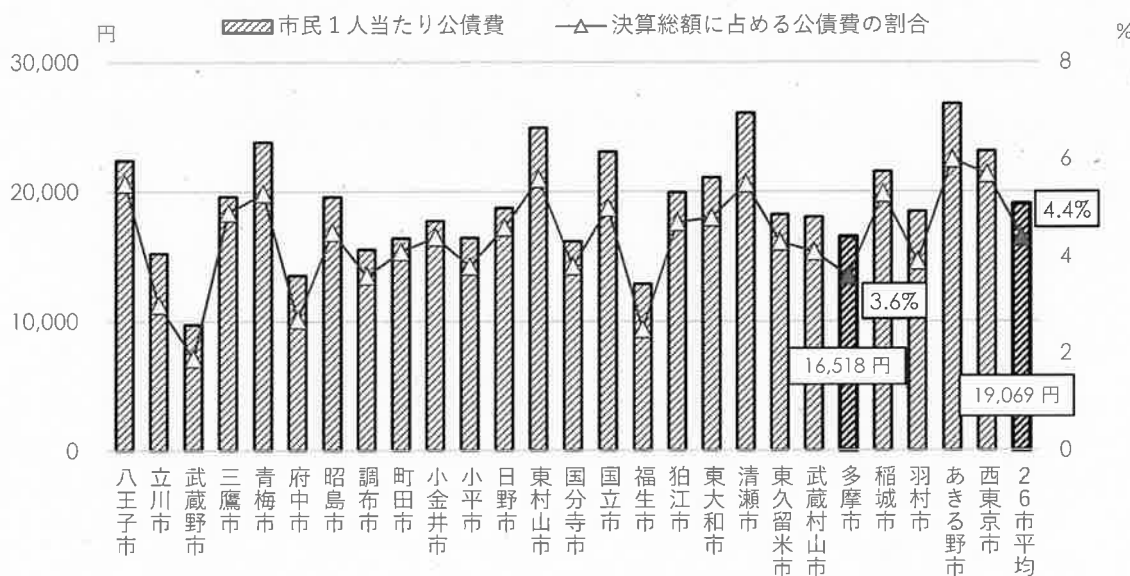


年度	H28	29	30	R1	2	3	4
公債費	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136	1,994,771	1,918,926	2,448,198
決算総額に占める割合	4.0	3.5	3.8	3.7	2.8	2.8	3.6

(最終決算年度から7年間)

3.5.2 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合

26市平均を下回る結果となりました。令和4年度は26市中で少ない方から数えて9位となっています。



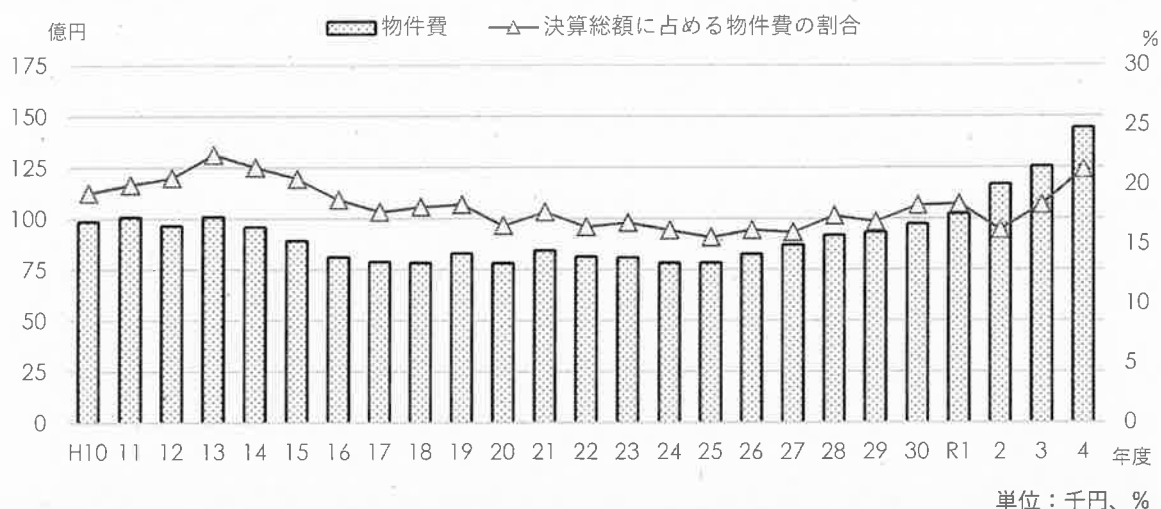
3 歳出

3.6 性質別経費の分析：物件費

3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移

物件費とは、他の性質に属さない消費的支出で、需用費、使用料、委託料などがあります。

平成13年度からは様々な削減努力により減少傾向でしたが、平成25年度からは民間委託化、予防接種の定期接種化などにより委託料の増加による影響が大きく、物件費は毎年度増加しています。令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る各種委託料や会場借上料の増、旧南永山小学校校舎等や旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等の解体工事、校務支援システムの更新、パルテノン多摩の再開館による指定管理料及び物価高騰の影響などにより約18.9億円増加しています。

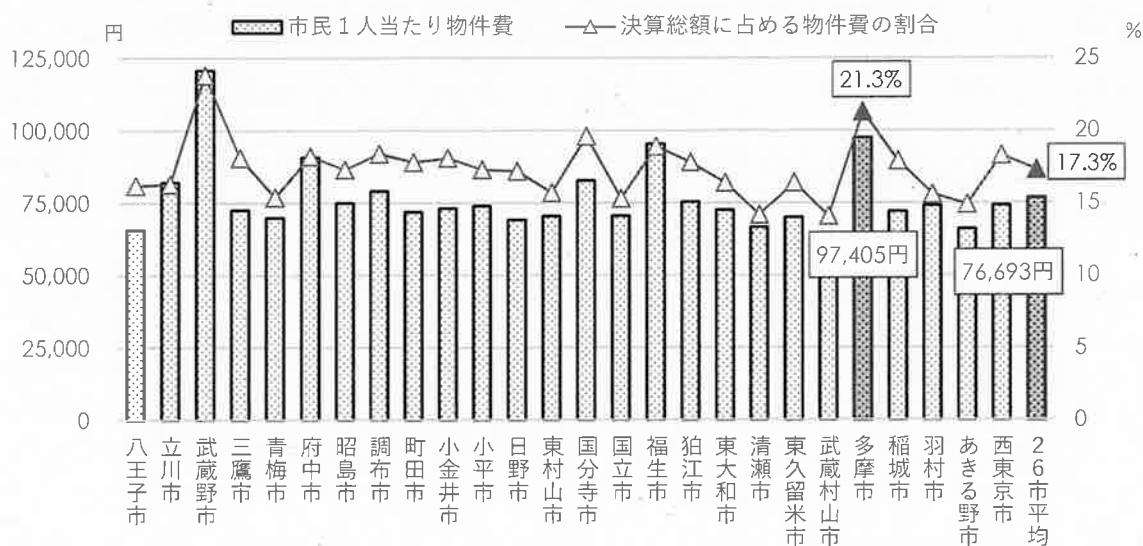


年度	H28	29	30	R1	2	3	4
物件費	9,169,969	9,327,162	9,723,838	10,238,862	11,680,297	12,545,938	14,436,346
決算総額に占める割合	17.4	16.9	18.2	18.3	16.2	18.3	21.3

(最終決算年度から7年間)

3.6.2 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために経費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。また、外部委託を積極的に活用していることもその理由の1つです。

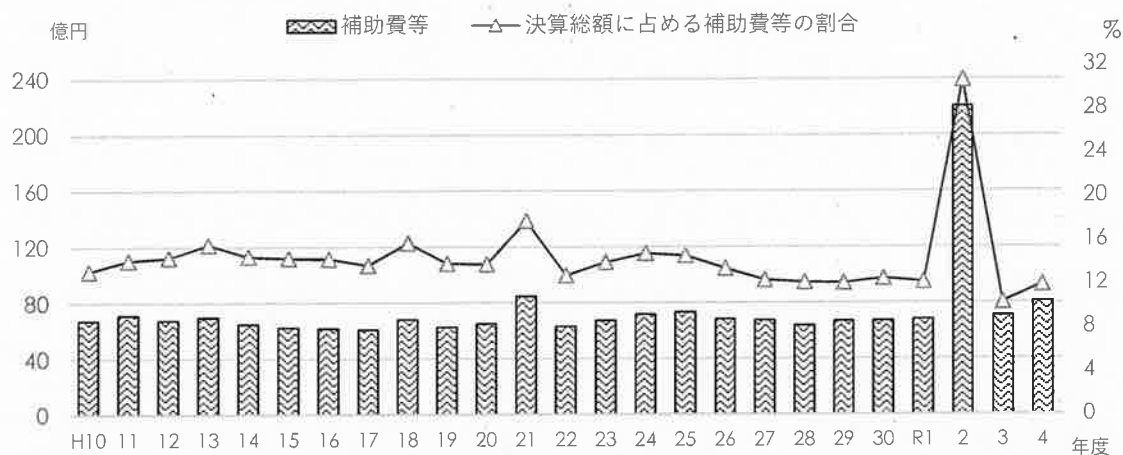


3 歳出

3.7 性質別経費の分析：補助費等

3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移

補助費等とは、市から他の地方公共団体や民間に対して行政上の目的により行う現金給付です。補助金や交付金、一部事務組合への負担金などがこれに当たります。過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。平成21年度は定額給付金、令和2年度は特別定額給付金の給付により大きく増加しています。令和4年度はコロナ対策関係の国都補助金の返還が増加しています。



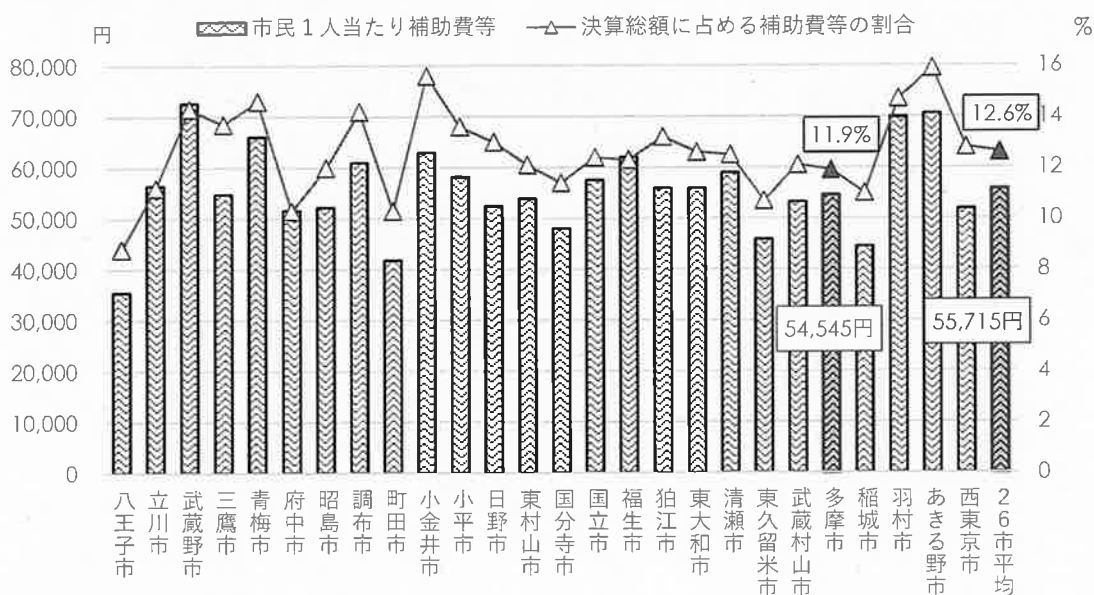
単位：千円、%

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
補助費等	6,386,040	6,664,488	6,692,622	6,810,935	22,058,279	7,063,272	8,084,101
決算総額に占める割合	12.1	12.1	12.5	12.2	30.6	10.3	11.9

(最終決算年度から7年間)

3.7.2 26市における市民1人当たりの補助費等と決算総額に占める割合

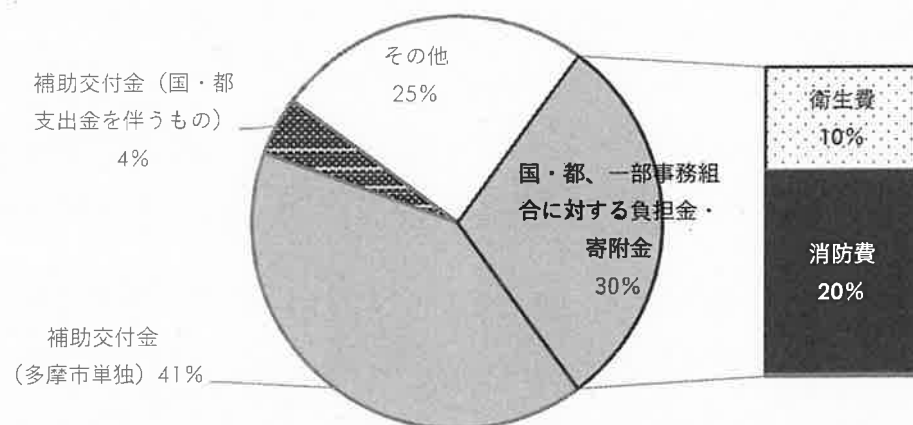
多摩市の補助費等については、下水道事業会計の公営企業化に伴う繰出金は他市と比べ低い水準にありますが、市単独で行った民生費関係への補助交付金が高い水準であるため、補助費等全体としては26市平均程度の水準となっています。



3 歳出

3.7.3 補助費等の内訳

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では決定できないものが例年多くを占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関わりが深く、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位：千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	計
一部事務組合に対する負担金等	807,381	6,065	5,788	8,828	828,062
国・都に対する負担金等	0	1,573,474	7,694	6,309	1,587,477
補助交付金 (多摩市単独)	67,962	750	2,657,748	555,965	3,282,425
補助交付金 (国・都支出金を伴うもの)	0	0	315,471	51,191	366,662
その他の負担金等	6,093	51,954	15,171	145,906	219,124
その他	581,844	2,162	708,537	507,808	1,800,351
計	1,463,280	1,634,405	3,710,409	1,276,007	8,084,101

※「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

※「国・都に対する負担金等」は主に東京消防庁に常備消防を事務委託している経費です。

※「補助交付金 (多摩市単独)」の約81%は民生費で、更にそのうちの約48%が民間保育所の安定的な運営と充実のための補助です。

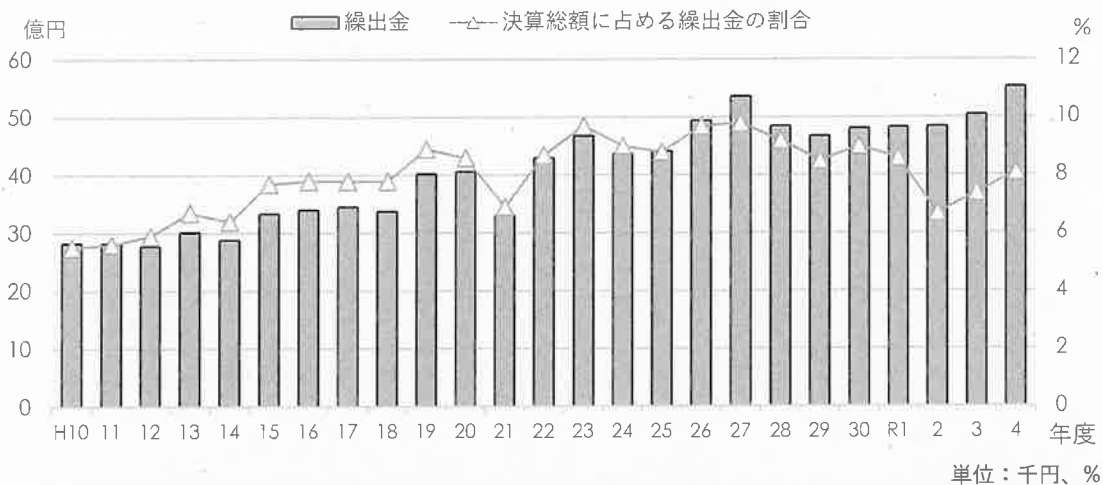
3 歳出

3.8 性質別経費の分析：繰出金

3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移

繰出金は、一般会計から特別会計に支出する経費です。

社会保障経費である、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計への繰出金の総額は、昨年度と比べ増加しています。国民健康保険特別会計への繰出金は保険税率の引き上げや被保険者数の減少などにより減少傾向でしたが、近年、一人当たり医療費の増により増加しています。介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金は高齢化により増加傾向です。

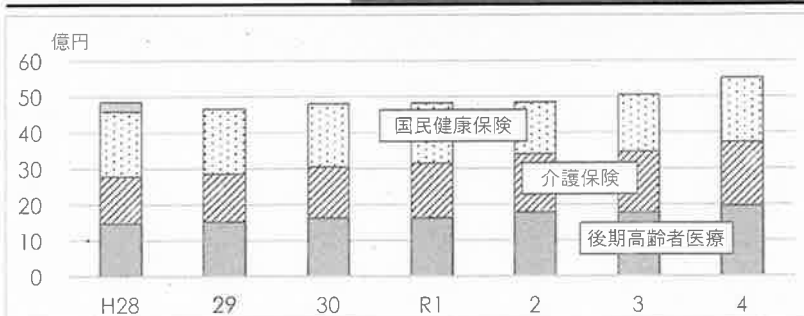


年度	H28	29	30	R1	2	3	4
繰出金	4,844,574	4,670,872	4,803,839	4,824,344	4,840,602	5,043,193	5,523,720
決算総額に占める割合	9.2	8.5	9.0	8.6	6.7	7.4	8.1

(最終決算年度から7年間)

会計毎の内訳 (上段は決算額、下段は構成比)

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
下水道事業	254,718 5.3%	※1					
国民健康保険	1,804,671 37.2%	1,807,944 38.7%	1,754,218 36.5%	1,630,369 33.8%	1,438,018 29.7%	1,583,007 31.4%	1,789,905 32.4%
介護保険	1,303,651 26.9%	1,337,600 28.6%	1,415,874 29.5%	1,514,939 31.4%	1,614,357 33.4%	1,692,738 33.6%	1,768,431 32.0%
後期高齢者医療	1,457,413 30.1%	1,525,328 32.7%	1,633,747 34.0%	1,679,036 34.8%	1,788,227 36.9%	1,767,448 35.0%	1,965,384 35.6%
介護保険サービス事業	24,121 0.5%	※2					

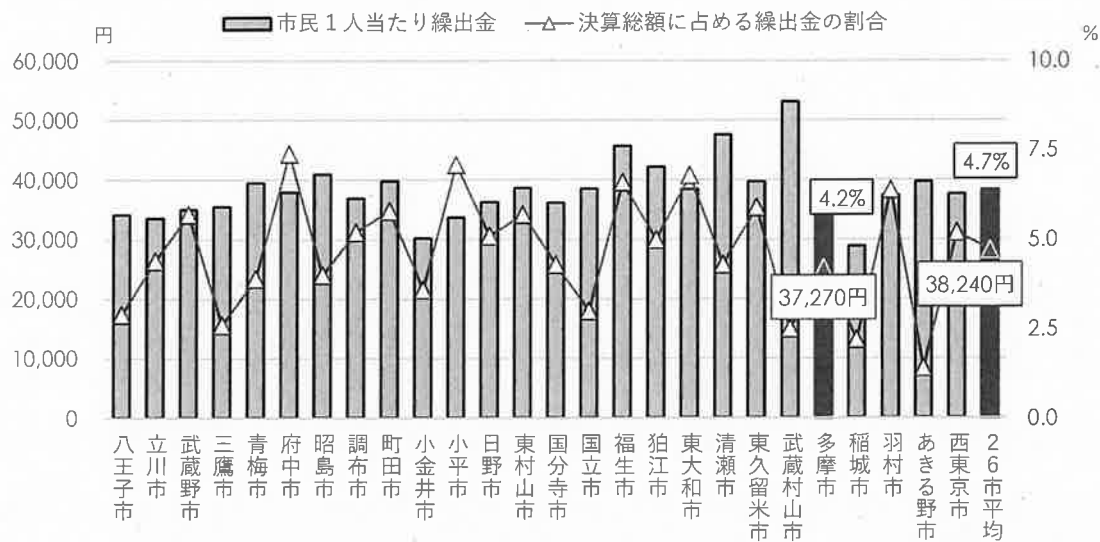


※1 平成29年度に地方公営企業法を適用したことに伴い、性質が繰出金から補助費等に変更となりました。

※2 介護保険サービス事業特別会計は平成25年度をもって終了し、地方債の償還等も平成28年で終了しました。

3.8.2 26市における市民1人当たりの繰出金と決算総額に占める割合

決算総額に占める割合は、26市中で少ない方から9位となり、26市平均よりも低くなっています。



4 基金・地方債・債務負担行為

4.1 基金の状況

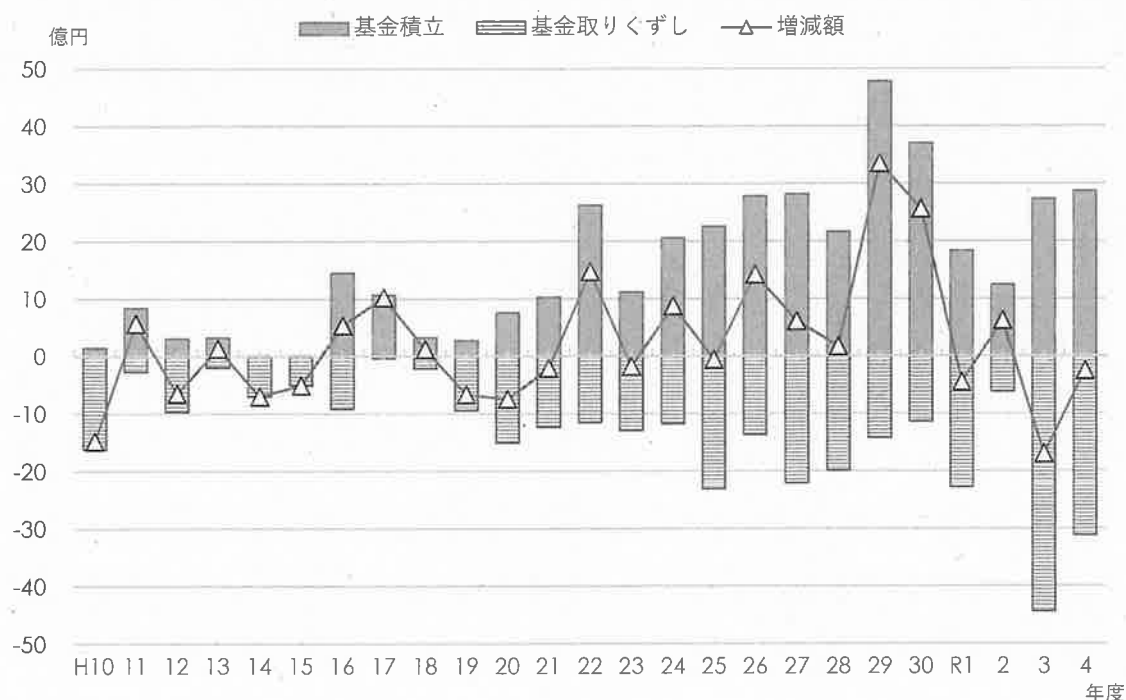
市の貯金を「基金」といいます。基金には特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てるために設置された「特定目的基金」、財源の不足を補うために資金を積み立てる「財政調整基金」があります。これらの基金にお金を積み立てる経費を「積立金」、貯金を下ろすことを「取りくずし」といいます。財政状況が厳しくなると、財政調整基金への積立金は減少し、基金取りくずしが増加します。

令和4年度は、中央図書館の建設工事に都市計画基金の取りくずしを11億円行いましたが、令和3年度はパルテノン多摩の改修工事に33.2億円の取りくずしを行っているため、取りくずし額は前年度に比べ大幅に減少しました。基金全体では計約31.2億円を取りくずした一方、決算剰余金の一部（次頁参照）と予算執行の工夫などにより生み出した差金を基金に積み立て、積み立て総額は基金全体で約28.7億円となりました。

4.1.1 基金の積立と取りくずし状況の推移

近年の積立要因としては、平成26年度は市税や税連動交付金が増額となったこと、平成27年度は多摩清掃工場第二期施設建設工事損害賠償金返還金を積み立てたこと、平成29・30年度は旧西愛宕小学校用地の売却収入や今後予定される施設の大規模改修工事等に備えるため基金を積み立てたこと等があります。一方、取りくずし要因としては、平成28年度は多摩第二小学校などの小学校建替工事に充てるための公共建築物等整備保全基金、令和元年度は武道館及び陸上競技場改修工事のため、令和3年度はパルテノン多摩の改修工事のために都市計画基金の取りくずしを行ったこと等があります。

令和4年度は、中央図書館の建設工事等に都市計画基金の取りくずしを行いました。



単位：千円

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
基金積立	2,160,679	4,780,326	3,703,477	1,832,849	1,240,784	2,737,181	2,867,915
基金取りくずし	1,991,209	1,424,830	1,138,582	2,282,165	618,902	4,437,768	3,120,261

(最終決算年度から7年間)

4 基金・地方債・債務負担行為

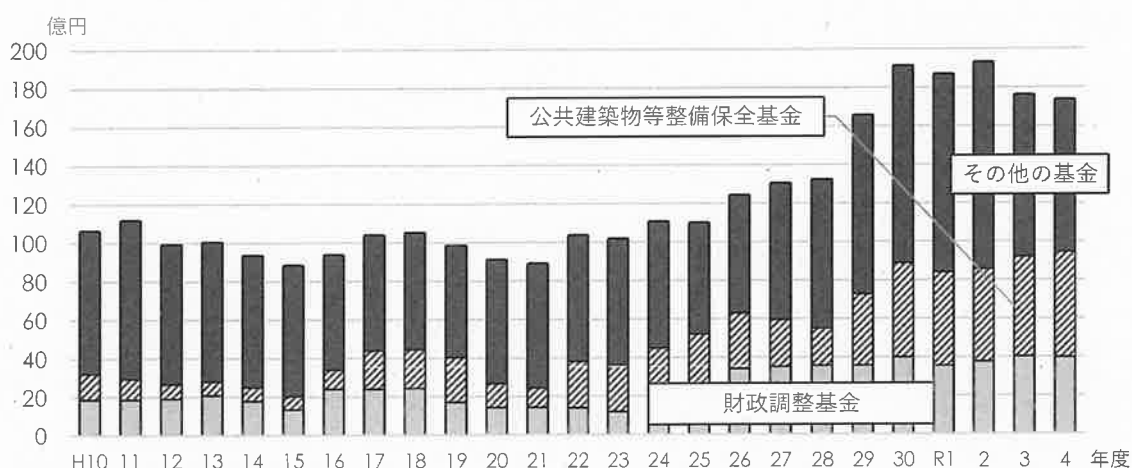
4.1.2 基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。一定の残高が確保されていないとその機能を果たすことができません。決算剰余金や執行段階での工夫・精査により生み出した財源を年度末に積み立てるなどの取り組みにより、基金の見直し方針で定めた目標額約30億円（標準財政規模の1割程度）を維持しています。

「公共建築物等整備保全基金」は、本市の公共施設及び都市基盤の整備保全に充てることを目的とする基金です。今後の公共施設などの大規模改修等を見据え、計画的な積立てを行っていきます。

「その他の基金」は、都市計画基金や福祉基金などの特定目的基金です。また、令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策基金を設置していました。

令和3年度、4年度は、パルテノン多摩の改修工事や中央図書館の建設工事に、計画的に積立を行っていた都市計画基金を大きく取りくずしたため基金残高は減少しました。



積立基金の各年度末現在高

単位：千円

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
財政調整基金	3,563,367	3,562,459	4,003,069	3,557,195	3,751,627	4,033,548	3,976,046
公共建築物等整備保全基金	1,940,298	3,718,176	4,891,323	4,844,453	4,819,472	5,180,301	5,460,014
その他の基金	7,722,809	9,301,335	10,252,473	10,295,901	10,748,332	8,404,995	7,930,438
計	13,226,474	16,581,970	19,146,865	18,697,549	19,319,431	17,618,844	17,366,498

(最終決算年度から7年間)

〔コラム〕 決算剰余金と財政調整基金

決算剰余金（前年度繰越金）とは、歳入歳出決算額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支の黒字額のことです。一般的には標準財政規模（※）の3%から5%程度が適当であるとされています。令和4年度決算額は、標準財政規模（32,000,535千円）に対し7.8%となりました。これは、税や税連動交付金の予算と決算の差額が増えたこと、国や都の支出金に余剰が生じたこと（この分は翌年度に返還します）などによります。

本市では、前年度決算額の確定を踏まえ、例年9月議会で決算剰余金の処分に関する予算処理を行っています。地方財政法の規定に沿い、決算剰余金の1/2以上を地方債の繰上償還又は、基金への積立てを行うほか、国・都支出金の精算に伴う返還金や補正予算編成の財源としています。

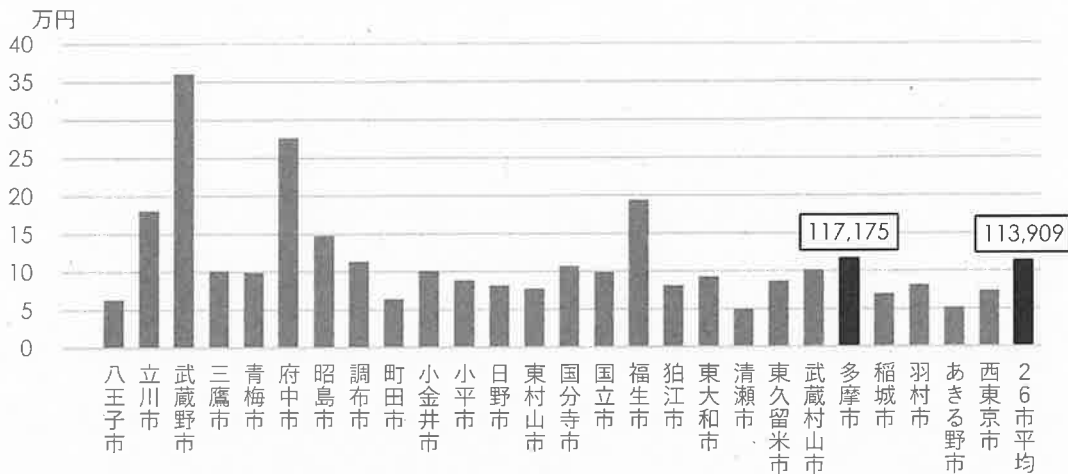
令和4年度決算剰余金は24.9億円となり、上記の規定に沿い、財政調整基金の積立と地方債の繰上償還を合わせて12.5億円を9月議会で予算計上する予定となっています。また、令和5年度における令和4年度の国都支出金精算に伴う返還金は現時点で9.9億円を見込んでいます。

※標準財政規模とは、地方税、普通交付税、地方譲与税等の一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

4 基金・地方債・債務負担行為

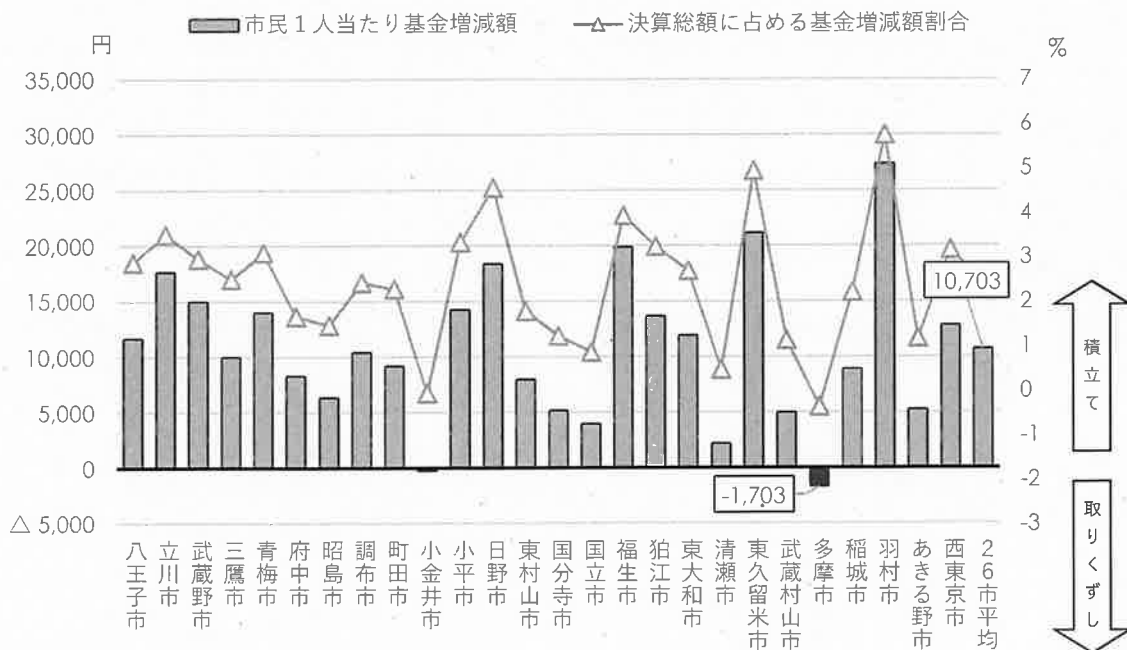
4.1.3 26市における市民1人当たりの基金残高

市民1人当たりの基金残高（積立基金・定額運用基金の合計額）は、26市中で多い方から6位となり、26市平均を上回る額になっています。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



4.1.4 26市における市民1人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合

令和4年度の市民1人当たりの積立基金増減額は、マイナスとなりました。これは、中央図書館の建設工事に都市計画基金を11億円充当したことなどによります。



4.2 地方債・債務負担行為の状況

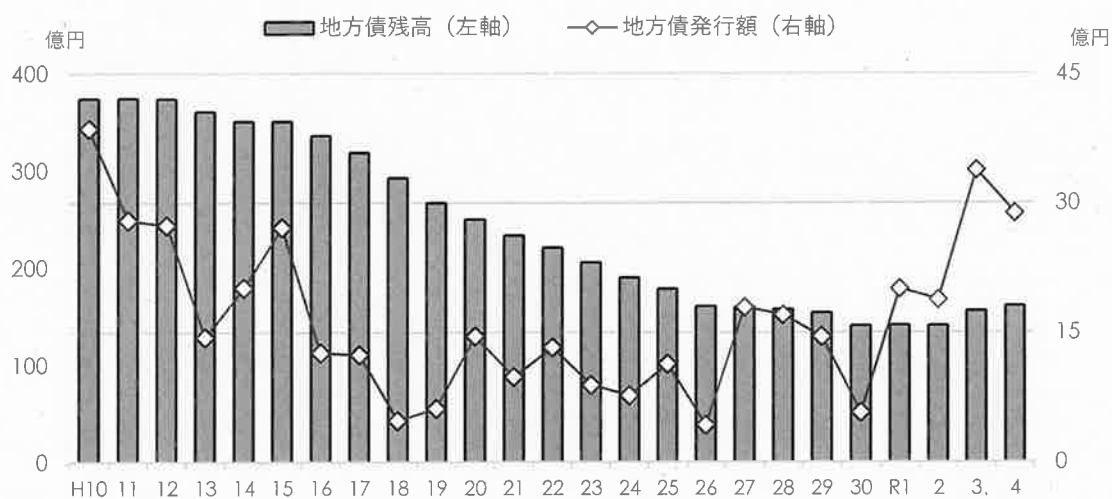
「地方債」は市の借金に例えられます。公共施設の整備や更新には、一時的に大きな財政負担が生じるため、その年度の収入だけで賄おうとすると、他の事業の財源が不足します。また、公共施設は長く使用するため、使用する世代も応分の負担をすることで、世代間負担の公平性が図られます。これらの観点から、普通建設費を対象として、地方債を発行しています。

一方、「債務負担行為」は分割払いに例えられ、複数年にわたり支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行う場合のほか、機器のリースやごみの収集委託など複数年の契約を結ぶ場合などに設定します。

4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移

地方債残高は、平成8年度に総合福祉センターの整備等の借入により大幅に増加し、高い水準で推移しましたが、その後は減少に転じ、現在はピーク時（平成11年度）の半分以下となっており、近年はほぼ横ばいに推移しています。地方債発行額は、令和3年度にパルテノン多摩等の大規模改修工事により大きく増加し、令和4年度も、中央図書館の建設工事等に地方債を発行したことにより、発行額全体は大きくなっています。

今後多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。



単位：千円

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
地方債残高	15,714,810	15,358,403	14,024,838	14,079,191	14,042,629	15,561,318	16,038,098
地方債発行額	1,707,800	1,452,300	571,100	2,004,600	1,882,100	3,379,400	2,879,800

(最終決算年度から7年間)

〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度で賄うのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」や道路などの公共施設は、数十年にわたって使っていきます。

そのため、公共施設の整備や更新に必要な財源は、現役世代だけでなく、その公共施設を使用する将来世代にも負担してもらうのが公平と考えることができます。このことを「世代間の公平負担」といいます。

地方債は、単に不足する財源の穴埋めをするだけではなく、「世代間の公平負担」を確保するという側面もあります。とはいえ、現役世代が借金をしすぎて将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、計画的な借入れと返済が求められます。

4 基金・地方債・債務負担行為

(資料) 令和4年度に発行した地方債一覧

事業名	発行額(千円)	利率(%)	借入年数(年)	元利償還額(円)
旧南永山小学校校舎・体育館等解体工事事業債	170,000	0.2	10	172,070,191
連光寺複合施設大規模改修工事事業債	70,000	0.3	10	71,070,630
鶴牧・落合・南野コミュニティセンター改修工事事業債	130,000	0.3	10	131,988,302
旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等解体工事事業債	110,000	0.2	10	111,339,535
資源化センタープラント設備改修工事事業債	70,000	0.4	10	71,460,505
聖ヶ丘小学校大規模改造事業債	45,000	0.7	15	47,613,491
中学校空調設備設置工事事業債	14,800	0.2	5	14,879,533
関戸公民館改修工事事業債	70,000	0.2	10	70,852,432
多摩市立中央図書館建設工事事業債	2,200,000	0.35	15	2,260,878,603
合計	2,879,800			2,952,153,222

4 基金・地方債・債務負担行為

4.2.2 債務負担行為の推移（債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、一般財源で支払う額の推移）

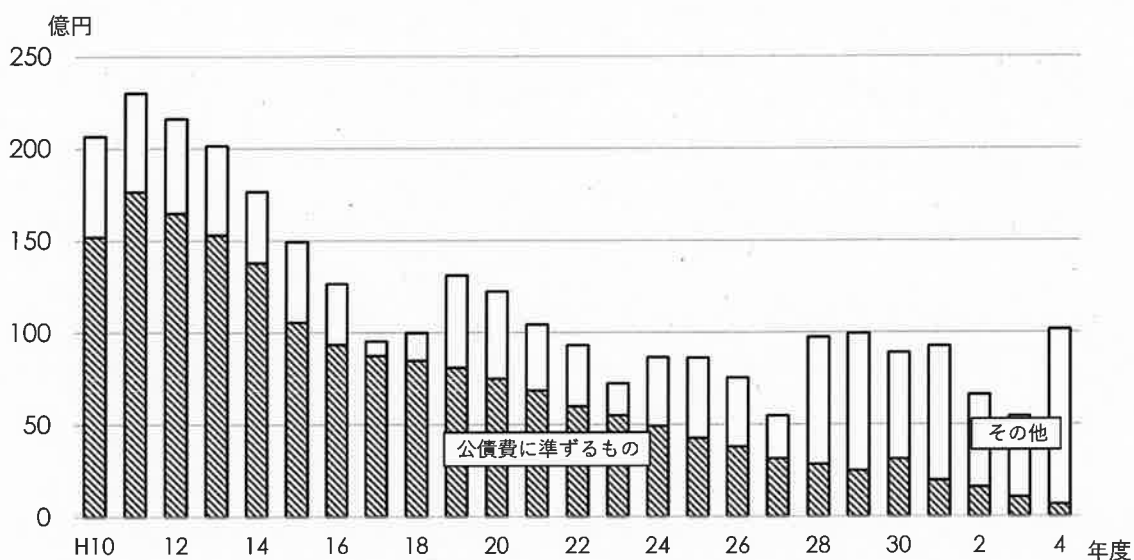
債務負担行為には、土地や建物等の資産を分割して購入する「公債費に準ずるもの」と長期の業務委託契約などの「その他」の2つに大別できます。

「公債費に準ずるもの」は、ニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため、過去には非常に多かったものの、解消が進んでいます。

「その他」は周期的に増減を繰り返しますが、これはごみの収集や給食調理等の長期契約を結んだ年は増加し、年々減少するためです。

ここでは、市の実質的な負担額を見るため翌年度以降の支出予定額のうち、国や都の補助金や地方債を除いた一般財源等で支払う予定の額を記載しています。

令和4年度は、「公債費に準ずるもの」は、該当するニュータウン整備に係る債務負担行為の解消がさらに進んだことにより減少し、「その他」については、ごみの収集等に係る長期契約を結んだため、全体としては大きく増加しました。



年度	H28	29	30	R1	2	3	4
公債費に準ずるもの	2,833,023	2,479,904	3,103,440	1,959,429	1,583,358	1,045,772	649,801
その他	6,901,564	7,463,959	5,783,478	7,306,091	5,035,955	4,401,258	9,494,906

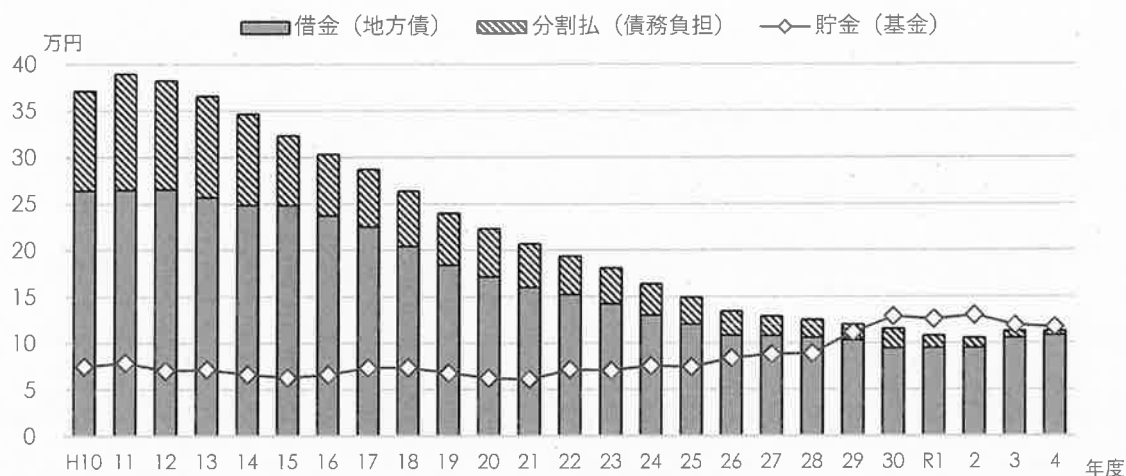
（最終決算年度から7年間）

4 基金・地方債・債務負担行為

4.2.3 市民1人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移

地方債の残高と、債務負担行為のうち公債費に準ずるものの翌年度以降支出予定額の合計が、将来世代が負担する借金や分割払いの額といえます。これらの額と、貯金の額と言える基金残高について、市民一人当たりの額を算出しました。

近年は、貯金が借金及び分割払いの合計額を超えています。今後、多くの公共施設の更新時期を迎えるため、借金及び分割払いの合計額は貯金よりも大きくなる見込みです。引き続き借金の抑制に努め健全な財政運営を図ります。



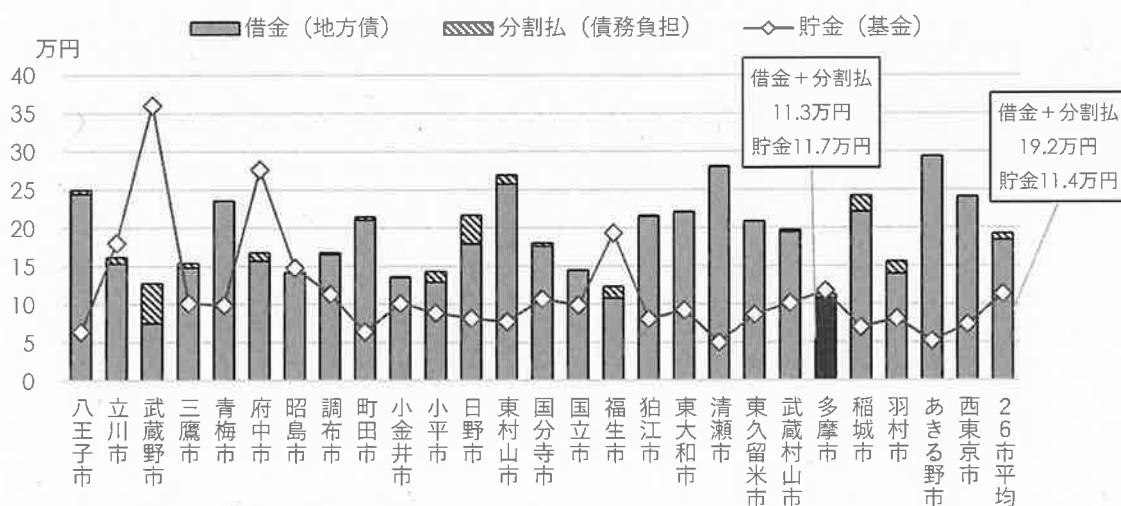
単位：円

年度	H28	29	30	R1	2	3	4
借金（地方債）	105,816	103,268	94,322	94,604	94,577	105,480	108,212
分割払い（債務負担）	19,076	16,675	20,872	13,166	10,664	7,089	4,384
貯金（基金）	89,061	111,495	128,769	125,636	130,116	119,427	117,175

（最終決算年度から7年間）

4.2.4 26市における市民1人当たりの貯金と借金・分割払い

市民1人当たりの貯金（基金）から借金・分割払い（地方債・債務負担行為）を差し引いた金額の幅について、26市平均はマイナス7万8千円です。多摩市はプラス5千円で6番目に大きい差引幅となっています。



5 財政指標

自治体の財政状況を判断する目安を財政指標といいます。

主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。

平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

5.1 財政力指数

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

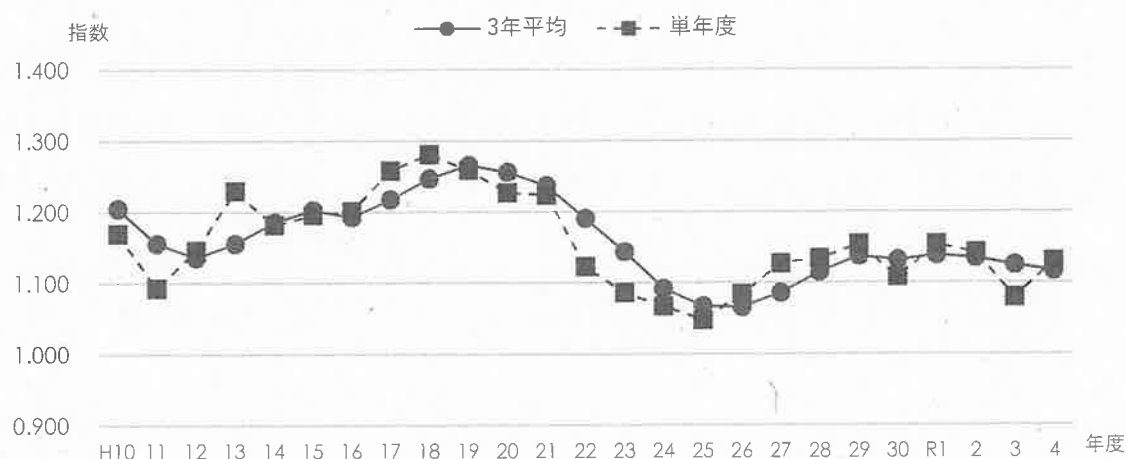
※「基準財政需要額」…普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮定の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げた、いわばモデル計算です。

※「基準財政収入額」…普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

5.1.1 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。単年度指数は平成5年度以降1.2前後と高い水準で推移していましたが、平成18年度をピークに平成25年度まで減少が続き、近年では1.1前後となっています。

令和4年度は、税収等の増加により単年度指標は増加しましたが、3年平均は前年度と比べ減少しました。



年度	H28	29	30	R1	2	3	4
3年平均	1.115	1.138	1.132	1.139	1.135	1.125	1.117
単年度	1.134	1.154	1.108	1.154	1.142	1.079	1.130

(最終決算年度から7年間)

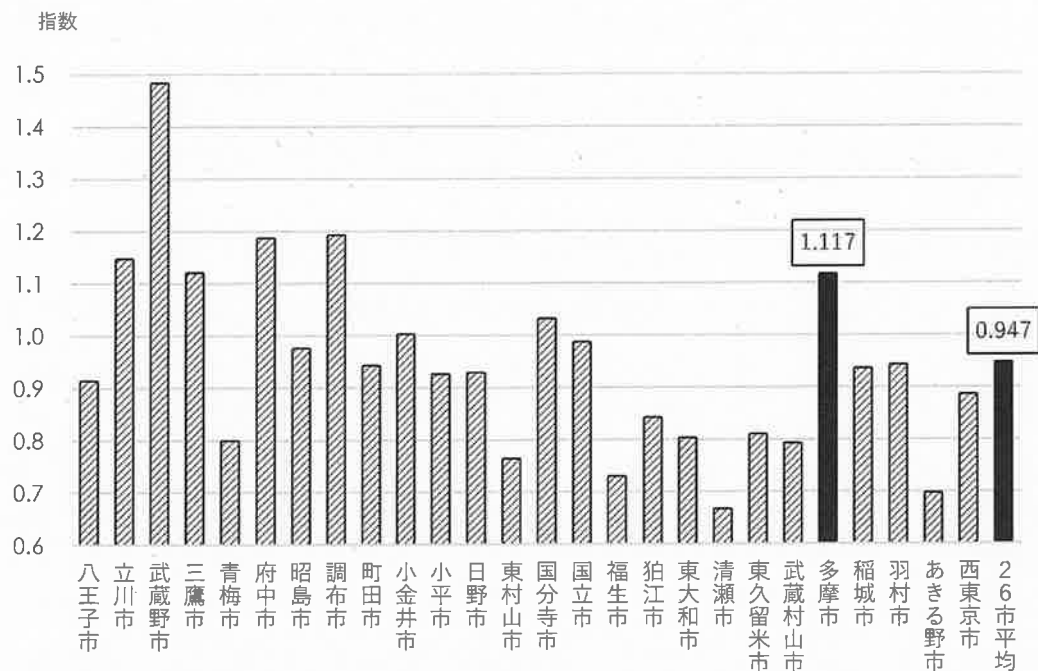
5 財政指標

5.1.2 26市の財政力指数

令和4年度における多摩市の財政力指数は1.117（3年平均）です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は26市中「6位」で、26市平均と比べ高い数値となっています。

なお、単年度の財政力指数が「1」以上の場合、普通交付税は交付されません。

単年度の財政力指数が1以上の団体は、26市では多摩市を含め10市です。また、全国1,765団体（都道府県及び市町村）では、4.1%にあたる73団体です。



5 財政指標

5.2 公債費負担比率

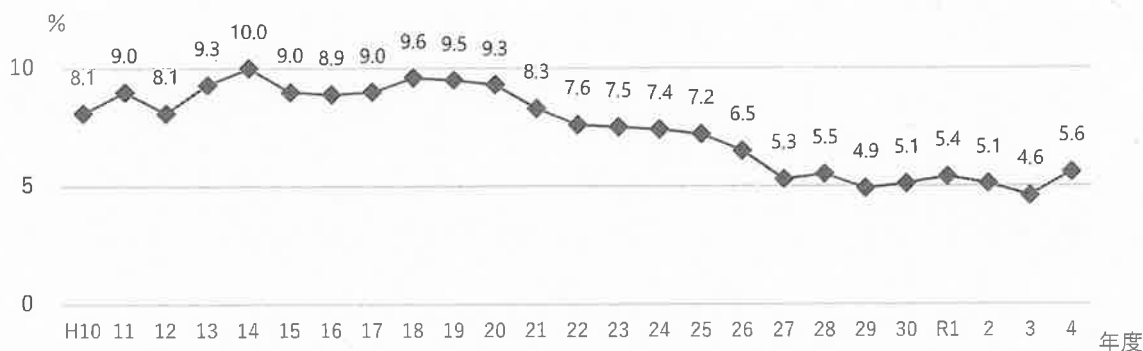
公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、一般財源の総額に対して、公債費（借入金の返済）に充てている一般財源の割合を示したものです。この比率が高くなると、財政硬直化の兆候といえます。一般的に15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号と言われています。地方債を発行する際には後年度負担の増加に十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。

5.2.1 公債費負担比率の推移

令和4年度は5.6%で前年度に比べて1.0ポイント上昇しました。近年はほぼ横ばいで推移していますが、大規模公共施設の更新等により借入が増えるため、今後は少しずつ上昇していく見込みです。

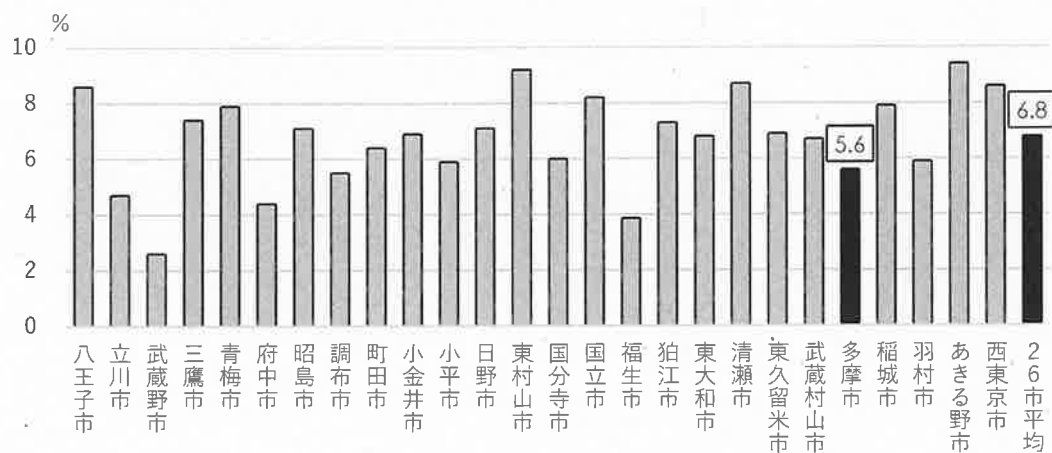
○ 計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源(2,344,565千円)}}{\text{一般財源総額(41,813,245千円)}} \times 100$$



5.2.2 26市の公債費負担比率

公債費負担比率は26市中6番目に低い数値となっています。



5 財政指標

5.3 経常収支比率

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうち、どんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）がどの程度経常的な支出（経常的経費）に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとします。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充当できる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では70～80%程度が適正水準と言われていますが、多摩市のようにインフラの整った都市部ではもう少し高めの数値となります。多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度）では、決算時91%以下を目標として設定しながら、市民サービスの向上や財政運営の改善に努めています。

※経常的経費…職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、継続して支出する固定的な経費を経常的経費といいます。

○ 現在の算定方式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

※平成13年度から減税補てん債と臨時財政対策債を分母に加えて算定する方式に変わりました。18年度に減税補てん債が終了し、25年度からは国の制度改正に伴い、普通交付税の不交付団体は臨時財政対策債の借入れができなくなったため、従来の方式と現在の方式の数値は等しくなります。

5.3.1 経常収支比率の推移

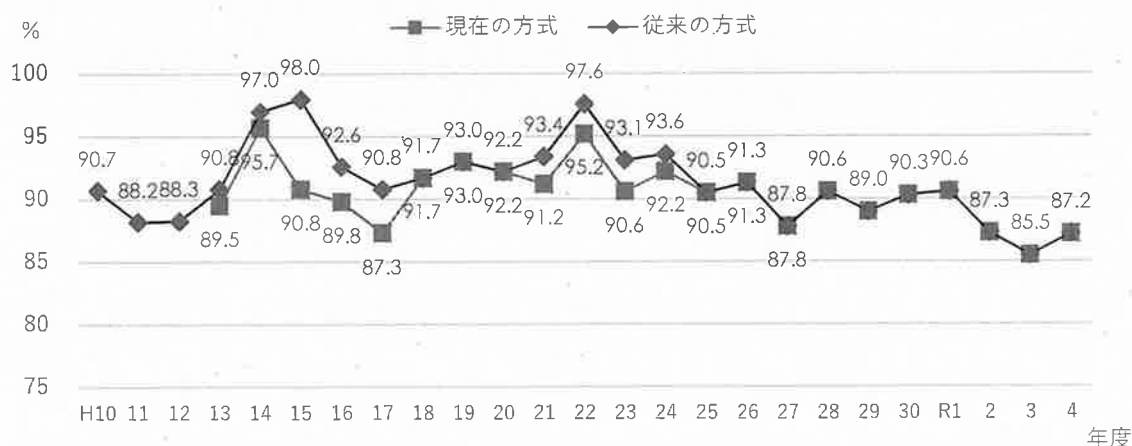
多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、平成14年度は95.7%と非常に高い数値となりましたが、「多摩市行財政再構築プラン」による歳出の見直しなどにより改善に向かいました。その後、再び90%を超え、平成22年度には95.2%と平成14年度の状況に近づきましたが、平成23年度以降は改善しています。

多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要に对应していくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

令和4年度の経常収支比率は87.2%で、前年度より1.7ポイント上昇しました。

分母の経常一般財源総額では、株式等譲渡所得割交付金や配当割交付金が減少したものの、市税や法人事業税交付金の増加により、総額で6.6億円増加し、1.7ポイント分改善しました。

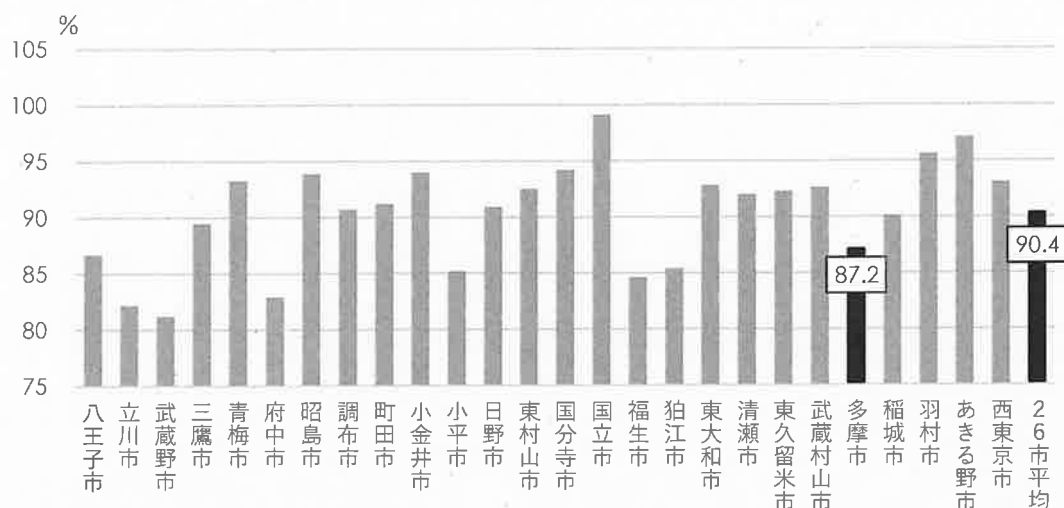
一方、分子の経常的経費充当一般財源は、人件費や補助費等に対する額が減少したものの、物件費や公債費に対する額の増加により、総額で11.5億円増加し、3.5ポイント分上昇しました。



5 財政指標

5.3.2 26市の経常収支比率

令和4年度の多摩市の経常収支比率は87.2%で、26市との比較では8位となり平均値90.4%に対し3.2ポイント低い結果となりました。なお、算定方式は臨時財政対策債が計算の分母に加わるため、臨時財政対策債発行額の多寡により、数値が大きく変動します。

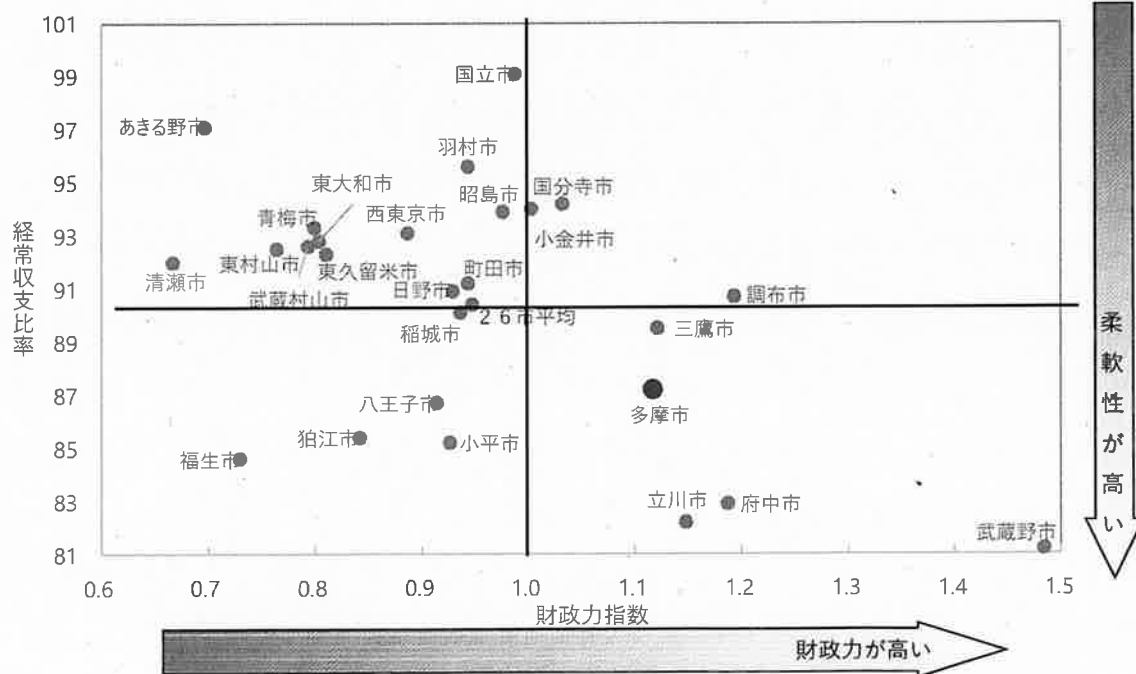


5.3.3 26市の経常収支比率・財政力指数の関係

令和4年度の各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、26市の中で財政力は高く（良く）、経常収支比率も平均より低く（良く）なっています。

今後も多摩市が健全財政を維持していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常的経費をより一層見直すとともに、新たな歳入の確保が必要です。



5 財政指標

5.4 健全化判断比率等

平成18年度に話題となった地方自治体の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、①分かりやすい指標を作り、②普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、③財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

5.4.1 健全化判断比率

令和4年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（4指標）は、平成19～令和3年度決算に引き続き、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	－	－	3.0	－
早期健全化基準 ※1	11.72	16.72	25.00	350.00
財政再生基準 ※2	20.00	30.00	35.00	

- ・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。
- ・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載しています。
- ※1 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）
- ※2 健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

5.4.2 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる公営企業会計は、下水道事業会計のみです。

下水道事業会計の令和4年度決算は、平成19～令和3年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「－」となり経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業会計	－	2,223,500千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

- ・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。
- ・資金の不足額がない場合は、「－」を記載しています。
- ・事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第1号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載しています。
- ※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

5.4.3 健全化判断比率等の概要について

ア. 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等 …多摩市では一般会計のみが該当（平成20年度までは受託水道事業特別会計が該当）
- 実質赤字額 …繰上充用額 +（支払繰延額 + 事業繰越額）

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません。（実質収支額は黒字の2,485,054千円）
 実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

イ. 連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

- 全ての会計…多摩市の全会計、一般会計と4つ（国民健康保険、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計が該当（平成25年度までは介護保険サービス事業が該当）
- 連結実質赤字額…イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額
 - ・イ…一般会計及び公営企業（下水道事業会計）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ・ロ…公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ・ハ…一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ・ニ…公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。（実質収支額の合計 15,236,927千円）連結実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

ウ. 実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還…イからホまでの合計額
 - ・イ…満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ・ロ…一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ハ…組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ニ…債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ・ホ…一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額…地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

各年度ごと（単年度）の実質公債費比率			3か年平均（「3か年の合計」÷3で、小数点以下第2位を切り捨て）
R2年度	…	1.86%	
R3年度	…	3.71%	
R4年度	…	3.61%	
			3.0%

5 財政指標

エ. 将来負担比率（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額… イからチまでの合計額

- ・イ…一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ…債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ・ハ…一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ…当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ…退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ…地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト…連結実質赤字額
- ・チ…組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額… イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○特定財源見込額… イからニまでの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

…地方交付税法の規定により、イからニまでに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

将来負担額（イからチまでの合計額19,447,405千円）に対して、そこから差し引く「充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は28,316,256千円であり、計算上の分子（将来負担）がマイナスになるため、判断比率は「－」を記載しています。

オ. 資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額…（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

○解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。（多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません）

○事業の規模…営業収益の額－受託工事収益の額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

下水道事業会計では、「資金不足額」は生じていません。（剰余額 11,100,128千円）
資金の不足額がないため、資金不足比率は「－」を記載しています。

5 財政指標

〔コラム〕実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると…

財政健全化法に伴う財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）算定において、令和4年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「－（算定不可）」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額（剰余額・黒字額）等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「－」	⇒	△ 7.76%	(△ 9.04%)
連結実質赤字比率	「－」	⇒	△ 47.61%	(△45.87%)
実質公債費比率	3.0%	⇒	3.0%	(2.9%)
将来負担比率	「－」	⇒	△ 28.7%	(△35.2%)
資金不足比率（下水）	「－」	⇒	△ 499.2%	(△463.8%)

と、マイナスの指数になります。

（ ）は前年度数値

実質赤字比率や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余額が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支額の割合）は3～5%程度が望ましい」と言われていることから、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

総務省から算定結果が公表されている令和3年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較すると、実質公債費比率は、東京都市町村の平均より数値が高くなりましたが、全国平均よりは低く、また、将来負担比率も、全国平均よりも数値が低くなっており、「多摩市の財政は健全性が高い」ということが確認できます。

（参考）令和3年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

	多摩市 令和3年度決算に 基づく算定結果	各指標の平均値		早期健全化基準を超える団体の数	
		全国の 市区町村	東京都 市町村	全国 (都道府県を含む)	東京都 市町村
実質赤字比率	△9.04%			なし	なし
連結実質赤字比率	△45.87%			なし	なし
実質公債費比率	2.9%	5.5%	1.1%	1団体	なし
将来負担比率	△35.2%	15.4%		なし	なし

5 財政指標

(参考) 決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します

※平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \{ \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{32,000,535} = \boxed{\text{なし}}$$

○一般会計等 ⇒ 多摩市では一般会計のみが該当

○標準財政規模 32,000,535

○繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0
⇒ 繰上充用は行っていない

○支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0
⇒ 支払繰延額はない

○事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない

イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) \text{が} (\text{ハ} + \text{ニ}) \text{を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (4,136,799 + 11,100,128)}{32,000,535} = \boxed{\text{なし}}$$

○標準財政規模 32,000,535

(イ) 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額 0
⇒ 対象となる会計は一般会計と3つ（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計。全ての会計において実質赤字額なし

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0
⇒ 対象となる会計は下水道事業会計。資金不足額なし

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 4,136,799
⇒ 対象となる会計は上記(イ)と同じ。4つの会計の実質黒字（実質収支額）の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 11,100,128
⇒ 対象となる会計は上記(ロ)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額（実質収支額）

※単位はすべて千円

5 財政指標

ウ. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3ヵ年平均}$$

R2年度	=	$\frac{(\text{2,450,932}) - (\text{1,896,771})}{(\text{31,128,105}) - (\text{1,328,009})}$	=	1.85959%
R3年度	=	$\frac{(\text{2,571,568}) - (\text{1,474,076})}{(\text{30,791,116}) - (\text{1,244,557})}$	=	3.71445%
R4年度	=	$\frac{(\text{2,688,650}) - (\text{1,576,266})}{(\text{32,000,535}) - (\text{1,160,073})}$	=	3.60690%

3ヵ年平均
(小数点以下第二位を切り捨てて表示) = 3.0%

	R2決算	R3決算	R4決算
○元利償還金（繰上償還額等を除く）	1,994,771	1,918,926	2,192,576
⇒ 一般会計歳入歳出決算書の数値			

○準元利償還金 ⇒ 下記(イ)～(ホ)の合計額

(イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額	0	0	0
⇒ 満期一括の地方債償還額なし			
(ロ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	42,520	39,194	34,525
⇒ 下水道事業会計への繰出金（地方債償還・雨水分）			
(ハ) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	21,967	1,279	1,045
⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分			
(ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	391,674	612,169	460,504
⇒ 資源化センター用地買戻し分、関戸公民館施設買戻し分など			
(ホ) 一時借入金の利子	0	0	0
⇒ 一時借入金の借入なし			

○標準財政規模	31,128,105	30,791,116	32,000,535
---------	------------	------------	------------

○特定財源	568,762	229,519	416,193
⇒ 東京都補助金（ニュータウン財政補完）＋市営住宅使用料の一部＋元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額			

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,328,009	1,244,557	1,160,073
⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額			

※単位はすべて千円

5 財政指標

エ. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額}}$$

$$= \frac{19,447,405 - (18,287,095 + 3,054,201 + 6,974,960)}{32,000,535 - 1,160,073} = \boxed{\text{なし}}$$

○将来負担額 ⇒ 下記(イ)～(チ)の合計額

(イ) 一般会計等の地方債現在高	16,038,098
⇒ 主要施策の成果説明書の令和4年度末地方債残高を使用	
(ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）	583,080
⇒ 普通会計（決算統計）の令和4年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額	
(ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	123,013
⇒ 下水道事業会計の雨水負担分	
(ニ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額	7,397
⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額（東京たま広域資源循環組合）	
(ホ) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額	2,695,817
⇒ 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額	
(ヘ) 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	0
⇒ 該当なし	
(ト) 連結実質赤字額	0
⇒ 該当なし	
(チ) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
⇒ 該当なし	

○充当可能基金額 18,287,095
⇒ 一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上記(イ)～(ヘ)の償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金残高合計額

○特定財源見込額 3,054,201
⇒ 上記(イ)～(ニ)の償還額等に充てることができる特定の歳入見込で、東京都補助金（ニュータウン財政補完）＋市営住宅使用料の一部＋都市計画税収入額の一部を算入

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 6,974,960
⇒ 地方交付税法の規定により、(イ)～(ニ)に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

○標準財政規模 32,000,535

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 1,160,073
⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

※単位はすべて千円

5 財政指標

オ. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした} \\ \text{地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$$

$$= \frac{(\quad 452,503 \quad + \quad 0 \quad - \quad 11,552,631 \quad) - \quad 0}{2,223,500 \quad - \quad 0} = \boxed{\text{なし}}$$

※多摩市で該当となる会計は、下水道事業会計のみ

○流動負債 452,503
⇒ 貸借対照表 負債の部 流動負債合計から企業債等を控除した額

○建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 0
⇒ 該当なし

○流動資産 11,552,631
⇒ 貸借対照表 資産の部 流動資産合計

○解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 0
⇒ 資金不足額が生じていないため算定せず

○営業収益の額 2,223,500
⇒ 損益計算書 営業収益の額

○受託工事収益の額 0
⇒ 該当なし

※単位はすべて千円

令和4年度 多摩市の財政状況(決算の概要)

印刷物番号 5-12
編集 多摩市企画政策部財政課
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
Tel.042(338)6814
発行 令和5年8月
印刷 庁内印刷

令和5年人事委員会勧告等の概要

令和5年10月13日
東京都人事委員会

1 ポイント

○ 例月給、特別給ともに2年連続の引上げ改定

例月給

- ・ 公民較差（3,569円、0.88%）解消のため、給料表を引上げ改定
- ・ 初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定

特別給（賞与）

- ・ 年間支給月数を0.10月分（4.55月→4.65月）引上げ、勤勉手当に配分

2 職員と民間従業員の給与比較

(1) 比較の方法

- ・ 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内11,186事業所を調査母集団とし、そのうち1,242事業所を無作為抽出して調査

（調査完了754事業所 調査実人員52,485人）

＜例月給＞職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、ラスパイレース方式により、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて両者の給与水準を比較

＜特別給＞民間従業員に対する直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

(2) 比較の結果

＜例月給＞

（平均年齢 41.6歳）

民間従業員	職員	公民較差
409,882円	406,313円	3,569円（0.88%）

（注）職員給与は、本年4月の行政職給料表（一）適用者（新卒採用職員を除く。）の給与

＜特別給＞

民間支給割合	職員支給月数	差
4.63月	4.55月	0.08月

3 給与の改定

(1) 改定の考え方

- ・ 民間従業員の給与が職員の給与を上回っていることから、給料表を引上げ改定配分[給料2,968円、はね返し（地域手当など）601円]
- ・ 特別給についても、民間の支給割合が職員の年間支給月数を上回るため引上げ

(2) 改定の内容

ア 給料表

区 分	内 容
行政職給料表（一）	・ 人材確保の観点から初任層に重点を置きつつ、全級全号給を引上げ 《平均改定率 0.9%》 ・ 課題として言及してきた1級・2級の昇給幅を是正
	・ 初任給は、民間や国の初任給の状況を踏まえ引上げ Ⅰ類B +8,300円（187,900円→196,200円） Ⅱ類 +7,900円（162,500円→170,400円） Ⅲ類 +7,900円（152,200円→160,100円）

※ その他の給料表については、行政職給料表（一）の改定内容を基本として改定

※ 指定職給料表については、国に準じて改定

イ 特別給

- ・ 民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.10月分引上げ
（指定職給料表適用職員等は0.05月分引上げ）
- ・ 引上げは勤勉手当で実施

(3) 実施時期

- ・ 給料表の改定は、令和5年4月に遡及して実施
- ・ 特別給の引上げは、令和5年12月支給の期末・勤勉手当から実施

4 在宅勤務等手当

- ・ 人事院が本年勧告した手当については、国との制度均衡を考慮しつつ、都の実情や法改正を踏まえた検討が必要
- ・ 在宅勤務等手当を支給する場合は、併せて通勤手当の取扱いも検討すべき

5 今後の課題

(1) 能力・業績を反映した給与制度の更なる進展

- ・ 特別給については、期末・勤勉手当への適正な配分等を引き続き検証
- ・ 昇給制度については、任命権者による見直しや定年引上げの影響を含めた運用実態を分析し、適切な対応を検討

(2) 職務給の更なる進展等

- ・ 定年引上げ等による職級構成の変化を注視し、適切な対応を検討

(3) 新たな給与制度の在り方についての検討

- ・ 本年、人事院が示した給与制度のアップデートに関する事項について、国の動向を注視し、都の実情を踏まえ必要に応じて対応を検討
- ・ 定年引上げ完成後、60歳前後での給与水準が連続的になるよう、新たな給与制度の在り方について研究・検討

6 人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）

- ・都を公務部門間のみならず民間企業との間でも有為な人材にとって魅力ある職場とするため、人材マネジメントに対する企業の考え方やキャリア展望に関する就業者の意識の変化を十分に考慮の上、多くの人から「選ばれる都庁」とするための取組を積極的に進めることが必要
- ・ライフスタイルや働き方が多様化している状況では、個々の職員の違いを認め、多様な人材を生かし、能力を最大限に発揮できるようにすることも欠かせない

(1) 多様な人材の確保・育成・活躍の推進

ア 人材確保・育成に向けた取組

- ・人材獲得競争が激化し、採用試験の申込者数が減少。都では、10年前の3分の1程度の水準にまで落ち込んでおり、危機的状況
- ・「選ばれる都庁」になるためには、自らの現状を把握・分析した上で、都庁の強みを生かすとともに、弱みを改善していく地道な取組を迅速に進めることが必要
- ・採用制度については、試験の方法の見直しや採用チャネルの多様化を進める
- ・民間経験者等向けの採用試験について、適性検査の導入を拡大していく
- ・技術職の民間併願者等の受験を誘引するため、具体策を速やかに検討・実施
- ・特定の分野に限定せず、キャリアを有する人材に開かれた採用を積極的に行う
- ・主任級職選考は、若手職員にもこれまで以上に都政の課題分析や施策立案につながる能力が求められていくことや、職員のモチベーションの維持・向上を図る必要があることを踏まえ、速やかに制度改正を行う
- ・管理職選考については、受験率の低迷が長年の課題。昇任後における不安感や管理職の働き方に対する抵抗感を払拭し、受験の負担を軽減するための取組を推進するとともに、自らのキャリアデザインを描いていける環境の整備が必要
- ・国や民間など多様な主体との交流を活発化させ、外部の知識やスキルを積極的に取り込んで職員の知見を向上させることも大切
- ・若手のうちから成長を実感でき、一人ひとりのキャリア形成を支援する人材育成や能力開発に引き続き積極的に取り組むことを望む

イ 誰もが活躍できる都庁の実現

- ・様々な個性や事情が配慮され、全ての職員に活躍できる環境が公平に提供される、ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）が尊重された都庁を実現することが重要
- ・「障害者活躍推進計画」に定めた取組を着実に推進し、障害を有する職員にとって働きやすい職場づくりが必要。周囲の職員が相談できる環境をはじめ、組織に対するサポートを充実していかなければならない

- ・高齢層職員については、リスクリングの実施とともに多様な働き方を実現できるよう配慮することが重要

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア ライフ・ワーク・バランスの推進

- ・柔軟で多様な働き方の推進は、誰もが活躍できる勤務環境を整備し、生活と仕事の両立支援を図る上で極めて重要
- ・テレワークについては、行政サービスを維持しつつ、希望する職員が実施することに障壁がないよう、ハード、職場風土、業務の在り方等の継続的な改善を期待
- ・昨年度の本庁における一人当たりの平均超過勤務時間数は引き続き高い水準。管理職のマネジメント意識・能力の向上、デジタルツールを活用した業務改善等に不断に取り組むことが必要
- ・長時間労働の是正に向けては、原因を分析した上でその対策を講じていくことが肝要
- ・令和7年度の男性職員の1週間以上の育業取得目標を90%に上方修正し、育業を推進していることを評価。全ての任命権者において、育業等をしやすい勤務環境の具体的な整備を一層推進することを期待
- ・職員一人ひとりが、性別等によるアンコンシャス・バイアスの存在を自覚した上で、その意識を見直し、お互いを尊重する職場風土を醸成することが必要

イ 職員の勤務環境の整備

- ・管理職は率先垂範して、ハラスメントを防止し、組織としてハラスメントを根絶する強い意志を持って取り組むことが重要
- ・精神疾患を理由とする長期療養者数が増加傾向。メンタル面の不調は、誰でも抱え得る問題であることを前提に、引き続き支援が必要

(3) 公務員としての規律の徹底

- ・全ての職員が都民の信頼に応える高い倫理観と高潔な使命感の下、公共のために働くという責任と誇りを持って誠実かつ公正に職務に精励することを強く望む

答申案について

資料18

1 年間報酬・給与総額（令和5年度）

（単位 円）

	給料・報酬 月額	給料・報酬 支給総額	期末手当	年間収入合計	26市範囲	26市平均	多摩市順位
市長	955,400	11,464,800	4,815,216	16,280,016	853,000 ～ 1,110,000	970,400	16
副市長	835,000	10,020,000	4,208,400	14,228,400	740,000 ～ 940,000	835,269	14
教育長	793,200	9,518,400	3,997,728	13,516,128	691,000 ～ 830,000	767,700	11
議長	582,500	6,990,000	2,865,900	9,855,900	505,000 ～ 750,000	592,212	13
副議長	531,700	6,380,400	2,615,964	8,996,364	456,000 ～ 680,000	534,258	13
議運・委員会委員長	501,900	6,022,800	2,469,348	8,492,148	441,000 ～ 630,000	502,595	9
議員	497,000	5,964,000	2,445,240	8,409,240	433,000 ～ 610,000	505,077	14

※19市中

2 期末手当支給月数（令和4年度）

	多摩市支給月数	26市範囲	26市平均	多摩市順位
市長・副市長・教育長	4.200	3.750 ～ 4.450	4.337	22
議員	4.100	3.850 ～ 5.000	4.392	23

(単位 円)

3 答申案：報酬は変更なし、期末手当を4.65月（常勤連動）に変更した場合

	給料・報酬 月額	給料・報酬支給総 額	期末手当	年間収入合計	現行からの 増加年額	現行から の増加率
市長	955,400	11,464,800	5,331,132	16,795,932	515,916	0.03169
副市長	835,000	10,020,000	4,659,300	14,679,300	450,900	0.03169
教育長	793,200	9,518,400	4,426,056	13,944,456	428,328	0.03169
議長	582,500	6,990,000	3,250,350	10,240,350	384,450	0.03901
副議長	531,700	6,380,400	2,966,886	9,347,286	350,922	0.03901
議運・委員会委員長	501,900	6,022,800	2,800,602	8,823,402	331,254	0.03901
議員	497,000	5,964,000	2,773,260	8,737,260	328,020	0.03901

4 その他

- ・現在、非常勤特別職の期末手当の支給月数は、6月期と12月期で異なるが、改正後は6月期と12月期とで等分する。（議員：6月期：100分の197.5、12月期100分の212.5、議員以外：6月期100分の202.5、12月期100分の217.5）
 - ・期末手当を常勤の期末・勤勉手当総支給月数に連動させる場合も、今後の多摩市特別職報酬等審議会での審議内容は、特別職の報酬と期末手当についてとする。
- （開催の度に、期末手当について常勤の期末・勤勉手当総支給月数に連動させてことで問題ないか確認を行う。）

5 実施時期

審議会としては令和6年4月1日からの実施を想定するが、今後、社会情勢の変化が生じた場合には、実施時期について検討されたい。